別添２

高速自動車国道中央自動車道
富士吉田線等に関する協定

高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と中日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）第６条第１項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号）第１３条第１項の規定に基づき、平成１８年３月３１日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第４条中「別紙１－８３」を「別紙１－８６」に改める。

第５条中「別紙１－８３」を「別紙１－８６」に改める。

第１３条中「別紙１－８３」を「別紙１－８６」に改める。

別紙１－２から別紙１－１０、別紙１－１２から別紙１－１５、別紙１－１７から別紙１－２２、別紙１－２４から別紙１－２６、別紙１－２８から別紙１－３０、別紙１－３２から別紙１－３４、別紙１－３６から別紙１－４０、別紙１－４２から別紙１－４４、別紙１－５０から別紙１－５３、別紙１－５５から別紙１－５８、別紙１－６０、別紙１－６１、別紙１－６７、別紙１－７０、別紙１－７１、別紙１－７８から別紙１－８３を次のとおり改める。

別紙１－２

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

第二東海自動車道横浜名古屋線
（神奈川県海老名市門沢橋から神奈川県厚木市下津古久まで）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

第二東海自動車道　横浜名古屋線

（2） 工事の区間

（イ） 工事の区間　　神奈川県海老名市門沢橋　　から
神奈川県厚木市下津古久　　まで

（ロ） 延　　長　　1．5 キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 道路の区分　　第 1 種 第 1 級（道路構造令）
・なお、暫定施工時は、第1種第2級（道路構造令）

（ロ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度（キロメートル/時）	延　長（キロメートル）	摘　要
神奈川県海老名市門沢橋 から 神奈川県厚木市下津古久 まで	120	1．5	

別　紙　1

（ハ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（二） 車線の幅員　3．50 メートル

（ホ） 車線数

設　計　区　間	工事施工	用地買収	摘　要
神奈川県海老名市 門沢橋　から 神奈川県厚木市 下津古久　まで	4 車線	6 車線	

（へ） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左　側	計	左　側	右　側	計	
土工（掘割）部分	－	－	－	－	－	
トンネル部分	－	－	－	－	－	
橋梁高架部分 （中小橋）	－	－	－	－	－	
橋梁高架部分 （長大橋）	1．75×2	3．50	－	－	－	

別　紙　1

（ト） 付加車線の標準幅員　　―　メートル

（チ） 中央帯の標準幅員

－　メートル　（土工部）

2．25　メートル　（橋梁部）

（リ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　考
一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）	神奈川県海老名市門沢橋	立体接続	海老名南ジャンクション（仮称）
第一東海自動車道	神奈川県海老名市門沢橋	立体接続	海老名南ジャンクション（仮称）
一般国道129号	神奈川県厚木市下津古久	立体接続	厚木南インターチェンジ（仮称）

（4） 工事予算

119，500 百万円（消費税込み）

別　紙　1

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　平成　10　年　4　月　17　日
②工事の完成予定年月日　　平成　29　年　3　月　31　日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

106，108 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　102，197 百万円）（消費税込み）

別紙１－３

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

第二東海自動車道横浜名古屋線
（神奈川県厚木市下津古久から神奈川県伊勢原市上粕屋まで）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

第二東海自動車道　横浜名古屋線

（2） 工事の区間

（イ） 工事の区間　　神奈川県厚木市下津古久　　から
神奈川県伊勢原市上粕屋　　まで

（ロ） 延　　長　　6．7 キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 道路の区分　　第 1 種 第 1 級（道路構造令）
・なお、暫定施工時は、第1種第2級（道路構造令）

（ロ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度（キロメートル/時）	延　長（キロメートル）	摘　要
神奈川県厚木市下津古久 から 神奈川県伊勢原市上粕屋 まで	120	6．7	

別　紙　1

（ハ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（二） 車線の幅員　3．50 メートル

（ホ） 車線数

設　計　区　間	工事施工	用地買収	摘　要
神奈川県厚木市 下津古久　から 神奈川県伊勢原市 上粕屋　まで	4 車線	6 車線	

（ヘ） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左　側	計	左　側	右　側	計	
土工（掘割）部分	－	－	－	－	－	
トンネル部分	－	－	－	－	－	
橋梁高架部分 （中小橋）	－	－	－	－	－	
橋梁高架部分 （長大橋）	1．75×2	3．50	－	－	－	

（ト） 付加車線の標準幅員　　3．50 メートル

（チ） 中央帯の標準幅員

－　メートル　（土工部）

2．25　メートル　（橋梁部）

（リ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　考
一般国道129号	神奈川県厚木市 下津古久	立体接続	厚木南インターチェンジ（仮称）
第一東海自動車道	神奈川県伊勢原市 東富岡	立体接続	伊勢原ジャンクション（仮称）
一般国道246号 （厚木秦野道路）	神奈川県伊勢原市 上粕屋	立体接続	伊勢原北インターチェンジ（仮称）

（4） 工事予算

269，859 百万円（消費税込み）

別　紙　1

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　平成　10　年　4　月　17　日
②工事の完成予定年月日　　平成　31　年　3　月　31　日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

288，813 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　278，417 百万円）（消費税込み）

別紙１－４

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項）

第二東海自動車道横浜名古屋線
（神奈川県伊勢原市上粕屋から神奈川県秦野市柳川まで）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

第二東海自動車道　横浜名古屋線

（2） 工事の区間

（イ） 工事の区間　　神奈川県伊勢原市上粕屋　　から
神奈川県秦野市柳川　　まで

（ロ） 延　　長　　12．8 キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 道路の区分　　第 1 種 第 1 級（道路構造令）
・なお、暫定施工時は、第1種第2級（道路構造令）

（ロ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度（キロメートル/時）	延　長（キロメートル）	摘　要
神奈川県伊勢原市上粕屋　から 神奈川県秦野市柳川　まで	120	12．8	

別　紙　1

（ハ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（二） 車線の幅員　　3．50 メートル

（ホ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県伊勢原市上粕屋 から 神奈川県秦野市柳川 まで	4 車線	6 車線	

（へ） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工（掘割）部分	－	－	2．50	1．25	3．75	
トンネル部分	－	－	1．00	1．00	2．00	
橋梁高架部分（中小橋）	－	－	2．50	1．25	3．75	
橋梁高架部分（長大橋）	－	－	1．75	1．25	3．00	

別　紙　1

（ト） 付加車線の標準幅員　　ー　メートル

（チ） 中央帯の標準幅員

－　メートル　（土工部）
－　メートル　（橋梁部）

（リ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　考
一般国道246号（厚木秦野道路）	神奈川県伊勢原市上粕屋	立体接続	伊勢原北インターチェンジ（仮称）
一般国道246号	神奈川県秦野市菖蒲	立体接続	秦野インターチェンジ（仮称）

（4） 工事予算

331，835 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　平成　12　年　1　月　12　日
②工事の完成予定年月日　　平成　33　年　3　月　31　日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

391，923 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　376，101 百万円）（消費税込み）

別紙１－５

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項）

第二東海自動車道横浜名古屋線
（神奈川県秦野市柳川から静岡県御殿場市駒門まで）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

第二東海自動車道　横浜名古屋線

（2） 工事の区間

（イ） 工事の区間　　神奈川県秦野市柳川　　から
静岡県御殿場市駒門　　まで

（ロ） 延　　長　　32. 3 キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 道路の区分　　第 1 種 第 1 級（道路構造令）
なお、暫定施工時は、第1種第2級（道路構造令）

（ロ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度（キロメートル/時）	延　長（キロメートル）	摘　要
神奈川県秦野市柳川　から 静岡県御殿場市駒門　まで	120	32. 3	

別　紙　1

（ハ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（二） 車線の幅員　　3．50 メートル

（ホ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県秦野市柳川 から 静岡県御殿場市駒門 まで	4 車線	6 車線	

（へ） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工（掘割）部分	2．50×2	5．00	2．50	1．25	3．75	
トンネル部分	――――	―――	1．00	1．00	2．00	
橋梁高架部分（中小橋）	2．50×2	5．00	2．50	1．25	3．75	
橋梁高架部分（長大橋）	1．75×2	3．50	1．75	1．25	3．00	

別　紙　1

（ト） 付加車線の標準幅員　　―――　　メートル

（チ） 中央帯の標準幅員

4．50　メートル　（土工部）
4．50　メートル　（橋梁部）

（リ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
一般国道138号及び県道仁杉柴怒田線	静岡県御殿場市柴怒田	立体接続	御殿場インターチェンジ（仮称）
第一東海自動車道	静岡県御殿場市駒門	立体接続	御殿場ジャンクション

（4） 工事予算

503，579 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　平成　18　年　4　月　19　日
②工事の完成予定年月日　　平成　33　年　3　月　31　日

別　紙　1

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

595，697 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　570，247 百万円）（消費税込み）

別紙１－６

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項）

第二東海自動車道横浜名古屋線
（静岡県御殿場市駒門から静岡県駿東郡長泉町大字元長窪まで）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

第二東海自動車道　横浜名古屋線

（2） 工事の区間

（イ） 工事の区間　　静岡県御殿場市駒門　　から
静岡県駿東郡長泉町大字元長窪　　まで

（ロ） 延　　長　　13．2 キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 道路の区分　　第 1 種 第 1 級（道路構造令）

（ロ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度 （キロメートル/時）	延　長 （キロメートル）	摘　要
静岡県御殿場市駒門　から 静岡県駿東郡長泉町大字元長窪　まで	120	13．2	

別　紙　1

（ハ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（ニ） 車線の幅員　3.50 メートル 及び 3.75 メートル

（ホ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
静岡県御殿場市駒門 から 静岡県駿東郡長泉町大字元長窪 まで	4 車線	6 車線	

（ヘ） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工（掘割）部分	－	－	3．00	1．75	4．75	
トンネル部分	－	－	1．00	1．00	2．00	
橋梁高架部分（中小橋）	－	－	－	－	－	
橋梁高架部分（長大橋）	－	－	3．00	1．25	4．25	

別　紙　1

（ト） 付加車線の標準幅員　　3．50　メートル

（チ） 中央帯の標準幅員

ー　メートル　（土工部）
ー　メートル　（橋梁部）

（リ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　考
第一東海自動車道	静岡県御殿場市駒門	立体接続	御殿場ジャンクション
一般国道1号（伊豆縦貫自動車道）及び県道大岡元長窪線	静岡県駿東郡長泉町大字元長窪	立体接続	長泉沼津インターチェンジ

（4） 工事予算

228，590 百万円（消費税込み）

別　紙　1

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　平成　10　年　1　月　20　日
②工事の完成予定年月日　　平成　24　年　4　月　14　日　　（供用開始）
　　平成　26　年　3　月　30　日　　（残事業完成）

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

149，403 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　149，403 百万円）（消費税込み）

別紙１－７

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項）

第二東海自動車道横浜名古屋線
（静岡県駿東郡長泉町大字元長窪から静岡県浜松市北区引佐町東黒田まで）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

第二東海自動車道　横浜名古屋線

（2） 工事の区間

（イ） 工事の区間　　静岡県駿東郡長泉町大字元長窪　　から
静岡県浜松市北区引佐町東黒田　　まで

（ロ） 延　　長　　131．5 キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 道路の区分　　第 1 種 第 1 級（道路構造令）

（ロ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度（キロメートル/時）	延　長（キロメートル）	摘　要
静岡県駿東郡長泉町大字元長窪　から 静岡県浜松市北区引佐町東黒田　まで	120	131．5	

別　紙　1

（ハ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（ニ） 車線の幅員　　3．50 メートル および　3．75 メートル

（ホ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
静岡県駿東郡 長泉町大字元長窪　から 静岡県浜松市 北区引佐町東黒田　まで	4 車線	6 車線	

（ヘ） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工（掘割）部分	－	－	3．00	1．75	4．75	
トンネル部分	－	－	1．00	1．00	2．00	
橋梁高架部分 （中小橋）	－	－	3．00	1．75	4．75	
橋梁高架部分 （長大橋）	－	－	3．00	1．25	4．25	

別　紙　1

（ト） 付加車線の標準幅員　　３．５０　メートル

（チ） 中央帯の標準幅員

－　メートル　（土工部）
－　メートル　（橋梁部）

（リ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　考
一般国道1号（伊豆縦貫自動車道）及び県道大岡元長窪線	静岡県駿東郡長泉町大字元長窪	立体接続	長泉沼津インターチェンジ
一般国道139号（西富士道路）及び県道一色久沢線	静岡県富士市厚原	立体接続	新富士インターチェンジ
一般国道52号	静岡県静岡市清水区宍原	立体接続	新清水インターチェンジ
中部横断自動車道	静岡県静岡市清水区吉原	立体接続	新清水ジャンクション
県道清水富士宮線	静岡県静岡市清水区杉山	立体接続	清水いはらインターチェンジ
第一東海自動車道	静岡県静岡市清水区草ヶ谷	立体接続	清水ジャンクション
県道井川湖御幸線及び県道山脇大谷線	静岡県静岡市葵区下	立体接続	新静岡インターチェンジ

別　紙　1

一般国道1号 及び県道静岡朝比奈藤枝線	静岡県藤枝市 岡部町入野	立体接続	藤枝岡部インターチェンジ
一般国道473号	静岡県島田市 横岡新田	立体接続	島田金谷インターチェンジ
県道掛川天竜線	静岡県周智郡 森町睦実	立体接続	森掛川インターチェンジ
一般国道152号	静岡県浜松市 浜北区中瀬	立体接続	浜松浜北インターチェンジ
一般国道474号 （三遠南信自動車道）	静岡県浜松市 北区引佐町東黒田	立体接続	浜松いなさジャンクション
一般国道257号	静岡県浜松市 北区引佐町東黒田	立体接続	浜松いなさインターチェンジ
第一東海自動車道	静岡県浜松市 北区三ケ日町福長	立体接続	三ヶ日ジャンクション

（4） 工事予算

2，338，150 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　平成　5　年　12　月　4　日
②工事の完成予定年月日　　平成　24　年　4　月　14　日　（供用開始）
　　平成　26　年　3　月　30　日　（残事業完成）

別　紙　1

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1，019，303 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　1，019，303 百万円）（消費税込み）

別紙１－８

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項）

第二東海自動車道横浜名古屋線
（静岡県浜松市北区引佐町東黒田から愛知県豊田市岩倉町まで）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

第二東海自動車道　横浜名古屋線

（2） 工事の区間

（イ） 工事の区間　　静岡県浜松市北区引佐町東黒田　　から
愛知県豊田市岩倉町　　まで

（ロ） 延　　長　　55．2 キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 道路の区分　　第 1 種 第 1 級（道路構造令）
・なお、暫定施工時は、第1種第2級（道路構造令）

（ロ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度 （キロメートル/時）	延　長 （キロメートル）	摘　要
静岡県浜松市北区引佐町東黒田　から 愛知県豊田市岩倉町　まで	120	55．2	

別　紙　1

（ハ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（二） 車線の幅員　　3．50メートル

（ホ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
静岡県浜松市北区引佐町東黒田 から 愛知県豊田市岩倉町 まで	4 車線	6 車線	

（ヘ） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工（掘割）部分	2．50×2	5．00	2．50	1．25	3．75	
トンネル部分	—	—	1．00	1．00	2．00	
橋梁高架部分（中小橋）	2．50×2	5．00	2．50	1．25	3．75	
橋梁高架部分（長大橋）	1．75×2	3．50	1．75	1．25	3．00	

（ト） 付加車線の標準幅員　　3．50 メートル

（チ） 中央帯の標準幅員

4．50メートル(土工部)
4．50メートル(橋梁部)

（リ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
一般国道474号（三遠南信自動車道）	静岡県浜松市北区引佐町東黒田	立体接続	浜松いなさジャンクション
一般国道151号	愛知県新城市八束穂	立体接続	新城インターチェンジ（仮称）
一般国道473号	愛知県岡崎市樫山町	立体接続	額田インターチェンジ（仮称）
一般国道475号（東海環状自動車道）	愛知県豊田市岩倉町	立体接続	豊田東ジャンクション

（4） 工事予算

581，459 百万円（消費税込み）

別　紙　1

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　平成　5　年　12　月　4　日
②工事の完成予定年月日　　平成　27　年　3　月　31　日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

604，136 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　602，656 百万円）（消費税込み）

別紙１－９

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項）

中部横断自動車道

（静岡県静岡市清水区吉原から山梨県南巨摩郡南部町福士まで）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

中部横断自動車道

（2） 工事の区間

（イ） 工事の区間　　静岡県静岡市清水区吉原　　から
山梨県南巨摩郡南部町福士　　まで

（ロ） 延　　長　　20. 7 キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 道路の区分　　第 1 種 第 3 級（道路構造令）

（ロ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度（キロメートル/時）	延　長（キロメートル）	摘　要
静岡県静岡市清水区吉原 から 山梨県南巨摩郡南部町福士 まで	80	20. 7	

別　紙　1

（ハ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（二） 車線の幅員　　3．50 メートル

（ホ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
静岡県静岡市 清水区吉原　から 山梨県南巨摩郡 南部町福士　まで	2 車線	4 車線	

（ヘ） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工（掘割）部分	1．75×2	3．50	－	－	－	
トンネル部分	1．25×2	2．50	－	－	－	
橋梁高架部分 （中小橋）	1．75×2	3．50	－	－	－	
橋梁高架部分 （長大橋）	1．25×2	2．50	－	－	－	

別　紙　1

（ト） 付加車線の標準幅員　　3．50　メートル

（チ） 中央帯の標準幅員　　－　メートル　（土工部）
　　－　メートル　（橋梁部）

（リ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　考
第二東海自動車道横浜名古屋線	静岡県静岡市清水区吉原	立体接続	新清水ジャンクション
一般国道52号	山梨県南巨摩郡南部町福士	立体接続	富沢インターチェンジ（仮称）
中部横断自動車道	山梨県南巨摩郡南部町福士	平面接続	本線（新直轄）

（4） 工事予算

154，148 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　平成　11　年　1　月　8　日
②工事の完成予定年月日　　平成　30　年　3　月　31　日

別　紙　1

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

177，557 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　170，662 百万円）（消費税込み）

別紙１－１０

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

中部横断自動車道
（山梨県西八代郡市川三郷町宮原から山梨県南巨摩郡富士川町大椚まで）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

中部横断自動車道

（2） 工事の区間

（イ） 工事の区間　　山梨県西八代郡市川三郷町宮原　　から
山梨県南巨摩郡富士川町大椚　　まで

（ロ） 延　　長　　9．3 キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 道路の区分　　第 1 種 第 3 級（道路構造令）

（ロ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度（キロメートル/時）	延　長（キロメートル）	摘　要
山梨県西八代郡市川三郷町宮原 から 山梨県南巨摩郡富士川町大椚 まで	80	9．3	

別　紙　1

（ハ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（二） 車線の幅員　　3．50 メートル

（ホ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
山梨県西八代郡 市川三郷町宮原　から 山梨県南巨摩郡 富士川町大椚　まで	2 車線	4 車線	

（へ） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工（掘割）部分	1．75×2	3．50	－	－	－	
トンネル部分	1．25×2	2．50	－	－	－	
橋梁高架部分 （中小橋）	1．75×2	3．50	－	－	－	
橋梁高架部分 （長大橋）	1．25×2	2．50	－	－	－	

別　紙　1

（ト） 付加車線の標準幅員　　3．50　メートル

（チ） 中央帯の標準幅員　　－　メートル
　　－　メートル

（リ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
中部横断自動車道	山梨県西八代郡 市川三郷町宮原	平面接続	本線（新直轄）
県道市川三郷身延線	山梨県西八代郡 市川三郷町宮原	立体接続	六郷インターチェンジ（仮称）
一般国道52号	山梨県南巨摩郡 富士川町青柳町	立体接続	増穂インターチェンジ

（4） 工事予算

65，779 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　平成　11　年　1　月　8　日
②工事の完成予定年月日　　平成　29　年　3　月　31　日

別　紙　1

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

74，373 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　71，541 百万円）（消費税込み）

別紙１－１２

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

近畿自動車道名古屋亀山線

（愛知県名古屋市緑区大高町から愛知県名古屋市名東区貴船まで）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

近畿自動車道　名古屋亀山線

（2） 工事の区間

（イ） 工事の区間　　愛知県名古屋市緑区大高町　　から
愛知県名古屋市名東区貴船　　まで

（ロ） 延　　長　　12. 7 キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 道路の区分　　第 2 種 第 1 級（道路構造令）

（ロ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度（キロメートル/時）	延　長（キロメートル）	摘　要
愛知県名古屋市緑区大高町 から 愛知県名古屋市名東区貴船 まで	60	12. 7	

別　紙　1

（ハ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（二） 車線の幅員　　3．50メートル

（ホ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
愛知県名古屋市緑区大高町 から 愛知県名古屋市名東区貴船 まで	4 車線	4 車線	

（ヘ） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工（掘割）部分	1．25×2	2．50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分（中小橋）	1．25×2	2．50	—	—	—	
橋梁高架部分（長大橋）	1．25×2	2．50	—	—	—	

別　紙　1

（ト） 付加車線の標準幅員　　―　メートル

（チ） 中央帯の標準幅員

2．25　メートル　（土工部）
2．25　メートル　（橋梁部）
2．50　メートル　（掘割部）

（リ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　考
市道高速2号（名古屋高速道路）	愛知県名古屋市緑区大高町字茨谷山	立体接続	名古屋南ジャンクション
一般国道302号	愛知県名古屋市緑区大高町字北平部	立体接続	有松インターチェンジ
一般国道302号	愛知県名古屋市緑区黒沢台	立体接続	鳴海インターチェンジ
一般国道302号及び一般国道153号	愛知県名古屋市天白区梅ヶ丘	立体接続	植田インターチェンジ
市道高速1号四谷高針線（名古屋高速道路）	愛知県名古屋市名東区猪高町大字高針	立体接続	高針ジャンクション
一般国道302号	愛知県名古屋市名東区貴船	立体接続	上社南インターチェンジ

別　紙　1

（4） 工事予算

197，018 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　平成　12　年　1　月　12　日
②工事の完成予定年月日　　平成　23　年　3　月　20　日　（供用開始）
　　平成　25　年　3　月　30　日　（残事業完成）

2．工事に要する費用に係る債務引受限度額

137，262 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　137，262 百万円）（消費税込み）

別紙１－１３

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

近畿自動車道名古屋神戸線

（三重県四日市市伊坂町から三重県四日市市北山町まで）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

近畿自動車道　名古屋神戸線

（2） 工事の区間

（イ） 工事の区間　　三重県四日市市伊坂町　　から
三重県四日市市北山町　　まで

（ロ） 延　　長　　4．4 キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 道路の区分　　第 1 種 第 2 級（道路構造令）

（ロ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度（キロメートル/時）	延　長（キロメートル）	摘　要
三重県四日市市伊坂町 から 三重県四日市市北山町 まで	100	4．4	

別　紙　1

（ハ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（二） 車線の幅員　　3．50メートル

（ホ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
三重県四日市市伊坂町 から 三重県四日市市北山町 まで	4 車線	6 車線	

（へ） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工（掘割）部分	2．50×2	5．00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分（中小橋）	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分（長大橋）	1．75×2	3．50	—	—	—	

別　紙　1

（ト） 付加車線の標準幅員　　―　メートル

（チ） 中央帯の標準幅員

4．50　メートル　（土工部）
4．50　メートル　（橋梁部）

（リ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　考
近畿自動車道　名古屋亀山線	三重県四日市市伊坂町	立体接続	四日市ジャンクション
一般国道475号（東海環状自動車道）	三重県四日市市北山町	立体接続	四日市北ジャンクション（仮称）

（4） 工事予算

50，327 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　平成　11　年　1　月　8　日
②工事の完成予定年月日　　平成　28　年　3　月　31　日

別　紙　1

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

56，767 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　56，548 百万円）（消費税込み）

別紙１－１４

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

近畿自動車道名古屋神戸線
（三重県四日市市北山町から三重県三重郡菰野町大字潤田まで）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

近畿自動車道　名古屋神戸線

（2） 工事の区間

（イ） 工事の区間　　三重県四日市市北山町　　から
三重県三重郡菰野町大字潤田　　まで

（ロ） 延　　長　　8．2 キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 道路の区分　　第 1 種 第 1 級（道路構造令）
・なお、暫定施工時は、第1種第2級（道路構造令）

（ロ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度（キロメートル/時）	延　長（キロメートル）	摘　要
三重県四日市市北山町　から 三重県三重郡菰野町大字潤田　まで	120	8．2	

別　紙　1

（ハ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（二） 車線の幅員　　3．50メートル

（ホ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
三重県四日市市北山町 から 三重県三重郡菰野町大字潤田 まで	4 車線	6 車線	

（ヘ） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工（掘割）部分	2．50×2	5．00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分（中小橋）	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分（長大橋）	1．75×2	3．50	—	—	—	

別　紙　1

（ト） 付加車線の標準幅員　　―　メートル

（チ） 中央帯の標準幅員

4．50　メートル　（土工部）
4．50　メートル　（橋梁部）

（リ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　考
一般国道477号	三重県三重郡菰野町大字潤田	立体接続	菰野インターチェンジ（仮称）

（4） 工事予算

94，362　百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　平成　11　年　1　月　8　日
②工事の完成予定年月日　　平成　31　年　3　月　31　日

別　紙　1

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

107，923 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　103，774 百万円）（消費税込み）

別紙１－１５

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

近畿自動車道名古屋神戸線

（三重県三重郡菰野町大字潤田から三重県亀山市安坂山町まで）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

近畿自動車道　名古屋神戸線

（2） 工事の区間

（イ） 工事の区間　　三重県三重郡菰野町大字潤田　　から
三重県亀山市安坂山町　　まで

（ロ） 延　　長　　15．2 キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 道路の区分　　第 1 種 第 1 級（道路構造令）
なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令）

（ロ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度（キロメートル/時）	延　長（キロメートル）	摘　要
三重県三重郡菰野町大字潤田 から 三重県亀山市安坂山町 まで	120	15．2	

別　紙　1

（ハ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（二） 車線の幅員　　3．50 メートル

（ホ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
三重県三重郡菰野町大字潤田 から 三重県亀山市安坂山町 まで	4 車線	6 車線	

（へ） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工（掘割）部分	2．50×2	5．00	2．50	1．25	3．75	
トンネル部分	－	－	1．00	1．00	2．00	
橋梁高架部分（中小橋）	－	－	－	－	－	
橋梁高架部分（長大橋）	1．75×2	3．50	1．75	1．25	3．00	

別　紙　1

（ト） 付加車線の標準幅員　　－　メートル

（チ） 中央帯の標準幅員

4．50　メートル　（土工部）
4．50　メートル　（橋梁部）

（リ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　考
－	－	－	－

（4） 工事予算

179，217 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　平成　18　年　4　月　19　日
②工事の完成予定年月日　　平成　31　年　3　月　31　日

別　紙　1

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

203，763 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　194，885 百万円）（消費税込み）

別紙１－１７

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

近畿自動車道尾鷲多気線

（三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島から三重県度会郡大紀町崎まで）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

近畿自動車道　尾鷲多気線

（2） 工事の区間

（イ） 工事の区間　　三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島　から
三重県度会郡大紀町崎　まで

（ロ） 延　　長　　10．3 キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 道路の区分　　第 1 種 第 3 級（道路構造令）

（ロ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度（キロメートル/時）	延　長（キロメートル）	摘　要
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島 から 三重県度会郡大紀町崎 まで	80	10．3	

別　紙　1

（ハ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（二） 車線の幅員　　3．50メートル

（ホ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
三重県北牟婁郡紀北町 紀伊長島区東長島　から 三重県度会郡大紀町崎　まで	2 車線	4 車線	

（へ） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工（掘割）部分	1．75×2	3．50	1．75	1．00	2．75	
トンネル部分	1．25×2	2．50	—	—	—	
橋梁高架部分 （中小橋）	1．75×2	3．50	—	—	—	
橋梁高架部分 （長大橋）	1．25×2	2．50	—	—	—	

別　紙　1

（ト） 付加車線の標準幅員　　3．50メートル

（チ） 中央帯の標準幅員

—　メートル

（リ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　考
近畿自動車道尾鷲多気線	三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島	平面接続	本線（新直轄）
一般国道422号	三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島	立体接続	紀伊長島インターチェンジ
県道紀勢インター線	三重県度会郡大紀町崎	立体接続	紀勢大内山インターチェンジ

（4） 工事予算

47，788 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　平成　11　年　1　月　8　日
②工事の完成予定年月日　　平成　25　年　3　月　31　日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

52，070 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　51，723 百万円）（消費税込み）

別紙１－１８

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

近畿自動車道尾鷲多気線
（三重県度会郡大紀町崎から三重県多気郡大台町大字菅合まで）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

近畿自動車道　尾鷲多気線

（2） 工事の区間

（イ） 工事の区間　　三重県度会郡大紀町崎　　から
三重県多気郡大台町大字菅合　　まで

（ロ） 延　　長　　10．4 キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 道路の区分　　第 1 種 第 3 級（道路構造令）

（ロ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度（キロメートル/時）	延　長（キロメートル）	摘　要
三重県度会郡大紀町崎 から 三重県多気郡大台町大字菅合 まで	80	10．4	

別　紙　1

（ハ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（二） 車線の幅員　　3．50メートル

（ホ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
三重県度会郡大紀町崎 から 三重県多気郡大台町大字菅合 まで	2 車線	4 車線	

（へ） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工（掘割）部分	1．75×2	3．50	—	—	—	
トンネル部分	1．25×2	2．50	—	—	—	
橋梁高架部分（中小橋）	1．75×2	3．50	—	—	—	
橋梁高架部分（長大橋）	1．25×2	2．50	—	—	—	

別　紙　1

（ト） 付加車線の標準幅員　　3．50メートル

（チ） 中央帯の標準幅員

—　メートル

（リ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　考
県道紀勢インター線	三重県度会郡大紀町崎	立体接続	紀勢大内山インターチェンジ
一般国道42号	三重県多気郡大台町大字菅合	立体接続	大宮大台インターチェンジ

（4） 工事予算

38，636 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日　　平成　5　年　12　月　4　日

②工事の完成年月日　　平成　21　年　2　月　7　日　（供用開始）
平成　23　年　3　月　30　日　（残事業完成）

別　紙　1

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

27，425 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　27，425 百万円）（消費税込み）

別紙１－１９

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項）

近畿自動車道敦賀線

（福井県小浜市府中から福井県敦賀市高野まで）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

近畿自動車道　敦賀線

（2） 工事の区間

（イ） 工事の区間　　福井県小浜市府中　　から
福井県敦賀市高野　　まで

（ロ） 延　　長　　39．0 キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 道路の区分　　第 1 種 第 3 級（道路構造令）

（ロ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度 （キロメートル/時）	延　長 （キロメートル）	摘　要
福井県小浜市府中　から 福井県敦賀市高野　まで	80	39．0	

別　紙　1

（ハ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（二） 車線の幅員　　3．50メートル

（ホ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福井県小浜市府中 から 福井県敦賀市高野 まで	2 車線	4 車線	

（へ） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工（掘割）部分	1．75×2	3．50	—	—	—	
トンネル部分	1．25×2	2．50	—	—	—	
橋梁高架部分（中小橋）	1．75×2	3．50	—	—	—	
橋梁高架部分（長大橋）	1．75×2	3．50	—	—	—	

※ 土工部については、左側路肩を二次除雪作業に必要な作業幅員2．50mを確保する。

別　紙　1

（ト） 付加車線の標準幅員　　3．50メートル

（チ） 中央帯の標準幅員　　―　メートル

（リ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　考
県道上中田烏線	福井県三方上中郡若狭町上黒田	立体接続	上中インターチェンジ（仮称）
一般国道27号	福井県三方上中郡若狭町気山	立体接続	三方インターチェンジ（仮称）
一般国道27号	福井県三方郡美浜町太田	立体接続	美浜インターチェンジ（仮称）
北陸自動車道	福井県敦賀市高野	立体接続	敦賀ジャンクション（仮称）

（4） 工事予算

203，185 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　平成　11　年　1　月　8　日
②工事の完成予定年月日　　平成　27　年　3　月　31　日

別　紙　1

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

212，034　百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　211，033　百万円）（消費税込み）

別紙１－２０

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

中央自動車道富士吉田線（高井戸IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

中央自動車道　富士吉田線

（2） 工事の箇所

東京都杉並区上高井戸

（3） 工事方法

（イ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
都道環状放射5号線	東京都杉並区上高井戸	立体接続	浅間橋ONランプ
都道環状放射5号線	東京都杉並区上高井戸	立体接続	高井戸OFFランプ
主要地方道環状8号線	東京都杉並区上高井戸	立体接続	中之橋ONランプ

（4） 工事予算

42，100 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　昭和　37 年　10 月　 1 日

②工事の完成予定年月日　　平成　33 年　 3 月　31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

54，872 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 52，746 百万円）（消費税込み）

別紙１－２１

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

中央自動車道富士吉田線
（東京都八王子市元八王子一丁目から東京都八王子市元八王子二丁目まで）（改築）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

中央自動車道　富士吉田線

（2） 工事の区間

（イ） 工事の区間　　東京都八王子市元八王子一丁目　　から
東京都八王子市元八王子二丁目　　まで

（ロ） 延　　長　　1．0 キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 道路の区分　　第 1 種 第 3 級（道路構造令）

（ロ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度（キロメートル/時）	延　長（キロメートル）	摘　要
東京都八王子市元八王子一丁目 から 東京都八王子市元八王子二丁目 まで	80	1．0	

別　紙　1

（ハ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（二） 車線の幅員　　3．50 メートル

（ホ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
東京都八王子市 元八王子一丁目　から 東京都八王子市 元八王子二丁目　まで	4 車線	4 車線	付加車線事業

（へ） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工（掘割）部分	2．50×2	5．00	－	－	－	
トンネル部分	－	－	－	－	－	
橋梁高架部分 （中小橋）	2．50×2	5．00	－	－	－	
橋梁高架部分 （長大橋）	2．50×2	5．00	－	－	－	

別　紙　1

（ト） 付加車線の標準幅員　　3．50　メートル

（チ） 中央帯の標準幅員

4．30　メートル　（土工部）
4．30　メートル　（橋梁部）

（リ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　考
―	―	―	

（4） 工事予算

2，100 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　平成 16 年 6 月 29 日
②工事の完成予定年月日　平成 24 年 3 月 14 日　（供用開始）
平成 25 年 3 月 30 日　（残事業完成）

2．工事に要する費用に係る債務引受限度額

2，532 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　2，532 百万円）（消費税込み）

別紙１－２２

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

中央自動車道富士吉田線（元八王子IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

中央自動車道　富士吉田線

（2） 工事の箇所

東京都八王子市元八王子町

（3） 工事方法

（イ）他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
都道山田宮ノ前線	東京都八王子市 元八王子町	立体接続	元八王子インターチェンジ （仮称）

（4） 工事予算

55 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日　　平成　28 年　4 月　1 日

②工事の完成予定年月日　　平成　33 年　3 月　31 日

当該インターチェンジは、接続道路管理者が高速自動車国道法第11条の2第1項の連結許可を受けていないため、今後の検討に必要な当面の設計費用のみを計上することとする。着手予定年月日は、さしあたり平成28年4月1日とし、完成予定年月日は、現行整備計画区間が全て完成すると想定している時期とした。なお、連結許可が出された時点で必要な協定変更を行う。

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

90 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　— 百万円）（消費税込み）

別紙１－２４

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

中央自動車道富士吉田線（八王子JCT）（改築）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1．工事の内容

（1） 路線名

中央自動車道　富士吉田線

（2） 工事の箇所

東京都八王子市裏高尾町

（3） 工事方法

（イ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道）	東京都八王子市 裏高尾町	立体接続	八王子ジャンクション

別　紙　1

（4） 工事予算

9，180 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　平成　2 年　4 月　3 日

②工事の完成予定年月日　　平成　24 年　3 月　25 日　（供用開始）
平成　25 年　3 月　30 日　（残事業完成）

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8，348 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　8，348 百万円）（消費税込み）

別紙１－２５

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

中央自動車道富士吉田線（都留IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

中央自動車道　富士吉田線

（2） 工事の箇所

山梨県都留市つる

（3） 工事方法

（イ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
県道都留インター線	山梨県都留市つる	立体接続	都留インターチェンジ

（4） 工事予算

350 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　平成　16 年　6 月　29 日

②工事の完成予定年月日　　平成　23 年　8 月　10 日　（供用開始）
平成　24 年　3 月　29 日　（残事業完成）

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

464 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　464 百万円）（消費税込み）

別紙１－２６

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

中央自動車道西宮線（諏訪IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1．工事の内容

（1） 路線名

中央自動車道　西宮線

（2） 工事の箇所

長野県諏訪市中洲

（3） 工事方法

（イ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
一般国道20号	長野県諏訪市 中洲	立体接続	諏訪インターチェンジ

別　紙　1

（4） 工事予算

1，000 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　昭和　41 年　10 月　25 日

②工事の完成予定年月日　　平成　33 年　 3 月　31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1，180 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　1，129 百万円）（消費税込み）

別紙１－２８

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

中央自動車道西宮線（養老JCT）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

中央自動車道　西宮線

（2） 工事の箇所

岐阜県養老郡養老町飯積

（3） 工事方法

（イ）他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
一般国道475号（東海環状自動車道）	岐阜県養老郡養老町飯積	立体接続	養老ジャンクション（仮称）

別　紙　1

（4） 工事予算

10，873 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　平成　18 年　4 月　19 日

②工事の完成予定年月日　　平成　25 年　3 月　31 日

2．工事に要する費用に係る債務引受限度額

12，327 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　12，317 百万円）（消費税込み）

別紙１－２９

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

中央自動車道西宮線（養老JCT）（改築）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

中央自動車道　西宮線

（2） 工事の箇所

岐阜県養老郡養老町飯積

（3） 工事方法

（イ）他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
一般国道475号（東海環状自動車道）	岐阜県養老郡養老町飯積	立体接続	養老ジャンクション（仮称）

別　紙　1

（4） 工事予算

2，200 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　平成　18 年　4 月　19 日

②工事の完成予定年月日　　平成　33 年　3 月　31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4，137 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　4，125 百万円）（消費税込み）

別紙１－３０

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

中央自動車道長野線（松本JCT）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

中央自動車道　長野線

（2） 工事の箇所

長野県松本市島立

（3） 工事方法

（イ）他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
一般国道158号 （中部縦貫自動車道）	長野県松本市島立	立体接続	松本ジャンクション（仮称）

別　紙　1

（4） 工事予算

3，300 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　平成　18 年　4 月　19 日

②工事の完成予定年月日　　平成　33 年　3 月　31 日

2．工事に要する費用に係る債務引受限度額

4，501 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　4，332　百万円）（消費税込み）

別紙１－３２

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

第一東海自動車道
（神奈川県海老名市大谷から神奈川県海老名市今里まで）（改築）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

第一東海自動車道

（2） 工事の区間

（イ） 工事の区間　　神奈川県海老名市大谷　　から
神奈川県海老名市今里　　まで

（ロ） 延　　長　　2. 3 キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 道路の区分　　第 1 種 第 1 級（道路構造令）

（ロ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度（キロメートル/時）	延　長（キロメートル）	摘　要
神奈川県海老名市大谷 から 神奈川県海老名市今里 まで	120	2. 3	

別　紙　1

（ハ） 設計自動車荷重245kN（B活荷重）

（二） 車線の幅員　　3．60 メートル

（ホ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県海老名市 大谷　から 神奈川県海老名市 今里　まで	6 車線	6 車線	付加車線事業

（ヘ） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工（掘割）部分	2．50×2	5．00	－	－	－	
トンネル部分	－	－	－	－	－	
橋梁高架部分 （中小橋）	2．50×2	5．00	－	－	－	
橋梁高架部分 （長大橋）	－	－	－	－	－	

別　紙　1

（ト） 付加車線の標準幅員　　3．50　メートル

（チ） 中央帯の標準幅員

4．50　メートル　（土工部）
4．50　メートル　（橋梁部）

（リ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　考
－	－	－	

（4） 工事予算

12，000 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　平成　14　年　4　月　9　日
②工事の完成予定年月日　　平成　30　年　3　月　31　日

2．工事に要する費用に係る債務引受限度額

13，524 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　12，930 百万円）（消費税込み）

別紙１－３３

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

第一東海自動車道
（神奈川県海老名市門沢橋から神奈川県海老名市社家まで）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

第一東海自動車道

（2） 工事の区間

（イ） 工事の区間　　神奈川県海老名市門沢橋　　から
神奈川県海老名市社家　　まで

（ロ） 延　　長　　1．5 キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 道路の区分　　第 1 種 第 3 級（道路構造令）

（ロ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度 （キロメートル/時）	延　長 （キロメートル）	摘　要
神奈川県海老名市 門沢橋　から 神奈川県海老名市 社家　まで	80	1．5	

別　紙　1

（ハ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（二） 車線の幅員　3．50 メートル

（ホ） 車線数

設　計　区　間	工事施工	用地買収	摘　要
神奈川県海老名市 門沢橋　から 神奈川県海老名市 社家　まで	4 車線	4 車線	

（ヘ） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左　側	計	左　側	右　側	計	
土工（掘割）部分	－	－	－	－	－	
トンネル部分	－	－	－	－	－	
橋梁高架部分 （中小橋）	－	－	－	－	－	
橋梁高架部分 （長大橋）	1．75×2	3．50	－	－	－	

別　紙　1

（ト） 付加車線の標準幅員　　ー　メートル

（チ） 中央帯の標準幅員

ー　メートル　（土工部）

3．00　メートル　（橋梁部）

（リ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　考
一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）	神奈川県海老名市門沢橋	平面接続	本線
第二東海自動車道横浜名古屋線	神奈川県海老名市門沢橋	立体接続	海老名南ジャンクション（仮称）
第一東海自動車道	神奈川県海老名市社家	立体接続	海老名ジャンクション

（4） 工事予算

41，294 百万円（消費税込み）

別　紙　1

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　平成　11　年　1　月　8　日
②工事の完成予定年月日　　平成　27　年　3　月　31　日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

29，358 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　29，323 百万円）（消費税込み）

別紙１－３４

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

第一東海自動車道
（神奈川県海老名市社家から神奈川県海老名市中新田まで）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

第一東海自動車道

（2） 工事の区間

（イ） 工事の区間　　神奈川県海老名市社家　　から
神奈川県海老名市中新田　　まで

（ロ） 延　　長　　1．9 キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 道路の区分　　海老名市社家から海老名市中新田まで
第 1 種 第 3 級（道路構造令）

海老名市中新田から海老名市中新田まで
第 1 種 第 2 級（道路構造令）

別　紙　1

（ロ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度 （キロメートル/時）	延　長 （キロメートル）	摘　要
神奈川県海老名市 社家　から 神奈川県海老名市 中新田　まで	80	1．2	
神奈川県海老名市 中新田　から 神奈川県海老名市 中新田　まで	100	0．7	

（ハ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（二） 車線の幅員　3．50 メートル

（ホ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県海老名市 社家　から 神奈川県海老名市 中新田　まで	4 車線	4 車線	

別　紙　1

（へ） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左　側	計	左　側	右　側	計	
土工（掘割）部分	－	－	－	－	－	上段（第1種第3級） 海老名市社家から 海老名市中新田まで 下段（第1種第2級） 海老名市中新田から 海老名市中新田まで
トンネル部分	－	－	－	－	－	
橋梁高架部分 （中小橋）	－	－	－	－	－	
橋梁高架部分 （長大橋）	１．７５×２ ２．５０×２	３．５０ ５．００	－	－	－	

（ト） 付加車線の標準幅員　　－

（チ） 中央帯の標準幅員

海老名市社家から海老名市中新田まで
　　－　　メートル　（土工部）
　３．００　　メートル　（橋梁部）

海老名市中新田から海老名市中新田まで
　　－　　メートル　（土工部）
　４．５０　　メートル　（橋梁部）

別　紙　1

（リ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
第一東海自動車道	神奈川県海老名市 社家	立体接続	海老名ジャンクション
県道藤沢厚木	神奈川県海老名市 中新田	立体接続	海老名インターチェンジ
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道）	神奈川県海老名市 中新田	平面接続	本線

（4） 工事予算

78，556 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　平成　11　年　1　月　8　日
②工事の完成予定年月日　　平成　22　年　2　月　27　日　（供用開始）
　　平成　27　年　3　月　30　日　（残事業完成）

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

41，488 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　41，488 百万円）（消費税込み）

別紙１－３６

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

第一東海自動車道（日進IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1．工事の内容

（1） 路線名

第一東海自動車道

（2） 工事の箇所

愛知県日進市岩崎町

（3） 工事方法

（イ）他の道路との接続位置

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
県道日進瀬戸道路 （名古屋瀬戸道路）	愛知県日進市岩崎町	立体接続	日進インターチェンジ（仮称）

別　紙　1

（4） 工事予算

1，800 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　平成　12 年　1 月　18 日

②工事の完成予定年月日　　平成　31 年　3 月　31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2，199 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　2，108 百万円）（消費税込み）

別紙１－３７

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

東海北陸自動車道（美濃関JCT）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1．工事の内容

（1） 路線名

東海北陸自動車道

（2） 工事の箇所

岐阜県関市下有知

（3） 工事方法

（イ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
一般国道475号 （東海環状自動車道）	岐阜県関市下有知	立体接続	美濃関ジャンクション

別　紙　1

（4） 工事予算

804 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日　　平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成年月日　　平成 21 年 4 月 18 日 （供用開始）
平成 22 年 9 月 30 日 （残事業完成）

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

927 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　927 百万円）（消費税込み）

別紙１－３８

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

東海北陸自動車道
（岐阜県郡上市美並町山田から岐阜県郡上市八幡町有坂まで）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

東海北陸自動車道

（2） 工事の区間

（イ） 工事の区間　　岐阜県郡上市美並町山田　　から
岐阜県郡上市八幡町有坂　　まで

（ロ） 延　　長　　8．3 キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 道路の区分　　第 1 種 第 3 級（道路構造令）

（ロ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度（キロメートル/時）	延　長（キロメートル）	摘　要
岐阜県郡上市美並町山田 から 岐阜県郡上市八幡町有坂 まで	80	8．3	

別　紙　1

（ハ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（ニ） 車線の幅員　　3．50 メートル

（ホ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県郡上市美並町山田 から 岐阜県郡上市八幡町有坂 まで	4 車線	4 車線	4車線化

（ヘ） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工（掘割）部分	—	—	1．75	1．00	2．75	
トンネル部分	—	—	0．75	0．75	1．50	
橋梁高架部分（中小橋）	—	—	1．75	1．00	2．75	
橋梁高架部分（長大橋）	—	—	1．25	1．00	2．25	

※ 切土部については、左側路肩を堆雪余裕幅として0．5m拡幅する。

（ト） 付加車線の標準幅員　　―　メートル

（チ） 中央帯の標準幅員

―　メートル（土工部）
―　メートル（橋梁部）

（リ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

―

（4） 工事予算

26，515 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　昭和　54　年　3　月　18　日

②工事の完成予定年月日　　平成　20　年　10　月　16　日　（供用開始）
平成　25　年　3　月　30　日　（残事業完成）

2．工事に要する費用に係る債務引受限度額

27，669 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　27，669 百万円）（消費税込み）

別紙１－３９

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

東海北陸自動車道
（岐阜県郡上市八幡町有坂から岐阜県郡上市大和町島まで）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

東海北陸自動車道

（2） 工事の区間

（イ） 工事の区間　　岐阜県郡上市八幡町有坂　　から
岐阜県郡上市大和町島　　まで

（ロ） 延　　長　　4．6 キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 道路の区分　　第 1 種 第 3 級（道路構造令）

（ロ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度（キロメートル/時）	延　長（キロメートル）	摘　要
岐阜県郡上市八幡町有坂　から 岐阜県郡上市大和町島　まで	80	4．6	

別　紙　1

（ハ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（ニ） 車線の幅員　　3．50 メートル

（ホ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県郡上市八幡町有坂 から 岐阜県郡上市大和町島 まで	4 車線	4 車線	4車線化

（ヘ） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工（掘割）部分	—	—	1．75	1．00	2．75	
トンネル部分	—	—	0．75	0．75	1．50	
橋梁高架部分（中小橋）	—	—	1．75	1．00	2．75	
橋梁高架部分（長大橋）	—	—	1．25	1．00	2．25	

※ 切土部については、左側路肩を堆雪余裕幅として1．0m拡幅する。

別　紙　1

（ト） 付加車線の標準幅員　　―　メートル

（チ） 中央帯の標準幅員

―　メートル（土工部）
―　メートル（橋梁部）

（リ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

―

（4） 工事予算

12，509 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　昭和　54　年　3　月　18　日

②工事の完成予定年月日　　平成　21　年　5　月　26　日　（供用開始）
平成　25　年　3　月　30　日　（残事業完成）

2．工事に要する費用に係る債務引受限度額

13，401　百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　13，401 百万円）（消費税込み）

別紙１－４０

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

東海北陸自動車道
（岐阜県郡上市大和町島から岐阜県郡上市大和町万場まで）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

東海北陸自動車道

（2） 工事の区間

（イ） 工事の区間　　岐阜県郡上市大和町島　　から
岐阜県郡上市大和町万場　　まで

（ロ） 延　　長　　4．9 キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 道路の区分　　第 1 種 第 3 級（道路構造令）

（ロ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度（キロメートル/時）	延　長（キロメートル）	摘　要
岐阜県郡上市大和町島 から 岐阜県郡上市大和町万場 まで	80	4．9	

別　紙　1

（ハ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（二） 車線の幅員　　3．50 メートル

（ホ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県郡上市大和町島 から 岐阜県郡上市大和町万場 まで	4 車線	4 車線	4車線化

（へ） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工（掘割）部分	—	—	1．75	1．00	2．75	
トンネル部分	—	—	0．75	0．75	1．50	
橋梁高架部分（中小橋）	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分（長大橋）	—	—	1．25	1．00	2．25	

※ 切土部については、左側路肩を堆雪余裕幅として2．0m拡幅する。

別　紙　1

（ト） 付加車線の標準幅員　　―　メートル

（チ） 中央帯の標準幅員

―　メートル（土工部）
―　メートル（橋梁部）

（リ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

―

（4） 工事予算

10，461 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　昭和　54　年　3　月　18　日

②工事の完成予定年月日　　平成　21　年　3　月　13　日　（供用開始）
平成　25　年　3　月　30　日　（残事業完成）

2．工事に要する費用に係る債務引受限度額

10，662 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　10，662 百万円）（消費税込み）

別紙１－４２

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

第二東海自動車道横浜名古屋線（東海JCT）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

第二東海自動車道　横浜名古屋線

（2） 工事の箇所

愛知県東海市新宝町

（3） 工事方法

（イ）他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
県道高速名古屋新宝線 （名古屋高速道路）	愛知県東海市新宝町	立体接続	東海ジャンクション

別　紙　1

（4） 工事予算

6，700 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日　　平成　18 年　 4 月　19 日

②工事の完成年月日　　平成　23 年　11 月　19 日　（供用開始）
平成　24 年　 3 月　30 日　（残事業完成）

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

7，507 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　7，507 百万円）（消費税込み）

別紙１－４３

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

北陸自動車道（福井北JCT）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

北陸自動車道

（2） 工事の箇所

福井県福井市玄正島町18字

（3） 工事方法

（イ）他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
一般国道158号（中部縦貫自動車道）	福井県福井市玄正島町18字	立体接続	福井北ジャンクション（仮称）

別　紙　1

（4） 工事予算

2，500 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　平成　18 年　4 月　19 日

②工事の完成予定年月日　　平成　27 年　3 月　31 日

2．工事に要する費用に係る債務引受限度額

3，792 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　3，666 百万円）（消費税込み）

別紙１－４４

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

近畿自動車道名古屋亀山線（勝川IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

近畿自動車道　名古屋亀山線

（2） 工事の箇所

愛知県春日井市勝川

（3） 工事方法

（イ）他の道路との接続位置

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
一般国道302号	愛知県春日井市勝川	平面接続	勝川インターチェンジ

（4） 工事予算

800 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　昭和　58 年　8 月　16 日

②工事の完成予定年月日　　平成　25 年　3 月　31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

940 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　932 百万円）（消費税込み）

別紙１－５０

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

一般国道１号（新湘南バイパス）
（神奈川県茅ヶ崎市柳島から神奈川県中郡大磯町東町まで）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

一般国道1号

（有料道路名 ： 新湘南バイパス）

（2） 工事の区間

（イ） 工事の区間　　神奈川県茅ヶ崎市柳島　　から
神奈川県中郡大磯町東町　　まで

（ロ） 延　　長　　5．6 キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 事業方式　　一般国道事業と有料道路事業による事業方式

（ロ） 道路の区分　　第 1 種 第 3 級（道路構造令）

別　紙　1

（ハ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度 （キロメートル/時）	延　長 （キロメートル）	摘　要
神奈川県茅ヶ崎市 柳島　から 神奈川県中郡 大磯町東町　まで	80	5．6	

（ニ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（ホ） 車線の幅員　3．50 メートル

（ヘ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県茅ヶ崎市 柳島　から 神奈川県中郡 大磯町東町　まで	4 車線	4 車線	

別　紙　1

（ト） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左　側	計	左　側	右　側	計	
土工（掘割）部分	－	－	－	－	－	
トンネル部分	－	－	－	－	－	
橋梁高架部分（中小橋）	－	－	－	－	－	
橋梁高架部分（長大橋）	１．２５×２	２．５	－	－	－	

（チ） 付加車線の標準幅員　　－　メートル

（リ） 中央帯の標準幅員

－　メートル　（土工部）
３．００　メートル　（橋梁部）

別　紙　1

（ヌ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
県道相模原茅ヶ崎線	神奈川県茅ヶ崎市 柳島	立体接続	茅ヶ崎海岸インターチェンジ
一般国道134号	神奈川県 平塚市高浜台	立体接続	平塚インターチェンジ （仮称）
一般国道134号	神奈川県中郡 大磯町東町	立体接続	大磯インターチェンジ （仮称）
一般国道1号 （西湘バイパス）	神奈川県中郡 大磯町東町	平面接続	本線

（4） 工事予算

4，910 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手（予定）年月日

イ 神奈川県茅ヶ崎市柳島から神奈川県茅ヶ崎市柳島まで

平成　30　年　4　月　1　日

別　紙　1

ロ　神奈川県茅ヶ崎市柳島から神奈川県中郡大磯町東町まで

平成　32　年　4　月　1　日

・　なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日　　平成　33　年　3　月　31　日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6，295 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　6，044 百万円）（消費税込み）

別紙１－５１

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項）

一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）
（神奈川県海老名市中新田から神奈川県厚木市上依知まで）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

一般国道468号

（有料道路名 ： 首都圏中央連絡自動車道）

（2） 工事の区間

（イ） 工事の区間　　神奈川県海老名市中新田　　から
神奈川県厚木市上依知　　まで

（ロ） 延　　長　　10．1 キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 事業方式　　一般国道事業と有料道路事業による事業方式

（ロ） 道路の区分　　第 1 種 第 2 級（道路構造令）

別　紙　1

（ハ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度 （キロメートル/時）	延　長 （キロメートル）	摘　要
神奈川県海老名市 中新田　から 神奈川県厚木市 上依知　まで	100	10．1	

（ニ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（ホ） 車線の幅員　3．50 メートル

（ヘ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県海老名市 中新田　から 神奈川県厚木市 上依知　まで	4 車線	4 車線	

別　紙　1

（ト） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左　側	計	左　側	右　側	計	
土工（掘割）部分	2．50×2	5．00	－	－	－	
トンネル部分	－	－	1．00	1．00	2．00	
橋梁高架部分（中小橋）	2．50×2	5．00	2．50	1．25	3．75	
橋梁高架部分（長大橋）	2．50×2	5．00	2．50	1．25	3．75	

（チ） 付加車線の標準幅員　　—　メートル

（リ） 中央帯の標準幅員

4．50　メートル　（土工部）
4．50　メートル　（橋梁部）

別　紙　1

（ヌ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
第一東海自動車道	神奈川県海老名市 中新田	平面接続	本線
県道藤沢厚木線	神奈川県海老名市 中新田	立体接続	海老名インターチェンジ
一般国道246号 （厚木秦野道路）	神奈川県厚木市 中依知	立体接続	圏央厚木インターチェンジ（仮称）
一般国道129号	神奈川県厚木市 中依知	立体接続	圏央厚木インターチェンジ（仮称）
一般国道129号	神奈川県相模原市 南区当麻	立体接続	相模原インターチェンジ（仮称）
県道相模原町田線	神奈川県相模原市 南区当麻	立体接続	相模原インターチェンジ（仮称）

（4） 工事予算

103，237 百万円（消費税込み）

別　紙　1

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手（予定）年月日

イ 神奈川県海老名市中新田から神奈川県海老名中新田まで　（STA110+52～STA113+40）
平成 16 年 6 月 29 日

ロ 神奈川県海老名市中新田から神奈川県海老名市河原口まで（STA113+40～STA114+60）
平成 21 年 5 月 11 日

ハ 神奈川県海老名市河原口から神奈川県厚木市金田まで　（STA114+60～STA128+40）
平成 16 年 6 月 29 日

ニ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで　（STA128+40～STA129+20）
平成 23 年 2 月 1 日

ホ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで　（STA129+20～STA130+00）
平成 23 年 6 月 1 日

ヘ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで　（STA130+00～STA131+20）
平成 23 年 1 月 1 日

ト 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで　（STA131+20～STA132+91）
平成 23 年 1 月 1 日

チ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで　（STA132+91～STA138+00）
平成 18 年 6 月 30 日

別　紙　1

リ　神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで　（STA138+00～STA139+00）
　平成　23　年　1　月　1　日

ヌ　神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市下依知まで　（STA139+00～STA146+05）
　平成　18　年　6　月　30　日

ル　神奈川県厚木市下依知から神奈川県厚木市下依知まで　（STA146+05～STA151+50）
　平成　20　年　7　月　1　日

ヲ　神奈川県厚木市下依知から神奈川県厚木市下依知まで　（STA151+50～STA152+50）
　平成　21　年　12　月　1　日

ワ　神奈川県厚木市下依知から神奈川県厚木市中依知まで　（STA152+50～STA160+93.5）
　平成　20　年　7　月　1　日

カ　神奈川県厚木市中依知から神奈川県厚木市関口まで　（STA160+93.5～STA164+85）
　平成　20　年　7　月　1　日

ヨ　神奈川県厚木市下依知　（圏央厚木IC取り付け部）
　平成　24　年　7　月　1　日

タ　神奈川県厚木市関口から神奈川県厚木市山際まで　（STA164+85～STA176+50）
　平成　19　年　2　月　1　日

レ　神奈川県厚木市山際から神奈川県厚木市上依知まで　（STA176+50～STA201+45）
　平成　24　年　6　月　1　日

ソ　神奈川県厚木市上依知から神奈川県厚木市上依知まで　（STA201+45～STA206+31）
平成　23　年　12　月　1　日

ツ　神奈川県厚木市上依知から神奈川県厚木市上依知まで　（STA206+31～STA211+44）
平成　24　年　6　月　1　日

ネ　神奈川県厚木市上依知　（相模原ICランプ部）
平成　24　年　12　月　1　日

ナ　神奈川県相模原市南区当麻　（相模原IC料金所部）
平成　24　年　5　月　1　日

・　なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

平成　25　年　3　月　31　日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

102，382 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　99，895 百万円）（消費税込み）

別紙１－５２

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

一般国道４６８号（首都圏中央連絡自動車道）
（神奈川県厚木市上依知から東京都八王子市南浅川町まで）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

一般国道468号

（有料道路名 ： 首都圏中央連絡自動車道）

（2） 工事の区間

（イ） 工事の区間　　神奈川県厚木市上依知　　から
東京都八王子市南浅川町　　まで

（ロ） 延　　長　　14．8 キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 事業方式　　一般国道事業と有料道路事業による事業方式

（ロ） 道路の区分　　第 1 種 第 2 級（道路構造令）

別　紙　1

（ハ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度 （キロメートル/時）	延　長 （キロメートル）	摘　要
神奈川県厚木市上依知　から 東京都八王子市南浅川町　まで	100	14．8	

（ニ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（ホ） 車線の幅員　3．50 メートル

（ヘ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県厚木市上依知　から 東京都八王子市南浅川町　まで	4 車線	4 車線	

別　紙　1

（ト） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左　側	計	左　側	右　側	計	
土工（掘割）部分	2．50×2	5．00	2．50	1．25	3．75	
トンネル部分	1．00×2	2．00	1．00	1．00	2．00	
橋梁高架部分（中小橋）	－	－	2．50	1．25	3．75	
橋梁高架部分（長大橋）	2．50×2	5．00	2．50	1．25	3．75	

（チ） 付加車線の標準幅員　　－　メートル

（リ） 中央帯の標準幅員

4．50　メートル　（土工部）
4．50　メートル　（橋梁部）

別　紙　1

（ヌ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
津久井広域道路 県道510号（長竹川尻）	神奈川県相模原市 緑区城山町小倉	立体接続	城山インターチェンジ（仮称）

（4） 工事予算

38，138 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 神奈川県厚木市上依知から東京都八王子市南浅川町まで　（STA211+44～STA143+72）
平成 25 年 4 月 1 日

ロ 神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで　（城山IC部）
平成 26 年 4 月 1 日

ハ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで　（STA143+72～STA145+00）
平成 23 年 8 月 1 日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

平成　26　年　3　月　31　日　（相模原IC～高尾山IC）

平成　27　年　3　月　31　日　（城山IC部）

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

40，384 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　39，396 百万円）（消費税込み）

別紙１－５３

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

一般国道４６８号（首都圏中央連絡自動車道）
（東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市裏高尾町まで）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

一般国道468号

（有料道路名 ： 首都圏中央連絡自動車道）

（2） 工事の区間

（イ） 工事の区間　　東京都八王子市南浅川町　　から
東京都八王子市裏高尾町　　まで

（ロ） 延　　長　　2．0 キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 事業方式　　一般国道事業と有料道路事業による事業方式

（ロ） 道路の区分　　第 1 種 第 3 級（道路構造令）

別　紙　1

（ハ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度 （キロメートル/時）	延　長 （キロメートル）	摘　要
東京都八王子市南浅川町 から 東京都八王子市裏高尾町 まで	80	2．0	

（ニ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（ホ） 車線の幅員　3．50 メートル

（ヘ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
東京都八王子市南浅川町 から 東京都八王子市裏高尾町 まで	4 車線	4 車線	

別　紙　1

（ト） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左　側	計	左　側	右　側	計	
土工（掘割）部分	－	－	1．75	1．00	2．75	
トンネル部分	－	－	0．75	0．75	1．50	
橋梁高架部分（中小橋）	－	－	－	－	－	
橋梁高架部分（長大橋）	－	－	1．75	1．00	2．75	

（チ） 付加車線の標準幅員　　－

（リ） 中央帯の標準幅員

－　メートル　（土工部）
－　メートル　（橋梁部）

別　紙　1

（ヌ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
一般国道20号	東京都八王子市 南浅川町	立体接続	高尾山インターチェンジ
中央自動車道 富士吉田線	東京都八王子市 裏高尾町	立体接続	八王子ジャンクション

（4） 工事予算

23，610 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで（Eランプ）（STA−1−20～STA0−37）
平成 24年　1月　1日

ロ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで（Eランプ）（STA0−37～STA0+00）
平成 23年 12月　1日

ハ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで（料金所）
平成 23年　4月　1日

別　紙　1

ニ　東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで（料金所周り平場部）
　平成 24年　2月　1日

ホ　東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで（トールゲート）
　平成 23年　8月　1日

ヘ　東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで（Aランプ）（STA0+00～STA0+40）
　平成 23年　12月　1日

ト　東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで（Aランプ）（STA0+40～STA1+63）
　平成 24年　1月　1日

チ　東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで（Aランプ）（STA1+63～STA4+11）
　平成 23年　12月　1日

リ　東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで（Aランプ）（STA4+11～STA5+29）
　平成 23年　9月　1日

ヌ　東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで（Cランプ）（STA3+97+～STA4+12）
　平成 23年 12月　1日

ル 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで（Cランプ）（STA4+12～STA6+80）
　平成 23年　9月　1日

ヲ　東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで（Cランプ）（STA6+80～STA7+78）
　平成 24年　2月　1日

別　紙　1

ワ　東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで（Bランプ）（STA0+00～STA0+40）
平成 23年　12月　1日

カ　東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで（Bランプ）（STA0+40～STA1+63）
平成 24年　1月　1日

ヨ　東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで（Bランプ）（STA1+63～STA3+44）
平成 23年 12月　1日

タ　東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで（Bランプ）（STA3+44～STA4+75）
平成 23年　9月　1日

レ　東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで（Dランプ）（STA3+29～STA3+49）
平成 23年 12月　1日

ソ　東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで（Dランプ）（STA3+49～STA6+07）
平成 23年　9月　1日

ツ　東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで（Dランプ）（STA6+07～STA7+63）
平成 24年　1月　1日

ネ　東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで（電気室）
平成 23年　4月　1日

ナ　東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで（電気室ヤードの盛土のり面（中央））
平成 23年 12月　1日

別　紙　1

ラ　東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで（電気室ヤードの盛土のり面（南側））
　平成 24年　1月　1日

ム　東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで（電気室ヤードの盛土のり面（北側））
　平成 24年　2月　1日

ウ　東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで（上り線）（STA146+09～STA147+52）
　平成 24年　2月　1日

ヰ　東京都八王子市高尾町から東京都八王子市高尾町まで（上り線）（STA148+00～STA148+58）
　平成 23年 11月　1日

ノ　東京都八王子市高尾町から東京都八王子市高尾町まで（上り線）（STA148+58～STA153+68）
　平成 23年　9月　1日

オ　東京都八王子市高尾町から東京都八王子市高尾町まで（上り線）（STA153+68～STA158+00）
　平成 23年 11月　1日

ク　東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで（下り線）（STA145+82～STA146+20）
　平成 24年　2月　1日

ヤ　東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで（下り線）（STA146+20～STA147+38）
　平成 23年 12月 12日

マ　東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市高尾町まで（下り線）（STA147+38～STA147+60）
　平成 24年　2月　1日

別　紙　1

ケ　東京都八王子市高尾町から東京都八王子市高尾町まで（下り線）（STA148+72～STA153+68）
　平成 23年 10月　1日

フ　東京都八王子市高尾町から東京都八王子市高尾町まで（下り線）（STA153+68～STA158+00）
　平成 23年 12月　1日

コ　東京都八王子市高尾町から東京都八王子市高尾町まで（下り線）（STA160+79～STA160+89）
　平成 24年　1月　1日

エ　東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市高尾町まで（切土のり面）
　平成 23年 11月　1日

テ　東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで（STA145+00～STA146+09）
　平成 23年　8月　1日

ア　東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市高尾町まで（STA147+52～STA148+72）
　平成 23年 12月 12日

サ　東京都八王子市高尾町から東京都八王子市裏高尾町まで（STA158+00～STA161+00）
　平成 23年 12月 12日

キ　東京都八王子市裏高尾町から東京都八王子市裏高尾町まで（高尾山トンネル北坑口換気ダクト部）
　平成 24年　2月　1日

ユ　東京都八王子市裏高尾町から東京都八王子市裏高尾町まで（STA160+89～STA0+06）
　平成 18年　8月　1日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

平成　24　年　3　月　25　日　（供用開始）
平成　25　年　3　月　30　日　（残事業完成）

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

25，606 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　25，606 百万円）（消費税込み）

別紙１－５５

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

一般国道４６８号（首都圏中央連絡自動車道）
（神奈川県茅ヶ崎市西久保から神奈川県海老名市門沢橋まで）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

一般国道468号

（有料道路名 ： 首都圏中央連絡自動車道）

（2） 工事の区間

（イ） 工事の区間　　神奈川県茅ヶ崎市西久保　　から

神奈川県海老名市門沢橋　　まで

（ロ） 延　　長　　7．9 キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 事業方式　　一般国道事業と有料道路事業による事業方式

（ロ） 道路の区分　　第 1 種 第 3 級（道路構造令）

別　紙　1

（ハ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度 （キロメートル/時）	延　長 （キロメートル）	摘　要
神奈川県茅ヶ崎市 西久保　から 神奈川県海老名市 門沢橋　まで	80	7．9	

（ニ） 設計自動車荷重　　245kN（B活荷重）

（ホ） 車線の幅員　　3．50 メートル

（ヘ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県茅ヶ崎市 西久保　から 神奈川県海老名市 門沢橋　まで	4 車線	4 車線	

別　紙　1

（ト） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左　側	計	左　側	右　側	計	
土工（掘割）部分	－	－	－	－	－	
トンネル部分	－	－	－	－	－	
橋梁高架部分（中小橋）	－	－	－	－	－	
橋梁高架部分（長大橋）	１．７５×２	３．５０	１．７５	１．００	２．７５	

（チ） 付加車線の標準幅員　　－　メートル

（リ） 中央帯の標準幅員

－　メートル　（土工部）
３．００　メートル　（橋梁部）

別　紙　1

（ヌ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
一般国道1号 （新湘南ﾊﾞｲﾊﾟｽ）	神奈川県茅ケ崎市 西久保	立体接続	西久保ジャンクション（仮称）
県道 伊勢原藤沢線	神奈川県高座郡 寒川町田端	立体接続	寒川南インターチェンジ（仮称）
県道 相模原茅ヶ崎線	神奈川県高座郡 寒川町宮山	立体接続	寒川北インターチェンジ（仮称）
第二東海自動車道 横浜名古屋線	神奈川県海老名市 門沢橋	立体接続	海老名南ジャンクション（仮称）
第一東海自動車道	神奈川県海老名市 門沢橋	平面接続	本線

（4） 工事予算

21，635 百万円（消費税込み）

別　紙　1

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ　神奈川県茅ヶ崎市西久保から神奈川県高座郡寒川町田端まで　（STA-1+86～STA9+27）
平成　24　年　7　月　1　日

ロ　神奈川県高座郡寒川町田端から神奈川県高座郡寒川町田端まで　（STA9+27～STA11+57）
平成　24　年　12　月　1　日

ハ　神奈川県高座郡寒川町田端　（寒川南IC料金所部）
平成　24　年　5　月　1　日

ニ　神奈川県高座郡寒川町田端から神奈川県高座郡寒川町一ノ宮まで　（STA11+57～STA27+10）
平成　24　年　5　月　1　日

ホ　神奈川県高座郡寒川町一ノ宮から神奈川県高座郡寒川町一ノ宮まで（STA27+10～STA35+42）
平成　24　年　12　月　1　日

ヘ　神奈川県高座郡寒川町一ノ宮から神奈川県高座郡寒川町宮山まで　（STA35+42～STA50+93.5）
平成　24　年　6　月　1　日

ト　神奈川県高座郡寒川町宮山　（寒川北IC料金所部）
平成　24　年　6　月　1　日

チ　神奈川県高座郡寒川町宮山から神奈川県高座郡寒川町倉見まで　（STA50+93.5～STA53+78）
平成　24　年　7　月　1　日

別　紙　１

リ　神奈川県高座郡寒川町倉見から神奈川県高座郡寒川町倉見まで　（STA53+78～STA59+30.5）
平成　26　年　12　月　１　日

ヌ　神奈川県高座郡寒川町倉見から神奈川県高座郡寒川町倉見まで　（STA59+30.5～STA62+24.5）
平成　26　年　10　月　１　日

ル　神奈川県高座郡寒川町倉見から神奈川県高座郡寒川町倉見まで　（STA62+24.5～STA66+93）
平成　23　年　１　月　１　日

ヲ　神奈川県高座郡寒川町倉見から神奈川県海老名市門沢橋まで　（STA66+93～STA72+09）
平成　22　年　８　月　１　日

カ　神奈川県海老名市門沢橋から神奈川県海老名市門沢橋まで　（STA72+09～STA73+39）
平成　23　年　３　月　１　日

ワ　神奈川県海老名市門沢橋から神奈川県海老名市門沢橋まで　（STA73+39～STA76+23）
平成　22　年　８　月　１　日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

別　紙　1

②工事の完成予定年月日

平成　25　年　3　月　31　日　（西久保JCT～寒川北IC）

平成　27　年　3　月　31　日　（寒川北IC～海老名南JCT）

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

23，517　　百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　22，570　　百万円）（消費税込み）

別紙１－５６

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

一般国道２７１号（小田原厚木道路）（小田原西IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

一般国道271号

（有料道路名 ： 小田原厚木道路）

（2） 工事の箇所

神奈川県小田原市風祭

（3） 工事方法

（イ） 事業方式　　有料道路事業

（ロ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
一般国道　1号 （小田原箱根道路）	神奈川県小田原市 風祭	平面接続	小田原西IC

（4） 工事予算

65 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　平成　4　年　8　月　18　日
②工事の完成予定年月日　　平成　26　年　3　月　31　日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

75 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　73 百万円）（消費税込み）

別紙１－５７

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

一般国道４６８号（首都圏中央連絡自動車道）（厚木ＰＡ）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

一般国道468号

（有料道路名 ： 首都圏中央連絡自動車道）

（2） 工事の箇所

神奈川県厚木市

（3） 工事方法

（イ） 事業方式　　一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別　紙　1

（4） 工事予算

6，644 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　平成　19　年　3　月　1　日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日　　平成　25　年　3　月　31　日

2．工事に要する費用に係る債務引受限度額

6，880 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　6，620 百万円）（消費税込み）

別紙１－５８

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

一般国道４７５号（東海環状自動車道）（豊田東JCT）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

一般国道475号

（有料道路名 ： 東海環状自動車道）

（2） 工事の箇所

愛知県豊田市岩倉町

（3） 工事方法

（イ） 事業方式　　一般国道事業と有料道路事業による事業方式

（ロ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
第二東海自動車道 横浜名古屋線	愛知県豊田市岩倉町	立体接続	豊田東ジャンクション

別　紙　1

（4） 工事予算

351 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手（予定）年月日　平成　26　年　4　月　1　日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日　平成　27　年　3　月　31　日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

413 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　403 百万円）（消費税込み）

別紙１－６０

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

一般国道４７５号（東海環状自動車道）
（岐阜県可児市久々利柿下入会から岐阜県可児郡御嵩町比衣まで）（改築）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

一般国道475号

（有料道路名 ： 東海環状自動車道）

（2） 工事の区間

（イ） 工事の区間　　岐阜県可児市久々利柿下入会　　から
岐阜県可児郡御嵩町比衣　　まで

（ロ） 延　　長　　5．3 キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 事業方式　　一般国道事業と有料道路事業による事業方式

（ロ） 道路の区分　　第 1 種 第 2 級（道路構造令）

別　紙　1

（ハ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度 （キロメートル/時）	延　長 （キロメートル）	摘　要
岐阜県可児市久々利柿下入会 から 岐阜県可児郡御嵩町比衣 まで	100	5．3	

（ニ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（ホ） 車線の幅員　3．50 メートル

（ヘ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県可児市久々利柿下入会 から 岐阜県可児郡御嵩町比衣 まで	2 車線	4 車線	付加車線事業

別　紙　1

（ト） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左　側	計	左　側	右　側	計	
土工（掘割）部分	2．50×2	5．00	2．50	1．25	3．75	
トンネル部分	—	—	1．75	1．25	3．00	
橋梁高架部分（中小橋）	—	—	2．50	1．25	3．75	
橋梁高架部分（長大橋）	—	—	2．50	1．25	3．75	

（チ） 付加車線の標準幅員　　3．50　メートル

（リ） 中央帯の標準幅員

4．50　メートル　（土工部）
4．50　メートル　（橋梁部）

別　紙　1

（ヌ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
―	―	―	

（4） 工事予算

28，892 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手（予定）年月日　平成　28　年　4　月　1　日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日　　平成　33　年　3　月　31　日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

33，403　百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　31，933　百万円）（消費税込み）

別紙１－６１

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

一般国道４７５号（東海環状自動車道）
（岐阜県関市下有知から岐阜県関市下有知まで）（改築）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

一般国道475号

（有料道路名 ： 東海環状自動車道）

（2） 工事の区間

（イ） 工事の区間　　岐阜県関市下有知　　から
岐阜県関市下有知　　まで

（ロ） 延　　長　　1．6 キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 事業方式　　一般国道事業と有料道路事業による事業方式

（ロ） 道路の区分　　第 1 種 第 2 級（道路構造令）

別　紙　1

（ハ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度 （キロメートル/時）	延　長 （キロメートル）	摘　要
岐阜県関市下有知　から 岐阜県関市下有知　まで	100	1．6	

（ニ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（ホ） 車線の幅員　3．50 メートル

（ヘ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県関市下有知　から 岐阜県関市下有知　まで	2 車線	4 車線	付加車線事業

別　紙　1

（ト） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左　側	計	左　側	右　側	計	
土工（掘割）部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分（中小橋）	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分（長大橋）	2．50×2	5．00	—	—	—	

（チ） 付加車線の標準幅員　　3．50　メートル

（リ） 中央帯の標準幅員

4．50　メートル　（橋梁部）

別　紙　1

（ヌ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
―	―	―	

（4） 工事予算

522 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手（予定）年月日　平成　27　年　4　月　1　日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日　平成　28　年　3　月　31　日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

665 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　656 百万円）（消費税込み）

別紙１－６７

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

北陸自動車道（白山IC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

北陸自動車道

（2） 工事の箇所

石川県白山市中新保町

（3） 工事方法

（イ）他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
県道松任宇ノ気線	石川県白山市 中新保町	立体接続	白山インターチェンジ

別　紙　1

（4） 工事予算

956 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　平成　19 年　4 月　1 日

②工事の完成予定年月日　　平成　24 年　4 月　21 日　（供用開始）

平成　25 年　3 月　30 日　（残事業完成）

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1，203 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　1，203 百万円）（消費税込み）

別紙１－７０

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

一般国道４７５号（東海環状自動車道）（関広見IC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

一般国道475号

（有料道路名 ： 東海環状自動車道）

（2） 工事の箇所

（イ） 工事の区間　岐阜県関市下有知　から
岐阜県関市池尻　まで

（ロ） 延　長　2. 9キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 事業方式　一般国道事業と有料道路事業による事業方式

（ロ） 道路の区分　第 1 種 第 2 級（道路構造令）

別　紙　1

（ハ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度 （ｷﾛﾒｰﾄﾙ/時）	延　長 （ｷﾛﾒｰﾄﾙ）	摘　要
岐阜県関市下有知　から 岐阜県関市池尻　まで	100	2．9	

（ニ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（ホ） 車線の幅員　3．50 メートル

（ヘ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県関市下有知　から 岐阜県関市池尻　まで	2 車線	4 車線	

別　紙　1

（ト） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左　側	計	左　側	右　側	計	
土工（掘割）部分	１．７５×２	３．５０	－	－	－	
トンネル部分	１．７５×２	３．５０	－	－	－	
橋梁高架部分（中小橋）	－	－	－	－	－	
橋梁高架部分（長大橋）	１．７５×２	３．５０	－	－	－	

（チ） 付加車線の標準幅員　　－　メートル

（リ） 中央帯の標準幅員　　－　メートル　（土工部）
　　－　メートル　（橋梁部）

（ヌ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
東海北陸自動車道	岐阜県関市下有知	立体接続	美濃関ジャンクション
一般国道418号	岐阜県関市池尻	立体接続	関広見インターチェンジ

別　紙　1

（4） 工事予算

968　百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日

イ　岐阜県関市下有知　から　岐阜県美濃市志摩まで
平成　21年　1月　7日

ロ　岐阜県美濃市志摩　から　岐阜県美濃市笠神　まで
平成　21年　2月12日

ハ　岐阜県美濃市笠神　から　岐阜県美濃市笠神　まで
平成　21年　1月　7日

ニ　岐阜県美濃市笠神　から　岐阜県関市池尻　まで
平成　21年　2月12日

ホ　岐阜県関市池尻　から　岐阜県関市池尻　まで
平成　20年　8月26日

へ　岐阜県関市池尻　から　岐阜県関市池尻　まで
平成　21年　2月12日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成年月日　　平成　21 年　4 月　18 日　（供用開始）
平成　22 年　9 月　30 日　（残事業完成）

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1，061 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　1，061 百万円）（消費税込み）

別紙１－７１

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

中日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る

高速道路利便増進事業に関する計画（スマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1．工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

（1） 工事予算

51，427 百万円（消費税込み）

（2） 工事に要する費用に係る債務引受限度額

51，967 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　―　百万円（消費税込み））

（3） 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額は、下記のとおりとする。
ただし、工事予算及び債務引受限度額については、（1）工事予算及び（2）債務引受限度額の内数である。
また、工事完成後は精算額としている。

別　紙　1

（イ） 路線名	（ロ） 工事の箇所	（ハ）工事方法 他の道路との連結位置及び接続の方法			（ニ） 工事の着手および完成の予定年月日		（ホ） 工事予算 （消費税込み）	（へ） 債務引受限度額 （消費税込み）	うち 助成対象 基準額 （消費税込み）	備考
		他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手 予定年月日	工事の完成 予定年月日				
中央自動車道 富士吉田線	東京都府中市小柳町から東京都府中市是政まで	都道川崎府中線及び市道中央道側道	東京都府中市小柳町及び東京都府中市是政	立体接続	平成21年9月29日	平成27年3月31日	1,808百万円	2,046百万円	―	本線 直結型
中央自動車道 西宮線	滋賀県愛知郡愛荘町松尾寺	県道湖東三山インター線	滋賀県愛知郡愛荘町松尾寺	立体接続	平成21年9月29日	平成26年3月31日	1,193百万円	1,366百万円	―	秦荘 PA
中央自動車道 長野線	長野県松本市島内から長野県安曇野市豊科高家まで	市道8087号線及び市道豊科3531号線	長野県松本市島内及び長野県安曇野市豊科高家	立体接続	平成21年9月29日	平成22年11月27日 （供用開始） 平成23年1月31日 （残事業完成）	494百万円	547百万円	―	梓川 SA
第一東海自動車道	愛知県名古屋市守山区下志段味から愛知県名古屋市守山区深沢まで	市道守山パーキングエリア線	愛知県名古屋市守山区下志段味	立体接続	平成21年9月29日	平成30年3月31日	3,219百万円	3,788百万円	―	守山 PA
中央自動車道 富士吉田線	山梨県富士吉田市上暮地	県道富士吉田西桂線	山梨県富士吉田市上暮地	立体接続	平成23年4月28日	平成27年3月31日	3,431百万円	3,688百万円	―	本線 直結型
第一東海自動車道	静岡県焼津市上新田	市道0105号線	静岡県焼津市上新田	立体接続	平成23年4月28日	平成28年3月31日	2,913百万円	3,248百万円	―	本線 直結型
東海北陸自動車道	富山県南砺市上川崎から富山県南砺市上津	（仮称） 市道南砺スマートインター線	富山県南砺市柴田屋	立体接続	平成23年4月28日	平成27年3月31日	1,726百万円	1,861百万円	―	本線 直結型

別　紙　1

（イ） 路線名	（ロ） 工事の箇所	（ハ）工事方法 他の道路との連結位置及び接続の方法			（ニ） 工事の着手および完成の予定年月日		（ホ） 工事予算 （消費税込み）	（へ） 債務引受限度額 （消費税込み）	うち 助成対象 基準額 （消費税込み）	備考
		他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手予定年月日	工事の完成予定年月日				
第二東海自動車道横浜名古屋線	静岡県静岡市葵区小瀬戸から静岡県静岡市葵区飯間	市道小瀬戸飯間線及び市道飯間本線	静岡県静岡市葵区小瀬戸及び静岡県静岡市葵区飯間	立体接続	平成23年4月28日	平成24年4月14日（供用開始） 平成25年3月30日（残事業完成）	630百万円	721百万円	―	静岡SA
第二東海自動車道横浜名古屋線	静岡県浜松市浜北区四大地から静岡県浜松市北区都田町	市道浜北灰木大平1号線及び市道須部灰の木線	静岡県浜松市浜北区四大地及び静岡県浜松市北区都田町	立体接続	平成23年4月28日	平成24年4月14日（供用開始） 平成25年3月30日（残事業完成）	618百万円	710百万円	―	浜松SA
北陸自動車道	富山県砺波市下中条	市道（仮称）高岡砺波インター線	富山県砺波市下中条	立体接続	平成23年4月28日	平成27年3月31日	1,868百万円	2,008百万円	―	本線直結型
一般国道475号（東海環状自動車道）	岐阜県土岐市泉町	市道81920号線、82525号線及び82526号線	岐阜県土岐市泉町	立体接続	平成23年4月28日	平成25年2月28日	542百万円	633百万円	―	五斗蒔PA
中央自動車道西宮線	山梨県笛吹市八代町南	県道313号藤垈石和線及び市道4015号線	山梨県笛吹市八代町南	立体接続	平成24年5月1日	平成28年3月31日	2,296百万円	2,584百万円	―	本線直結型
第一東海自動車道	静岡県沼津市宮本	市道0118号線及び市道0105号線	静岡県沼津市宮本	立体接続	平成24年5月1日	平成28年3月31日	703百万円	940百万円	―	愛鷹PA
第二東海自動車道横浜名古屋線	静岡県周智郡森町大字円田	町道遠州森町PA上り線及び町道遠州森町PA下り線	静岡県周智郡森町大字一宮及び静岡県周智郡森町大字円田	立体接続	平成24年5月1日	平成26年3月31日	657百万円	750百万円	―	遠州森町PA

別　紙　1

（イ） 路線名	（ロ） 工事の箇所	（ハ）工事方法 他の道路との連結位置及び接続の方法			（ニ） 工事の着手および完成の予定年月日		（ホ） 工事予算 （消費税込み）	（へ） 債務引受限度額 （消費税込み）	うち 助成対象 基準額 （消費税込み）	備考
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手 予定年月日	工事の完成 予定年月日				
北陸自動車道	滋賀県長浜市 小谷丁野町	県道郷野湖北線及び県道丁野虎姫長浜線	滋賀県長浜市湖北町及び滋賀県長浜市小谷丁野町	立体接続	平成24年5月1日	平成29年3月31日	2,349百万円	2,724百万円	―	本線 直結型
近畿自動車道 名古屋神戸線	三重県鈴鹿市 山本町	市道山本65号線	三重県鈴鹿市 山本町	立体接続	平成24年5月1日	平成31年3月31日	1,540百万円	1,802百万円	―	鈴鹿PA （仮称）
近畿自動車道 敦賀線	福井県敦賀市 長谷	市道長谷2号線	福井県敦賀市 長谷	立体接続	平成24年5月1日	平成29年3月31日	2,066百万円	2,295百万円	―	本線 直結型

別紙１－７８

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

東海北陸自動車道（西尾張IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1．工事の内容

（1） 路線名

東海北陸自動車道

（2） 工事の箇所

愛知県一宮市大和町

（3） 工事方法

（イ）他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
県道岐阜稲沢線	愛知県一宮市大和町	立体接続	西尾張インターチェンジ（仮称）

別　紙　1

（4） 工事予算

760 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　平成　21 年　 9 月　 5 日

②工事の完成予定年月日　　平成　30 年　 3 月　31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

932　百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　922　百万円）（消費税込み）

別紙１－７９

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

東海北陸自動車道
（岐阜県郡上市白鳥町那留から岐阜県高山市清見町夏厩まで）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

東海北陸自動車道

（2） 工事の区間

（イ） 工事の区間　　岐阜県郡上市白鳥町那留　　から
岐阜県高山市清見町夏厩　　まで

（ロ） 延　　長　　40．9 キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 道路の区分　　第 1 種 第 3 級（道路構造令）

（ロ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度（キロメートル/時）	延　長（キロメートル）	摘　要
岐阜県郡上市白鳥町那留　から 岐阜県高山市清見町夏厩　まで	80	40．9	

別　紙　1

（ハ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（二） 車線の幅員　　3．50 メートル

（ホ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県郡上市白鳥町那留 から 岐阜県高山市清見町夏厩 まで	4 車線	4 車線	4車線化

（ヘ） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工（掘割）部分	1．75×2	3．50	1．75	1．00	2．75	
トンネル部分	—	—	0．75	0．75	1．50	
橋梁高架部分（中小橋）	1．75×2	3．50	1．75	1．00	2．75	
橋梁高架部分（長大橋）	1．25×2	2．50	1．25	1．00	2．25	

※ 切土部については、左側路肩を堆雪余裕幅として白鳥～高鷲2．0m、高鷲～飛騨清見3．0m拡幅する。

（ト） 付加車線の標準幅員　　－　メートル

（チ） 中央帯の標準幅員

－　メートル　（土工部）
－　メートル　（橋梁部）

（リ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　考
－	－	－	－

（4） 工事予算

84，644 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日　　平成　24 年　　5 月　　1 日
②工事の完成予定年月日　　平成　31 年　　3 月　31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

95，217 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　90，950 百万円）（消費税込み）

別紙１－８０

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

一般国道４７５号（東海環状自動車道）
（岐阜県関市広見から岐阜県大垣市桧町まで）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1．工事の内容

（1） 路線名

一般国道475号

（有料道路名 ： 東海環状自動車道）

（2） 工事の箇所

（イ） 工事の区間　岐阜県関市広見　から
岐阜県大垣市桧町　まで

（ロ） 延　長　35．3キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 事業方式　一般国道事業と有料道路事業による事業方式

（ロ） 道路の区分　第 1 種 第 2 級（道路構造令）

別　紙　1

（ハ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度 （キロメートル/時）	延　長 （キロメートル）	摘　要
岐阜県関市広見　から 岐阜県大垣市桧町　まで	100	35．3	

（ニ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（ホ） 車線の幅員　　3．50 メートル

（ヘ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県関市広見　から 岐阜県大垣市桧町　まで	2 車線	4 車線	

別　紙　1

（ト） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左　側	計	左　側	右　側	計	
土工（掘割）部分	1．75×2	3．50	2．50	1．25	3．75	
トンネル部分	1．75×2	3．50	1．75	1．25	3．00	
橋梁高架部分（中小橋）	1．75×2	3．50	2．50	1．25	3．75	
橋梁高架部分（長大橋）	1．75×2	3．50	2．50	1．25	3．75	

（チ） 付加車線の標準幅員　　3．50　メートル

（リ） 中央帯の標準幅員　　－　メートル　（土工部）
　　－　メートル　（橋梁部）

別　紙　1

（ヌ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
一般国道418号	岐阜県関市広見	立体接続	関広見インターチェンジ
一般国道256号	岐阜県山県市大字西深瀬	立体接続	高富インターチェンジ（仮称）
都計道岐阜インター線	岐阜県岐阜市大学北	立体接続	岐阜インターチェンジ（仮称）
一般国道157号	岐阜県本巣市上保	立体接続	糸貫インターチェンジ（仮称）
県道 岐阜関ヶ原線	岐阜県安八郡神戸町大字西座倉	立体接続	大野神戸インターチェンジ（仮称）
一般国道21号及び県道大垣環状線	岐阜県大垣市桧町	立体接続	大垣西インターチェンジ（仮称）

（4） 工事予算

25，729 百万円（消費税込み）

別　紙　1

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日　　平成　31 年　 4 月　 1 日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日　　平成　33 年　 3 月　31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

27，588 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　26，276 百万円）（消費税込み）

別紙１－８１

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

一般国道４７５号（東海環状自動車道）
（岐阜県大垣市桧町から岐阜県養老郡養老町大字飯積まで）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

一般国道475号

（有料道路名 ： 東海環状自動車道）

（2） 工事の箇所

（イ） 工事の区間　　岐阜県大垣市桧町　　から
岐阜県養老郡養老町大字飯積　　まで

（ロ） 延　　長　　6．0キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 事業方式　　一般国道事業と有料道路事業による事業方式

（ロ） 道路の区分　　第 1 種 第 2 級（道路構造令）

別　紙　1

（ハ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度 （ｷﾛﾒｰﾄﾙ/時）	延　長 （ｷﾛﾒｰﾄﾙ）	摘　要
岐阜県大垣市桧町　から 岐阜県養老郡養老町大字飯積　まで	100	6．0	

（ニ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（ホ） 車線の幅員　　3．50 メートル

（ヘ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県大垣市桧町　から 岐阜県養老郡養老町大字飯積　まで	2 車線	4 車線	

別　紙　1

（ト） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左　側	計	左　側	右　側	計	
土工（掘割）部分	－	－	－	－	－	
トンネル部分	－	－	－	－	－	
橋梁高架部分（中小橋）	－	－	－	－	－	
橋梁高架部分（長大橋）	１．７５×２	３．５０	－	－	－	

（チ） 付加車線の標準幅員　　３．５０　メートル

（リ） 中央帯の標準幅員　　－　メートル　（土工部）
　　－　メートル　（橋梁部）

（ヌ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
一般国道21号及び県道大垣環状線	岐阜県大垣市桧町	立体接続	大垣西インターチェンジ（仮称）
中央自動車道　西宮線	岐阜県養老郡養老町大字飯積	立体接続	養老ジャンクション（仮称）

別　紙　1

（4） 工事予算

1，591 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日　　平成　24 年　3 月　1 日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日　　平成　24 年　9 月　30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1，681 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　1，661 百万円）（消費税込み）

別紙１－８２

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

一般国道４７５号（東海環状自動車道）
（岐阜県養老郡養老町大字飯積から三重県員弁郡東員町大字長深まで）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

一般国道475号

（有料道路名 ： 東海環状自動車道）

（2） 工事の箇所

（イ） 工事の区間　　岐阜県養老郡養老町大字飯積　　から
三重県員弁郡東員町大字長深　　まで

（ロ） 延　　長　　34．1キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 事業方式　　一般国道事業と有料道路事業による事業方式

（ロ） 道路の区分　　第 1 種 第 2 級（道路構造令）

別　紙　1

（ハ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度 （ｷﾛﾒｰﾄﾙ/時）	延　長 （ｷﾛﾒｰﾄﾙ）	摘　要
岐阜県養老郡養老町大字飯積 から 三重県員弁郡東員町大字長深 まで	100	34．1	

（ニ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（ホ） 車線の幅員　　3．50 メートル

（ヘ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県養老郡養老町大字飯積 から 三重県員弁郡東員町大字長深 まで	2 車線	4 車線	

別　紙　1

（ト） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左　側	計	左　側	右　側	計	
土工（掘割）部分	１．７５×２	３．５０	－	－	－	
トンネル部分	１．７５×２	３．５０	－	－	－	
橋梁高架部分（中小橋）	１．７５×２	３．５０	－	－	－	
橋梁高架部分（長大橋）	１．７５×２	３．５０	－	－	－	

（チ） 付加車線の標準幅員　　３．５０　メートル

（リ） 中央帯の標準幅員　　－　メートル　（土工部）
　　－　メートル　（橋梁部）

別　紙　1

（ヌ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
中央自動車道　西宮線	岐阜県養老郡養老町大字飯積	立体接続	養老ジャンクション（仮称）
県道　養老平田線	岐阜県養老郡養老町口ヶ島	立体接続	養老インターチェンジ（仮称）
一般国道306号及び一般国道365号	三重県いなべ市北勢町阿下喜	立体接続	北勢インターチェンジ（仮称）
一般国道365号	三重県いなべ市大安町高柳	立体接続	大安インターチェンジ（仮称）
一般国道365号	三重県員弁郡東員町大字長深	立体接続	東員インターチェンジ（仮称）

（4） 工事予算

25，053 百万円（消費税込み）

別　紙　1

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手（予定）年月日

イ　岐阜県養老郡養老町大字飯積　から　岐阜県海津市南濃町庭田まで
平成　31年　4月　1日

ロ　岐阜県海津市南濃町庭田　から　三重県いなべ市北勢町二之瀬　まで
平成　28年　4月　1日

ハ　三重県いなべ市北勢町二之瀬　から　三重県員弁郡東員町大字長深　まで
平成　31年　4月　1日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日　　平成　33 年　3 月　31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

27，439 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　26，158 百万円）（消費税込み）

別紙１－８３

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

一般国道４７５号（東海環状自動車道）
（三重県員弁郡東員町大字長深から三重県四日市市北山町まで）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1．工事の内容

（1） 路線名

一般国道475号

（有料道路名 ： 東海環状自動車道）

（2） 工事の箇所

（イ） 工事の区間　　三重県員弁郡東員町大字長深　　から
三重県四日市市北山町　　まで

（ロ） 延　　長　　1．4キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 事業方式　　一般国道事業と有料道路事業による事業方式

（ロ） 道路の区分　　第 1 種 第 2 級（道路構造令）

別　紙　1

（ハ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度 （ｷﾛﾒｰﾄﾙ/時）	延　長 （ｷﾛﾒｰﾄﾙ）	摘　要
三重県員弁郡東員町大字長深 から 三重県四日市市北山町 まで	100	1．4	

（ニ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（ホ） 車線の幅員　　3．50 メートル

（ヘ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
三重県員弁郡東員町大字長深 から 三重県四日市市北山町 まで	2 車線	4 車線	

別　紙　1

（ト） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左　側	計	左　側	右　側	計	
土工（掘割）部分	2．50×2	5．00	－	－	－	
トンネル部分	－	－	－	－	－	
橋梁高架部分（中小橋）	－	－	－	－	－	
橋梁高架部分（長大橋）	2．50×2	5．00	－	－	－	

（チ） 付加車線の標準幅員　　3．50　メートル

（リ） 中央帯の標準幅員　　4．50　メートル　（土工部）
　　4．50　メートル　（橋梁部）

（ヌ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
一般国道365号	三重県員弁郡東員町大字長深	立体接続	東員インターチェンジ（仮称）
近畿自動車道　名古屋神戸線	三重県四日市市北山町	立体接続	四日市北ジャンクション（仮称）

（4） 工事予算

2，899　百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手（予定）年月日　　平成　26 年　 4 月　 1 日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日　　平成　28 年　 3 月　31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3，082 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　3，061 百万円）（消費税込み）

別紙１－８３の次に次の別紙を加える。

別紙１－８４

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

中央自動車道　富士吉田線

（東京都三鷹市北野から東京都世田谷区大蔵まで）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

中央自動車道　富士吉田線

（2） 工事の区間

（イ） 工事の区間　　東京都三鷹市北野　　から
東京都世田谷区大蔵　　まで

（ロ） 延　　長　　6．4 キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 事業方式　　直轄事業と有料道路事業による事業方式

（ロ） 道路の区分　　第 2 種 第 1 級（道路構造令）

（ハ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度（キロメートル/時）	延　長（キロメートル）	摘　要
東京都三鷹市北野　から 東京都世田谷区大蔵　まで	80	6．4	

別　紙　1

（ニ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（ホ） 車線の幅員　3．25メートル

（ヘ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
東京都三鷹市北野 から 東京都世田谷区大蔵 まで	6 車線	6 車線	

（ト） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工（掘割）部分	――	――	――	――	――	
トンネル部分	――	――	2．50	0．75	3．25	
橋梁高架部分（中小橋）	――	――	――	――	――	
橋梁高架部分（長大橋）	――	――	――	――	――	

別　紙　1

（チ） 付加車線の標準幅員　　―――　　メートル

（リ） 中央帯の標準幅員

―――　　メートル　（土工部）
―――　　メートル　（橋梁部）

（ヌ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
関越自動車道新潟線	東京都三鷹市北野	平面接続	本線
中央自動車道富士吉田線	東京都三鷹市北野	立体接続	中央ジャンクション（仮称）
第一東海自動車道	東京都世田谷区大蔵	立体接続	東名ジャンクション（仮称）

（4） 工事予算

173，516 百万円（消費税込み）

別　紙　1

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手（予定）年月日

イ　東京都三鷹市北野から東京都世田谷区成城
平成　30　年　10　月　1　日

ロ　東京都世田谷区成城から東京都世田谷区喜多見
平成　24　年　5　月　1　日

ロ’　東京都世田谷区成城から東京都世田谷区喜多見
平成　30　年　10　月　1　日

ハ　東京都世田谷区喜多見から東京都世田谷区大蔵
平成　24　年　5　月　1　日

・なお、直轄事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が直轄事業者から事業引き継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日　　平成　33　年　3　月　31　日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

203，076 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　194，259 百万円）（消費税込み）

別紙１－８５

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び３号に定める協定記載事項）

近畿自動車道伊勢線
（愛知県名古屋市中川区島井町から愛知県海部郡飛島村木場まで）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

近畿自動車道　伊勢線

（2） 工事の箇所

（イ） 工事の区間　　愛知県名古屋市中川区島井町　　から
愛知県海部郡飛島村木場　　まで

（ロ） 延　　長　　12. 2キロメートル

（3） 工事方法

（イ） 事業方式　　直轄事業と有料道路事業による事業方式

（ロ） 道路の区分　　第 2 種 第 1 級（道路構造令）

別　紙　1

（ハ） 設計速度

設 計 区 間	設計速度 （キロメートル/時）	延　長 （キロメートル）	摘　要
愛知県名古屋市中川区島井町 から 愛知県海部郡飛島村木場 まで	60	12．2	

（ニ） 設計自動車荷重　245kN（B活荷重）

（ホ） 車線の幅員　　3．50 メートル

（ヘ） 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
愛知県名古屋市中川区島井町 から 愛知県海部郡飛島村木場 まで	4 車線	4 車線	

別　紙　1

（ト） 路肩の標準幅員

（単位：メートル）

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左　側	計	左　側	右　側	計	
土工（掘割）部分	－	－	－	－	－	
トンネル部分	－	－	－	－	－	
橋梁高架部分（中小橋）	－	－	－	－	－	
橋梁高架部分（長大橋）	１．２５×２	２．５０	－	－	－	

（チ） 付加車線の標準幅員　　－　メートル

（リ） 中央帯の標準幅員　　－　メートル　（土工部）
　　２．２５　メートル　（橋梁部）

別　紙　1

（ヌ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
近畿自動車道 名古屋亀山線	愛知県名古屋市中川区島井町	平面接続及び立体接続	名古屋西ジャンクション
市道高速1号（名古屋高速道路）	愛知県名古屋市中川区島井町	立体接続	名古屋西ジャンクション
一般国道302号	愛知県名古屋市中川区服部	立体接続	名古屋西ジャンクション南インターチェンジ（仮称）
一般国道302号	愛知県名古屋市中川区かの里及び愛知県名古屋市港区西蟹田	立体接続	富田インターチェンジ（仮称）
一般国道302号	愛知県名古屋市港区南陽町大字茶屋新田	立体接続	南陽インターチェンジ（仮称）
一般国道302号	愛知県海部郡飛島村大字梅之郷	立体接続	名四西インターチェンジ（仮称）
近畿自動車道 名古屋神戸線	愛知県海部郡飛島村木場	立体接続	飛島ジャンクション（仮称）
一般国道302号（伊勢湾岸道路）	愛知県海部郡飛島村木場	立体接続	飛島ジャンクション（仮称）

（4） 工事予算

30，777 百万円（消費税込み）

別　紙　1

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ　愛知県名古屋市中川区島井町　から　愛知県名古屋市中川区島井町　まで
平成　24年　5月　1日

ロ　愛知県名古屋市中川区島井町　から　愛知県海部郡飛島村木場　まで
平成　29年　4月　1日

ハ　愛知県海部郡飛島村木場　から　愛知県海部郡飛島村木場　まで
平成　24年　5月　1日

・ なお、直轄事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が直轄事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日　　平成　31 年　3 月　31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

34，416 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　32，855 百万円）（消費税込み）

別紙１－86

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項）

第一東海自動車道（横浜青葉JCT）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別　紙　1

1. 工事の内容

（1） 路線名

第一東海自動車道

（2） 工事の箇所

神奈川県横浜市青葉区下谷本町

（3） 工事方法

（イ） 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備　　考
横浜市道高速横浜環状北西線 （首都高速道路）	神奈川県横浜市 青葉区下谷本町	立体接続	横浜青葉ジャンクション（仮称）

別　紙　1

（4） 工事予算

448 百万円（消費税込み）

（5） 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手（予定）年月日

平成　24 年　 5 月　 1 日

②工事の完成予定年月日

平成　34 年　 3 月　31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

509 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額　　487 百万円）（消費税込み）

別紙３を次のとおり改める。

別紙３

（協定第５条第２項関連）
（機構法第１３条第１項第３号に定める協定記載事項）

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

（消費税込み）

年度	債務引受限度額
Ｈ１８	14,696百万円
Ｈ１９	24,995百万円
Ｈ２０	27,416百万円
Ｈ２１	32,076百万円
Ｈ２２	21,467百万円
Ｈ２３	28,850百万円
Ｈ２４	33,538百万円
Ｈ２５	33,457百万円
Ｈ２６	33,466百万円
Ｈ２７	32,392百万円
Ｈ２８	32,982百万円
Ｈ２９	34,743百万円
Ｈ３０	36,575百万円
Ｈ３１	38,294百万円
Ｈ３２	39,832百万円
Ｈ３３	43,957百万円
Ｈ３４	44,563百万円
Ｈ３５	44,963百万円
Ｈ３６	45,757百万円
Ｈ３７	45,991百万円
Ｈ３８	47,026百万円
Ｈ３９	47,220百万円
Ｈ４０	47,373百万円
Ｈ４１	47,716百万円
Ｈ４２	48,774百万円
Ｈ４３	47,876百万円
Ｈ４４	49,139百万円
Ｈ４５	47,590百万円
Ｈ４６	47,685百万円
Ｈ４７	47,588百万円
Ｈ４８	47,682百万円
Ｈ４９	47,972百万円
Ｈ５０	47,482百万円
Ｈ５１	47,548百万円
Ｈ５２	47,574百万円
Ｈ５３	47,569百万円
Ｈ５４	47,603百万円
Ｈ５５	47,983百万円
Ｈ５６	47,399百万円
Ｈ５７	47,270百万円
Ｈ５８	47,291百万円
Ｈ５９	47,270百万円
Ｈ６０	47,351百万円
Ｈ６１	47,159百万円
Ｈ６２	19,611百万円

（注1）平成１８年度から平成２２年度までは実績値を記載している。

（注2）上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙４を次のとおり改める。

別紙４

（協定第6条第1項関連）
（機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項）

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

（消費税込み）

債務引受限度額	50,122百万円

別紙５を次のとおり改める。

別紙５

（協定第８条第１項関連）
（機構法第１３条第１項第６号に定める協定記載事項）

道路資産の貸付料の額

中日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

（消費税込み）

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	構築物等分		
				うち盛土・切土・のり面構造物等分	うち橋梁・トンネル等分
Ｈ１８	(472,195百万円) 484,094百万円	(86,431百万円) 74,294百万円	(307,137百万円) 316,083百万円	(81,338百万円) 69,250百万円	(225,799百万円) 246,833百万円
Ｈ１９	(482,966百万円) 484,615百万円	(96,496百万円) 80,890百万円	(342,904百万円) 344,144百万円	(90,810百万円) 75,398百万円	(252,094百万円) 268,746百万円
Ｈ２０	(466,881百万円) 456,343百万円	(94,180百万円) 76,802百万円	(334,674百万円) 326,751百万円	(88,630百万円) 71,587百万円	(246,044百万円) 255,164百万円
Ｈ２１	(355,494百万円) 329,680百万円	(70,563百万円) 54,376百万円	(250,751百万円) 231,341百万円	(66,405百万円) 50,684百万円	(184,346百万円) 180,657百万円
Ｈ２２	(350,323百万円) 340,782百万円	(69,626百万円) 52,677百万円	(247,421百万円) 224,113百万円	(65,524百万円) 49,100百万円	(181,897百万円) 175,012百万円
Ｈ２３	(352,605百万円) 354,854百万円	(57,106百万円) 57,467百万円	(242,956百万円) 244,491百万円	(53,229百万円) 53,565百万円	(189,727百万円) 190,926百万円
Ｈ２４	346,816百万円	55,233百万円	234,987百万円	51,483百万円	183,504百万円
Ｈ２５	348,386百万円	55,458百万円	235,946百万円	51,693百万円	184,253百万円
Ｈ２６	464,901百万円	76,060百万円	323,597百万円	70,896百万円	252,701百万円
Ｈ２７	479,687百万円	78,851百万円	335,471百万円	73,498百万円	261,973百万円
Ｈ２８	482,368百万円	79,247百万円	337,156百万円	73,867百万円	263,289百万円
Ｈ２９	481,708百万円	78,845百万円	335,449百万円	73,493百万円	261,956百万円
Ｈ３０	483,904百万円	78,881百万円	335,598百万円	73,526百万円	262,072百万円
Ｈ３１	484,740百万円	78,728百万円	334,946百万円	73,383百万円	261,563百万円
Ｈ３２	484,589百万円	78,423百万円	333,650百万円	73,099百万円	260,551百万円
Ｈ３３	488,875百万円	78,457百万円	333,791百万円	73,130百万円	260,661百万円
Ｈ３４	498,835百万円	80,164百万円	341,056百万円	74,722百万円	266,334百万円
Ｈ３５	500,326百万円	80,357百万円	341,879百万円	74,902百万円	266,977百万円
Ｈ３６	497,604百万円	79,735百万円	339,233百万円	74,322百万円	264,911百万円
Ｈ３７	496,033百万円	79,410百万円	337,851百万円	74,019百万円	263,832百万円
Ｈ３８	495,017百万円	79,054百万円	336,334百万円	73,687百万円	262,647百万円
Ｈ３９	495,570百万円	79,118百万円	336,606百万円	73,747百万円	262,859百万円
Ｈ４０	493,056百万円	78,645百万円	334,597百万円	73,306百万円	261,291百万円
Ｈ４１	491,958百万円	78,392百万円	333,518百万円	73,070百万円	260,448百万円
Ｈ４２	491,083百万円	78,049百万円	332,059百万円	72,750百万円	259,309百万円
Ｈ４３	488,302百万円	77,718百万円	330,648百万円	72,441百万円	258,207百万円
Ｈ４４	482,099百万円	76,397百万円	325,030百万円	71,210百万円	253,820百万円
Ｈ４５	477,353百万円	75,833百万円	322,631百万円	70,685百万円	251,946百万円
Ｈ４６	473,215百万円	75,085百万円	319,446百万円	69,987百万円	249,459百万円
Ｈ４７	470,590百万円	74,632百万円	317,521百万円	69,565百万円	247,956百万円
Ｈ４８	464,959百万円	73,625百万円	313,239百万円	68,627百万円	244,612百万円
Ｈ４９	461,057百万円	72,885百万円	310,089百万円	67,937百万円	242,152百万円
Ｈ５０	457,093百万円	72,271百万円	307,476百万円	67,364百万円	240,112百万円
Ｈ５１	454,198百万円	71,748百万円	305,252百万円	66,877百万円	238,375百万円
Ｈ５２	448,098百万円	70,664百万円	300,639百万円	65,866百万円	234,773百万円
Ｈ５３	443,971百万円	69,937百万円	297,546百万円	65,189百万円	232,357百万円
Ｈ５４	440,334百万円	69,288百万円	294,784百万円	64,584百万円	230,200百万円
Ｈ５５	437,850百万円	68,782百万円	292,632百万円	64,112百万円	228,520百万円
Ｈ５６	432,323百万円	67,908百万円	288,913百万円	63,297百万円	225,616百万円
Ｈ５７	427,736百万円	67,114百万円	285,538百万円	62,558百万円	222,980百万円
Ｈ５８	423,717百万円	66,406百万円	282,524百万円	61,898百万円	220,626百万円
Ｈ５９	421,200百万円	65,965百万円	280,649百万円	61,487百万円	219,162百万円
Ｈ６０	415,903百万円	65,014百万円	276,603百万円	60,600百万円	216,003百万円
Ｈ６１	412,256百万円	64,405百万円	274,009百万円	60,032百万円	213,977百万円
Ｈ６２	129,564百万円	19,352百万円	82,336百万円	18,039百万円	64,297百万円

（注1）平成１８年度から平成２２年度までの上段（　　）内は、計画値、下段は実績値を、平成２３年度の上段（　　）内は計画値、下段は実績見込み値を記載している。

別紙６を次のとおり改める。

別紙６

（協定第９条第１項関連）

計画料金収入の額

中日本高速道路株式会社における計画料金収入

（消費税込み）

年度	計画料金収入
Ｈ１８	(589,562百万円) 607,357百万円
Ｈ１９	(599,122百万円) 606,762百万円
Ｈ２０	(585,472百万円) 569,080百万円
Ｈ２１	(477,225百万円) 446,639百万円
Ｈ２２	(475,906百万円) 461,606百万円
Ｈ２３	(474,594百万円) 481,589百万円
Ｈ２４	476,380百万円
Ｈ２５	480,109百万円
Ｈ２６	599,776百万円
Ｈ２７	614,461百万円
Ｈ２８	618,067百万円
Ｈ２９	617,992百万円
Ｈ３０	621,054百万円
Ｈ３１	624,086百万円
Ｈ３２	624,271百万円
Ｈ３３	634,522百万円
Ｈ３４	643,332百万円
Ｈ３５	644,205百万円
Ｈ３６	641,244百万円
Ｈ３７	640,038百万円
Ｈ３８	638,834百万円
Ｈ３９	639,365百万円
Ｈ４０	636,422百万円
Ｈ４１	635,217百万円
Ｈ４２	634,010百万円
Ｈ４３	631,392百万円
Ｈ４４	625,340百万円
Ｈ４５	621,001百万円
Ｈ４６	616,665百万円
Ｈ４７	613,995百万円
Ｈ４８	607,988百万円
Ｈ４９	603,650百万円
Ｈ５０	599,313百万円
Ｈ５１	596,600百万円
Ｈ５２	590,640百万円
Ｈ５３	586,303百万円
Ｈ５４	581,970百万円
Ｈ５５	579,208百万円
Ｈ５６	573,296百万円
Ｈ５７	568,962百万円
Ｈ５８	564,627百万円
Ｈ５９	561,818百万円
Ｈ６０	555,957百万円
Ｈ６１	551,621百万円
Ｈ６２	226,162百万円

（注1）平成１８年度から平成２２年度までの上段（　　）内は、計画値、下段は実績値を、平成２３年度の上段（　　）内は計画値、下段は実績見込み値を記載している。

別紙７を次のとおり改める。

別　紙　7

（協定第 11 条関連）

（機構法第 13 条第 1 項第 7 号に定める協定記載事項）

料金の額及びその徴収期間

１．料金の額

（１）料金の額

①本協定第３条「協定の対象となる高速道路の路線名」中（１）から（１３）までに定める路線（以下「高速国道」という。）の料金の額については以下のとおりとする。

イ　対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

（イ）対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間は、高速国道のうち、ロの均一制及びハの区間料金制を適用する区間以外の区間とする。

（ロ）料金の額

イ）利用距離に対して課する可変額部分

Ａ　利用距離に対して課する１キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

（単位：円）

区間 車種	普通区間	大都市 近郊区間	恵那山 特別区間	飛騨 特別区間
軽自動車等	19.68	23.616	31.488	31.488
普通車	24.6	29.52	39.36	39.36
中型車	29.52	35.424	47.232	47.232
大型車	40.59	48.708	64.944	64.944
特大車	67.65	81.18	108.24	108.24

Ｂ　１００キロメートルを超える区間の利用に対しては、１００キロメートルを超え、２００キロメートルまでの部分について２５パーセント、２００キロメートルを超える部分について３０パーセントの割引を行う。

（注１）上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１－１の自動車の車種区分をいう（別に定める場合を除き、以下同じ。）。

（注２）上表において「普通区間」とあるのは、（イ）に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」、「恵那山特別区間」及び「飛騨特別区間」以外の区間をいう（以下同じ。）。

（注３）上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添２の区間をいう（以下同じ。）。

（注４）上表において「恵那山特別区間」とあるのは、中央自動車道西宮線の園原インターチェンジから中津川インターチェンジまでの区間を、「飛騨特別区間」とあるのは、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジから白川郷インターチェンジまでの区間をいう（以下同じ。）。

ロ）利用１回に対して課する固定額部分

利用１回に対して課する料金の額は、１５０円とする。

（ハ）適用方法

イ）キロ程

Ａ　インターチェンジ相互間のキロ程は、別添３のとおりとする。ただし、供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。

Ｂ　甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道３０２号（伊勢湾岸道路）（以下「伊勢湾岸道路」という。）、一般国道４６８号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））（以下「首都圏中央連絡自動車道」という。）又は一般国道４７５号（東海環状自動車道）（豊田市から四日市市まで）（以下「東海環状自動車道」という。）が介在し、これらの道路と高速国道とを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジの間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの高速国道のキロ程を通算したものとする。

Ｃ　周回走行が可能な区間（以下「ループ」という。）を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を加算したものとする。

ロ）インターチェンジ相互間の料金の計算額

インターチェンジ相互間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとする。

インターチェンジ相互間のキロ程 （単位：キロメートル）	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 （単位：円）
１００以下の場合	ＬＲ＋Ｌ’nＲ’n＋１５０
１００を超え、２００以下の場合	$(0.75+\frac{25}{L+L'n})(LR+L'nR'n)+150$
２００を超える場合	$(0.7+\frac{35}{L+L'n})(LR+L'nR'n)+150$

（注１）この表においてＬ、Ｌ’n、Ｒ及びＲ’ｎは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’n：大都市近郊区間（n1）、恵那山特別区間（n2）又は飛騨特別区間（n3）のキロ程（単位：キロメートル）

Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ’n：大都市近郊区間（n1）、恵那山特別区間（n2）又は飛騨特別区間（n3）の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ハ）消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に定める消費税及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に定める地方消費税（以下「消費税及び地方消費税」という。）の転嫁並びに料金の単位

ロ）に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互間のキロ程に応じた額に１．０５を乗じ、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

ニ）料金変更における激変緩和措置

Ａ　平成７年４月９日以前に、別添４の（Ａ）に掲げる額であった料金について、ロ）に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互間のキロ程に応じた額に１．０３を乗じ、２４捨２５入により５０円単位の端数処理を行った額（以下「調整額」という。）が（Ｂ）に掲げる料金の額以上となる場合には、イ）からハ）の規定にかかわらず（Ｃ）の額を適用するものとする。

Ｂ　調整額が５００円以下で、かつ、上記算出方法によって得た料金の額が調整額を超える場合には、上記算出による額を調整額に据置くものとする。

ホ）インターチェンジ相互間の料金の額に係る調整

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、丙インターチェンジが存する場合において、ロ）からニ）に定める方法により算出された甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額が、同様に算出された甲インターチェンジと丙インターチェンジ相互間の料金の額と、丙インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額との合算額を超えるときは、甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額は、その合算額とする。

ヘ）複数経路の場合の料金算定の特例

インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、２倍を超える経路を走行した場合にはイ）により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ）及びハ）に定める方法により算出した額とし、２倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比を算出するに当たっては、インターチェンジ相互間に伊勢湾岸道路、首都圏中央連絡自動車道又は東海環状自動車道が介在する場合には、イ）により算出されたキロ程に次表に掲げる距離を加算して行うものとし、各経路毎の料金を算出するに当たっては、ロ）からホ）に定める方法により算出した額と伊勢湾岸道路、首都圏中央連絡自動車道又は東海環状自動車道のうち、介在する区間の料金を加算して行うものとする。

道路名	区　間	距　離
首都圏中央連絡自動車道	海老名ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞから 八王子ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝまで	26.9 ｷﾛﾒｰﾄﾙ
	八王子ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝから あきる野ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞまで	9.6 ｷﾛﾒｰﾄﾙ
伊勢湾岸道路	東海ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞから 飛島ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞまで	6.1 ｷﾛﾒｰﾄﾙ
東海環状自動車道	豊田東ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝから 土岐ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝまで	39.8 ｷﾛﾒｰﾄﾙ
	土岐ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝから美濃関 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝまで	33.2 ｷﾛﾒｰﾄﾙ
	美濃関ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝから 養老ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝまで	44.2 ｷﾛﾒｰﾄﾙ
	養老ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝから 四日市北ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝまで	35.5 ｷﾛﾒｰﾄﾙ

ト）周回走行の場合の料金算定の特例

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額はイ）Ｃのキロ程に基づきロ）及びハ）に定める方法により算出された額に周回走行回数を乗じたものとする。

チ）料金調整

Ａ　通行止めに伴う料金調整

対距離制を適用する区間において、最初に高速国道に流入したインターチェンジをＡインターチェンジ、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをＢインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる高速国道への再流入インターチェンジをＣインターチェンジ、高速国道に再流入した後の最終流出インターチェンジをＤインターチェンジとし、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由としてＡ、Ｂ、Ｃ各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、高速国道を順方向に走行し、Ｄインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したＣインターチェンジとＤインターチェンジまでの区間の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。ただし、料金調整後の料金の額が０円を下回る場合には、当該ＣインターチェンジとＤインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。

（Ａ）対距離制を適用する区間の総延長が１００キロメートル以下の区間の場合

全車種を対象として、ＣインターチェンジからＤインターチェンジまでの区間の料金の額から、一律１５０円を控除した額に料金調整する。

（Ｂ）対距離制を適用する区間の総延長が１００キロメートルを超える区間の場合

全車種を対象として、ＣインターチェンジからＤインターチェンジまでの区間の料金の額は、次の算式により算出する額に料金調整する。ただし、次の（Ｃ）に該当する場合は除く。

ＡＤ－（ＢＤ－ＣＤ）－ＡＢ

（Ｃ）対距離制を適用する区間の総延長が１００キロメートルを超える区間で、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、ＡインターチェンジからＢインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ（以下「Ｄ’インターチェンジ」という。）にて流出を行う場合

全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

｜ＡＤ’－ＢＤ’｜＋ＣＤ’－ＡＢ

（注１）上記の算式において、ＡＢ、ＡＤ、ＢＤ、ＣＤ、ＡＤ’、ＢＤ’はそれぞれ次の数値を表すものとする。

ＡＢ：ＡインターチェンジからＢインターチェンジまでの区間について、イ）

により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト）及びチ）により算出した料金の額

ＡＤ：Ａインターチェンジからｄインターチェンジまでの区間について、イ）により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト）及びチ）により算出した料金の額

ＢＤ：Ｂインターチェンジからｄインターチェンジまでの区間について、イ）により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト）及びチ）により算出した料金の額

ＣＤ：Ｃインターチェンジからｄインターチェンジまでの区間について、イ）により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト）及びチ）により算出した料金の額

ＡＤ’：Ａインターチェンジからｄ’インターチェンジまでの区間について、イ）により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト）及びチ）により算出した料金の額

ＢＤ’：Ｂインターチェンジからｄ’インターチェンジまでの区間について、イ）により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト）及びチ）により算出した料金の額

ＣＤ’：Ｃインターチェンジからｄ’インターチェンジまでの区間について、イ）により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト）及びチ）により算出した料金の額

（注２）（Ｂ）の場合において、ＢＤ＜ＣＤとなる場合については、ＡＤ－ＡＢにより算出した額により料金調整を行う。

Ｂ　集中工事等に伴う料金調整

高速国道等の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、本協定第９条に定める貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道の料金を調整する場合には、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

ロ　均一制を適用する区間の料金の額

均一制を適用する区間及び１回の通行に係る料金の額は、次表のとおりとする。

路線名	料金の徴収区間	料金の額（単位：円）				
		軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
中央自動車道 富士吉田線	高井戸ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞから 八王子ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞまで	500	600	700	1,000	1,650

（注）　上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

ハ　区間料金制を適用する区間の料金の額

近畿自動車道名古屋亀山線の料金の額について、飛島ジャンクションから名古屋インターチェンジ及び名古屋南ジャンクションまでの各区間の料金の額は、次表のとおりとする。

Ａ 外回り（飛島ジャンクション方面から名古屋南ジャンクション方面へ通行する場合）

	料金の額（単位：円）				
入口ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ等	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
飛島ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	６００	７００	８００	１，１００	１，７００
名四西ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	６００	７００	８００	１，１００	１，７００
南陽ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	６００	７００	８００	１，１００	１，７００
富田ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	６００	７００	８００	１，１００	１，７００
名古屋西ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	５００	６００	７００	９５０	１，４５０
大治南ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	５００	６００	７００	９５０	１，４５０
甚目寺南ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	５００	６００	７００	９５０	１，４５０
清洲西ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	５００	６００	７００	９５０	１，４５０
清洲東ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	５００	６００	７００	９５０	１，４５０
清洲ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	５００	６００	７００	９５０	１，４５０
山田西ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	５００	６００	７００	９５０	１，４５０
楠ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	４００	５００	６００	８００	１，２００
楠ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	４００	５００	６００	８００	１，２００
勝川ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	４００	５００	６００	８００	１，２００
小幡ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	４００	５００	６００	８００	１，２００
引山ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	４００	５００	６００	８００	１，２００
本郷ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	５００	６００	７００	９５０	１４５０
名古屋ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	５００	６００	７００	９５０	１，４５０
上社南ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	４００	５００	６００	８００	１，２００
高針ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	５００	６００	７００	９５０	１，４５０
植田ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	４００	５００	６００	８００	１，２００
鳴海ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	４００	５００	６００	８００	１，２００
有松ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	４００	５００	６００	８００	１，２００

Ｂ 内回り（名古屋南ジャンクション方面から飛島ジャンクション方面へ通行する場合）

	料金の額（単位：円）				
入口ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ等	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
名古屋南ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	６００	７００	８００	１，１００	１，７００
有松ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	６００	７００	８００	１，１００	１，７００
鳴海ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	６００	７００	８００	１，１００	１，７００
植田ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	５００	６００	７００	９５０	１，４５０
高針ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	５００	６００	７００	９５０	１，４５０
名古屋ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	５００	６００	７００	９５０	１，４５０
本郷ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	５００	６００	７００	９５０	１，４５０
上社ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	５００	６００	７００	９５０	１，４５０
大森ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	５００	６００	７００	９５０	１，４５０
松河戸ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	５００	６００	７００	９５０	１，４５０
勝川ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	４００	５００	６００	８００	１，２００
楠ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	４００	５００	６００	８００	１，２００
山田西ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	４００	５００	６００	８００	１，２００
平田ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	４００	５００	６００	８００	１，２００
清洲ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	４００	５００	６００	８００	１，２００

清洲東ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	４００	５００	６００	８００	１，２００
甚目寺北ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	４００	５００	６００	８００	１，２００
大治北ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	４００	５００	６００	８００	１，２００
名古屋西ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	４００	５００	６００	８００	１，２００
名古屋西ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ 南ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	４００	５００	６００	８００	１，２００
富田ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	４００	５００	６００	８００	１，２００
南陽ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	４００	５００	６００	８００	１，２００
名四西ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ	４００	５００	６００	８００	１，２００

② 一般国道１号（新湘南バイパス）（以下「新湘南バイパス」という。）における各インターチェンジ等相互間の１回の通行に係る料金の額（単位：円）は次表のとおりとする。

イ．普通車

					藤　　沢
				茅ヶ崎中央	300
			茅ヶ崎西	100	300
		茅ヶ崎海岸	—	200	400
	平　　塚	—	—	—	—
大　　磯	300	—	—	400	600

ロ．大型車

					藤　　沢
				茅ヶ崎中央	460
			茅ヶ崎西	150	460
		茅ヶ崎海岸	—	300	610
	平　　塚	—	—	—	—
大　　磯	460	—	—	610	920

ハ．特大車

					藤　　沢
				茅ヶ崎中央	1,150
			茅ヶ崎西	360	1,150
		茅ヶ崎海岸	—	720	1,510
	平　　塚	—	—	—	—
大　　磯	1,150	—	—	1,510	2,300

（注１）上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１－２の自動車の車種区分をいう。

（注２）上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

（注３）茅ヶ崎海岸インターチェンジ、平塚インターチェンジ及び大磯インターチェンジと各インターチェンジの料金の額については供用開始の日から適用する。

③ 一般国道１号（西湘バイパス）（以下「西湘バイパス」という。）における１回の通行に係る料金の額（単位：円）は次表のとおりとする。

車種 料金所	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
橘	200	250	300	400	700
国府津	100	150	200	250	400
石　橋	150	200	250	350	550

（注）上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

④　一般国道１３８号（東富士五湖道路）（以下「東富士五湖道路」という。）における各区間の１回の通行に係る料金の額（単位：円）は次表のとおりとする。

区間＼車種		普通車	大型車	特大車
全線		1,040	1,560	3,780
一部線	Ａ区間	520	780	1,890
	Ｂ区間	520	780	1,890

（注１）Ａ区間とは、山梨県富士吉田市上吉田（起点）から同県同郡山中湖村山中までの区間を、Ｂ区間とは、山梨県南都留郡山中湖村山中から静岡県駿東郡小山町須走（終点）までの区間をいう。

（注２）上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１－２の自動車の車種区分をいう。

（注３）上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

⑤　一般国道２７１号（小田原厚木道路）（以下「小田原厚木道路」という。）における各区間の１回の通行に係る料金の額（単位：円）は次表のとおりとする。

		軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
全線		６００	７００	７００	１，１００	１，９００
一部線	Ａ区間	３００	３５０	３５０	５５０	９５０
	Ｂ区間	３００	３５０	３５０	５５０	９５０

（注１）　Ａ区間とは、小田原市早川から神奈川県中郡大磯町生沢までの区間をいう。
　　Ｂ区間とは、神奈川県中郡大磯町生沢から厚木市酒井までの区間をいう。

（注２）　上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

⑥　伊勢湾岸道路における各インターチェンジ等相互間の１回の通行に係る料金の額（単位：円）は次表のとおりとする。

イ　軽自動車等

			飛島
		名港中央	250
	名港潮見	250	500
東海	200	450	700

ロ　普通車

			飛島
		名港中央	300
	名港潮見	350	600
東海	250	550	850

ハ　中型車

			飛島
		名港中央	350
	名港潮見	400	750
東海	300	700	1,000

ニ　大型車

			飛島
		名港中央	450
	名港潮見	550	1,000
東海	400	950	1,400

ホ　特大車

			飛　　島
		名　港　中　央	750
	名　港　潮　見	950	1,700
東　　海	650	1,600	2,350

（注）　上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

⑦　首都圏中央連絡自動車道における各インターチェンジ等相互間の１回の通行に係る料金の額（単位：円）は次表のとおりとする。

イ　軽自動車等

			海老名南ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
		寒川北	100
	寒川南	100	200
西久保ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	―	150	250

							あきる野	日の出	青梅	入間	狭山日高	圏央鶴ヶ島	鶴ヶ島ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	坂戸	川島	桶川北本	桶川	白岡菖蒲	久喜白岡ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
						八王子西	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					八王子ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	150	350	400	700	850	1,050	1,250	1,350	1,500	1,550	1,700	1,800	1,950	2,050
				高尾山	100	200	400	450	750	900	1,100	1,300	1,400	1,550	1,600	1,750	1,850	2,000	2,100
			城山	200	250	400	600	650	950	1,100	1,300	1,500	1,550	1,650	1,750	1,850	2,000	2,150	2,200
		相模原	300	500	550	700	900	950	1,250	1,400	1,550	1,700	1,750	1,900	1,950	2,100	2,200	2,350	2,400
	圏央厚木	200	500	700	750	900	1,050	1,150	1,400	1,500	1,650	1,850	1,900	2,000	2,100	2,200	2,350	2,400	2,400
海老名	150	350	650	850	900	1,050	1,200	1,300	1,500	1,650	1,800	1,950	2,000	2,150	2,200	2,350	2,400	2,400	2,400

	幸手	五霞	境	猿島岩井	水海道	つくば中央	つくばｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	つくば牛久	牛久阿見	阿見東	稲敷	東	神崎	下総	大栄ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
八王子西	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
八王子ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	2,200	2,300	2,450	2,600	2,800	3,000	3,100	3,150	3,250	3,350	3,500	3,600	3,700	3,800	3,900
高尾山	2,250	2,350	2,500	2,650	2,850	3,050	3,150	3,200	3,300	3,400	3,550	3,650	3,750	3,850	3,950
城山	2,400	2,500	2,600	2,800	3,000	3,200	3,300	3,300	3,450	3,550	3,700	3,800	3,900	4,000	4,100
相模原	2,550	2,650	2,800	3,000	3,150	3,400	3,450	3,500	3,600	3,750	3,850	4,000	4,100	4,150	4,300
圏央厚木	2,550	2,650	2,800	3,000	3,150	3,400	3,450	3,500	3,650	3,750	3,850	4,000	4,100	4,150	4,300
海老名	2,550	2,650	2,800	3,000	3,150	3,400	3,450	3,500	3,650	3,750	3,850	4,000	4,100	4,150	4,300

ロ　普通車

			海老名南ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
		寒川北	100
	寒川南	150	250
西久保ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	―	250	350

							あきる野	日の出	青梅	入間	狭山日高	圏央鶴ヶ島	鶴ヶ島ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	坂戸	川島	桶川北本	桶川	白岡菖蒲	久喜白岡ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
						八王子西	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					八王子ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	200	400	500	850	1,050	1,300	1,550	1,650	1,850	1,900	2,100	2,250	2,450	2,550
				高尾山	100	250	500	600	950	1,150	1,400	1,650	1,750	1,900	2,000	2,150	2,300	2,500	2,600
			城山	250	350	500	750	850	1,200	1,400	1,650	1,850	1,950	2,100	2,150	2,350	2,500	2,700	2,700
		相模原	400	650	700	900	1,100	1,200	1,550	1,750	1,900	2,150	2,200	2,350	2,450	2,600	2,700	2,700	2,700
	圏央厚木	250	600	850	950	1,100	1,350	1,400	1,750	1,900	2,100	2,300	2,350	2,550	2,600	2,700	2,700	2,700	2,700
海老名	200	450	800	1,050	1,150	1,300	1,550	1,600	1,900	2,050	2,250	2,450	2,500	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700

	幸手	五霞	境	猿島岩井	水海道	つくば中央	つくばｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	つくば牛久	牛久阿見	阿見東	稲敷	東	神崎	下総	大栄ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
八王子西	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
八王子ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	2,750	2,850	3,050	3,250	3,500	3,750	3,850	3,900	4,050	4,200	4,350	4,500	4,650	4,750	4,900
高尾山	2,800	2,900	3,100	3,350	3,550	3,800	3,950	3,950	4,150	4,300	4,450	4,600	4,700	4,800	4,950
城山	2,900	3,000	3,200	3,450	3,650	3,900	4,050	4,050	4,250	4,400	4,550	4,700	4,800	4,900	5,050
相模原	2,900	3,000	3,200	3,450	3,650	3,950	4,050	4,050	4,250	4,400	4,550	4,700	4,800	4,900	5,050
圏央厚木	2,900	3,000	3,200	3,450	3,650	3,950	4,050	4,100	4,250	4,400	4,550	4,700	4,800	4,900	5,050
海老名	2,900	3,000	3,200	3,450	3,650	3,950	4,050	4,100	4,250	4,400	4,550	4,700	4,800	4,900	5,050

ハ　中型車

			海老名南ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
		寒川北	150
	寒川南	150	300
西久保ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	250	400

							あきる野	日の出	青梅	入間	狭山日高	圏央鶴ヶ島	鶴ヶ島ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	坂戸	川島	桶川北本	桶川	白岡菖蒲	久喜白岡ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
						八王子西	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
					八王子ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	200	500	600	1,050	1,250	1,550	1,900	2,000	2,200	2,300	2,500	2,700	2,850	2,850
				高尾山	100	350	600	700	1,150	1,350	1,650	2,000	2,100	2,300	2,400	2,600	2,750	2,950	2,950
			城山	300	400	650	900	1,000	1,450	1,650	1,950	2,250	2,300	2,500	2,600	2,800	3,000	3,050	3,050
		相模原	450	750	850	1,100	1,350	1,450	1,850	2,100	2,300	2,550	2,650	2,850	2,950	3,050	3,050	3,050	3,050
	圏央厚木	250	700	1,000	1,100	1,350	1,600	1,700	2,100	2,300	2,500	2,750	2,850	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050
海老名	250	500	950	1,250	1,350	1,600	1,850	1,950	2,300	2,450	2,700	2,950	3,000	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050

	幸手	五霞	境	猿島岩井	水海道	つくば中央	つくばｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	つくば牛久	牛久阿見	阿見東	稲敷	東	神崎	下総	大栄ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
八王子西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八王子ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	3,100	3,250	3,450	3,700	4,000	4,300	4,450	4,500	4,700	4,850	5,050	5,250	5,400	5,500	5,700
高尾山	3,200	3,350	3,550	3,800	4,100	4,400	4,550	4,600	4,800	4,950	5,150	5,350	5,500	5,600	5,800
城山	3,300	3,450	3,650	3,900	4,200	4,500	4,650	4,700	4,900	5,050	5,250	5,450	5,600	5,700	5,900
相模原	3,300	3,450	3,650	3,950	4,200	4,500	4,650	4,700	4,900	5,050	5,250	5,450	5,600	5,700	5,900
圏央厚木	3,300	3,450	3,650	3,950	4,200	4,500	4,650	4,700	4,900	5,050	5,250	5,450	5,600	5,700	5,900
海老名	3,300	3,450	3,650	3,950	4,200	4,500	4,650	4,700	4,900	5,050	5,250	5,450	5,600	5,700	5,900

ニ　大型車

			海老名南ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
		寒川北	200
	寒川南	200	400
西久保ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	―	350	550

							あきる野	日の出	青梅	入間	狭山日高	圏央鶴ヶ島	鶴ヶ島ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	坂戸	川島	桶川北本	桶川	白岡菖蒲	久喜白岡ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
						八王子西	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					八王子ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	300	650	800	1,450	1,750	2,150	2,600	2,750	3,050	3,150	3,450	3,700	4,000	4,200
				高尾山	150	450	800	950	1,600	1,900	2,300	2,750	2,900	3,150	3,250	3,550	3,800	4,100	4,300
			城山	400	550	850	1,200	1,350	2,000	2,300	2,700	3,050	3,200	3,450	3,550	3,850	4,100	4,400	4,600
		相模原	650	1,050	1,150	1,450	1,850	1,950	2,550	2,850	3,200	3,500	3,650	3,900	4,050	4,300	4,550	4,600	4,600
	圏央厚木	400	1,000	1,400	1,500	1,850	2,200	2,350	2,900	3,150	3,450	3,800	3,900	4,150	4,300	4,600	4,600	4,600	4,600
海老名	350	700	1,300	1,700	1,850	2,150	2,500	2,650	3,150	3,400	3,700	4,050	4,150	4,400	4,550	4,600	4,600	4,600	4,600

	幸手	五霞	境	猿島岩井	水海道	つくば中央	つくばｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	つくば牛久	牛久阿見	阿見東	稲敷	東	神崎	下総	大栄ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
八王子西	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
八王子ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	4,550	4,700	5,000	5,400	5,750	6,200	6,400	6,450	6,700	6,950	7,200	7,450	7,650	7,800	8,050
高尾山	4,650	4,800	5,100	5,500	5,850	6,300	6,500	6,550	6,800	7,050	7,300	7,550	7,750	7,900	8,150
城山	4,950	5,150	5,400	5,800	6,200	6,600	6,800	6,850	7,100	7,350	7,650	7,900	8,100	8,250	8,500
相模原	4,950	5,150	5,400	5,800	6,200	6,600	6,800	6,850	7,150	7,400	7,650	7,900	8,100	8,250	8,500
圏央厚木	4,950	5,150	5,400	5,800	6,200	6,600	6,800	6,850	7,150	7,400	7,650	7,900	8,100	8,250	8,500
海老名	4,950	5,150	5,400	5,800	6,200	6,600	6,800	6,850	7,150	7,400	7,650	7,900	8,100	8,250	8,500

ホ　特大車

			海老名南ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
		寒川北	300
	寒川南	400	700
西久保ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	―	600	900

							あきる野	日の出	青梅	入間	狭山日高	圏央鶴ヶ島	鶴ヶ島ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	坂戸	川島	桶川北本	桶川	白岡菖蒲	久喜白岡ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
						八王子西	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					八王子ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	500	1,100	1,350	2,400	2,950	3,600	4,350	4,600	5,050	5,300	5,750	6,150	6,200	6,200
				高尾山	250	750	1,350	1,600	2,600	3,150	3,800	4,550	4,800	5,250	5,450	5,950	6,350	6,450	6,450
			城山	700	900	1,400	2,000	2,250	3,250	3,800	4,450	5,100	5,300	5,750	5,950	6,450	6,550	6,550	6,550
		相模原	1,050	1,700	1,950	2,450	3,050	3,300	4,300	4,800	5,300	5,850	6,050	6,500	6,550	6,550	6,550	6,550	6,550
	圏央厚木	600	1,650	2,300	2,550	3,050	3,650	3,900	4,800	5,250	5,750	6,300	6,500	6,550	6,550	6,550	6,550	6,550	6,550
海老名	550	1,150	2,200	2,850	3,100	3,600	4,200	4,450	5,250	5,650	6,150	6,550	6,550	6,550	6,550	6,550	6,550	6,550	6,550

	幸手	五霞	境	猿島岩井	水海道	つくば中央	つくばｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	つくば牛久	牛久阿見	阿見東	稲敷	東	神崎	下総	大栄ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
八王子西	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
八王子ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	6,800	7,100	7,550	8,200	8,850	9,550	9,850	9,950	10,400	10,800	11,250	11,650	12,000	12,250	12,700
高尾山	7,050	7,350	7,800	8,450	9,100	9,800	10,100	10,200	10,650	11,050	11,500	11,900	12,250	12,500	12,950
城山	7,150	7,450	7,900	8,550	9,200	9,900	10,200	10,350	10,750	11,150	11,600	12,000	12,350	12,600	13,050
相模原	7,150	7,450	7,900	8,550	9,200	9,900	10,200	10,350	10,750	11,200	11,600	12,000	12,350	12,600	13,050
圏央厚木	7,150	7,450	7,900	8,550	9,200	9,900	10,250	10,350	10,750	11,200	11,600	12,050	12,350	12,600	13,050
海老名	7,150	7,450	7,900	8,550	9,200	9,900	10,250	10,350	10,750	11,200	11,600	12,050	12,350	12,600	13,050

（注１）上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。
（注２）上記のうち、あきる野インターチェンジから大栄ジャンクションまでの区間については、東日本高速道路株式会社の事業に係る区間である。
（注３）供用されていない区間の料金の額については、当該区間に係る供用開始の日から適用する。

⑧　東海環状自動車道における各インターチェンジ等相互間の１回の通行に係る料金の額（単位：円）は次表のとおりとする。

イ　軽自動車等

														関広見
													美濃関ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	100
												富加関	200	300
											美濃加茂	200	400	500
										可児御嵩	250	450	650	750
									五斗蒔ｽﾏｰﾄ	250	500	700	900	1,000
								土岐ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	50	300	550	750	950	1,050
							土岐南多治見	100	150	400	650	850	1,050	1,100
						せと品野	300	400	450	700	950	1,150	1,300	1,350
					せと赤津	100	400	500	550	800	1,050	1,200	1,350	1,400
				豊田藤岡	200	300	600	700	750	1,000	1,250	1,350	1,500	1,550
			豊田勘八	200	400	500	800	850	900	1,150	1,350	1,500	1,600	1,700
		鞍ヶ池ｽﾏｰﾄ	100	300	500	550	850	950	1,000	1,250	1,400	1,550	1,700	1,750
	豊田松平	100	200	350	550	650	950	1,050	1,100	1,300	1,500	1,600	1,750	1,800
豊田東ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	100	200	300	450	650	750	1,050	1,150	1,150	1,350	1,550	1,700	1,800	1,900

											四日市北ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
										東員	50
									大安	200	200
								北勢	200	350	400
							養老	550	750	900	950
						養老ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	100	600	800	950	1,000
					大垣西	200	250	800	950	1,150	1,150
				大野神戸	250	400	500	1,000	1,150	1,300	1,350
			糸貫	200	400	600	650	1,200	1,300	1,450	1,450
		岐阜	150	350	550	750	800	1,300	1,400	1,550	1,600
	高富	200	350	550	750	900	1,000	1,400	1,550	1,700	1,700
関広見	250	450	600	800	1,000	1,150	1,250	1,600	1,750	1,850	1,900
美濃関ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	350	550	700	850	1,100	1,250	1,300	1,650	1,800	1,950	1,950
富加関	550	750	900	1,050	1,250	1,350	1,450	1,800	1,950	2,100	2,100
美濃加茂	750	900	1,050	1,200	1,400	1,500	1,550	1,950	2,100	2,200	2,250
可児御嵩	1,000	1,150	1,300	1,400	1,550	1,700	1,750	2,150	2,250	2,400	2,450
五斗蒔ｽﾏｰﾄ	1,200	1,350	1,450	1,600	1,750	1,900	1,950	2,300	2,450	2,600	2,600
土岐ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	1,250	1,400	1,500	1,650	1,800	1,900	2,000	2,350	2,500	2,600	2,650
土岐南多治見	1,300	1,450	1,550	1,700	1,850	2,000	2,050	2,400	2,550	2,700	2,700
せと品野	1,550	1,650	1,800	1,900	2,100	2,200	2,250	2,650	2,750	2,900	2,950
せと赤津	1,600	1,750	1,850	2,000	2,150	2,250	2,300	2,700	2,850	2,950	3,000
豊田藤岡	1,750	1,900	2,000	2,150	2,300	2,400	2,500	2,850	3,000	3,100	3,150
豊田勘八	1,850	2,000	2,100	2,250	2,400	2,550	2,600	3,000	3,100	3,250	3,250
鞍ヶ池ｽﾏｰﾄ	1,950	2,100	2,200	2,350	2,500	2,600	2,650	3,050	3,200	3,300	3,350
豊田松平	2,000	2,150	2,250	2,400	2,550	2,650	2,750	3,100	3,250	3,350	3,400
豊田東ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	2,050	2,200	2,300	2,450	2,600	2,750	2,800	3,200	3,300	3,450	3,450

ロ　普通車

														関広見
													美濃関ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	100
												富加関	250	350
											美濃加茂	250	500	600
										可児御嵩	350	600	800	900
									五斗蒔ｽﾏｰﾄ	350	650	900	1,150	1,250
								土岐ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	100	400	700	950	1,200	1,300
							土岐南多治見	100	200	500	800	1,050	1,300	1,400
						せと品野	400	500	550	850	1,200	1,450	1,600	1,700
					せと赤津	100	500	600	650	950	1,300	1,500	1,700	1,750
				豊田藤岡	300	400	750	850	950	1,250	1,550	1,700	1,900	1,950
			豊田勘八	200	500	600	950	1,050	1,150	1,450	1,700	1,850	2,050	2,100
		鞍ヶ池ｽﾏｰﾄ	150	350	600	700	1,100	1,200	1,250	1,550	1,750	1,950	2,100	2,200
	豊田松平	100	250	450	700	800	1,200	1,300	1,350	1,600	1,850	2,000	2,200	2,250
豊田東ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	150	250	350	550	850	950	1,300	1,400	1,450	1,700	1,950	2,100	2,300	2,350

											四日市北ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
										東員	50
									大安	250	300
								北勢	250	500	500
							養老	650	900	1,150	1,150
						養老ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	100	750	1,000	1,250	1,250
					大垣西	200	300	950	1,200	1,450	1,450
				大野神戸	300	500	600	1,250	1,450	1,650	1,650
			糸貫	250	550	750	850	1,450	1,650	1,800	1,850
		岐阜	200	450	700	900	1,000	1,600	1,750	1,950	1,950
	高富	250	450	700	950	1,150	1,250	1,800	1,950	2,100	2,150
関広見	350	550	750	1,000	1,250	1,450	1,550	2,000	2,200	2,350	2,400
美濃関ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	450	650	850	1,100	1,350	1,550	1,600	2,100	2,250	2,400	2,450
富加関	650	900	1,100	1,350	1,550	1,700	1,800	2,250	2,450	2,600	2,650
美濃加茂	900	1,150	1,300	1,550	1,750	1,900	1,950	2,450	2,600	2,750	2,800
可児御嵩	1,250	1,450	1,600	1,750	1,950	2,100	2,200	2,650	2,850	3,000	3,050
五斗蒔ｽﾏｰﾄ	1,500	1,700	1,800	2,000	2,200	2,350	2,450	2,900	3,050	3,250	3,250
土岐ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	1,550	1,750	1,850	2,050	2,250	2,400	2,450	2,950	3,100	3,250	3,300
土岐南多治見	1,650	1,800	1,950	2,100	2,300	2,450	2,550	3,000	3,200	3,350	3,400
せと品野	1,900	2,100	2,200	2,400	2,600	2,750	2,850	3,300	3,450	3,650	3,650
せと赤津	2,000	2,150	2,300	2,450	2,650	2,800	2,900	3,350	3,550	3,700	3,750
豊田藤岡	2,200	2,350	2,500	2,650	2,850	3,000	3,100	3,550	3,750	3,900	3,950
豊田勘八	2,350	2,500	2,650	2,800	3,000	3,150	3,250	3,700	3,900	4,050	4,100
鞍ヶ池ｽﾏｰﾄ	2,450	2,600	2,750	2,900	3,100	3,250	3,350	3,800	3,950	4,150	4,200
豊田松平	2,500	2,700	2,800	3,000	3,200	3,350	3,400	3,900	4,050	4,200	4,250
豊田東ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	2,600	2,750	2,900	3,050	3,250	3,400	3,500	3,950	4,150	4,300	4,350

ハ　中型車

														関広見
													美濃関ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	150
												富加関	300	450
											美濃加茂	250	550	700
										可児御嵩	400	650	950	1,100
									五斗蒔ｽﾏｰﾄ	400	800	1,050	1,350	1,450
								土岐ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	100	450	850	1,100	1,400	1,550
							土岐南多治見	150	200	600	1,000	1,250	1,550	1,650
						せと品野	500	600	700	1,050	1,450	1,700	1,950	2,000
					せと赤津	100	600	700	800	1,150	1,550	1,800	2,000	2,100
				豊田藤岡	350	450	950	1,050	1,150	1,500	1,850	2,050	2,250	2,350
			豊田勘八	250	600	700	1,200	1,300	1,400	1,750	2,000	2,200	2,450	2,550
		鞍ヶ池ｽﾏｰﾄ	150	400	750	850	1,300	1,450	1,500	1,850	2,150	2,300	2,550	2,650
	豊田松平	150	250	500	850	950	1,450	1,550	1,650	1,950	2,200	2,400	2,650	2,700
豊田東ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	150	300	400	650	1,000	1,100	1,600	1,700	1,750	2,050	2,300	2,500	2,750	2,850

											四日市北ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
										東員	50
									大安	300	350
								北勢	300	550	600
							養老	800	1,050	1,350	1,400
						養老ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	150	900	1,200	1,450	1,500
					大垣西	250	400	1,150	1,450	1,700	1,750
				大野神戸	350	600	750	1,500	1,750	1,950	2,000
			糸貫	300	600	850	1,000	1,750	1,950	2,150	2,200
		岐阜	250	500	850	1,100	1,250	1,900	2,100	2,300	2,350
	高富	300	550	800	1,150	1,400	1,500	2,150	2,350	2,550	2,600
関広見	400	700	900	1,200	1,500	1,750	1,850	2,400	2,600	2,800	2,850
美濃関ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	550	800	1,050	1,300	1,650	1,850	1,950	2,500	2,700	2,900	2,950
富加関	850	1,100	1,350	1,600	1,850	2,050	2,150	2,700	2,900	3,100	3,150
美濃加茂	1,100	1,350	1,600	1,850	2,050	2,250	2,350	2,900	3,100	3,300	3,350
可児御嵩	1,500	1,750	1,900	2,150	2,350	2,550	2,650	3,200	3,400	3,600	3,650
五斗蒔ｽﾏｰﾄ	1,800	2,050	2,200	2,400	2,650	2,800	2,900	3,500	3,700	3,900	3,900
土岐ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	1,850	2,100	2,250	2,450	2,700	2,850	2,950	3,550	3,750	3,950	3,950
土岐南多治見	1,950	2,150	2,350	2,550	2,800	2,950	3,050	3,600	3,800	4,000	4,050
せと品野	2,300	2,500	2,650	2,900	3,100	3,300	3,400	3,950	4,150	4,350	4,400
せと赤津	2,400	2,600	2,750	2,950	3,200	3,400	3,500	4,050	4,250	4,450	4,500
豊田藤岡	2,650	2,850	3,000	3,200	3,450	3,650	3,750	4,300	4,500	4,700	4,750
豊田勘八	2,800	3,000	3,150	3,400	3,600	3,800	3,900	4,450	4,650	4,850	4,900
鞍ヶ池ｽﾏｰﾄ	2,900	3,100	3,300	3,500	3,750	3,900	4,000	4,550	4,750	4,950	5,000
豊田松平	3,000	3,200	3,350	3,600	3,800	4,000	4,100	4,650	4,850	5,050	5,100
豊田東ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	3,100	3,300	3,450	3,700	3,900	4,100	4,200	4,750	4,950	5,150	5,200

ニ　大型車

														関広見
													美濃関ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	200
												富加関	400	600
											美濃加茂	400	800	950
										可児御嵩	550	950	1,350	1,500
									五斗蒔ｽﾏｰﾄ	550	1,100	1,450	1,850	2,050
								土岐ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	100	650	1,200	1,550	1,950	2,150
							土岐南多治見	200	300	800	1,350	1,750	2,150	2,300
						せと品野	650	800	900	1,450	2,000	2,350	2,650	2,800
					せと赤津	200	800	1,000	1,100	1,600	2,150	2,500	2,750	2,900
				豊田藤岡	450	650	1,250	1,450	1,550	2,050	2,550	2,800	3,100	3,250
			豊田勘八	350	800	950	1,600	1,750	1,850	2,400	2,800	3,050	3,350	3,450
		鞍ヶ池ｽﾏｰﾄ	200	550	1,000	1,150	1,800	1,950	2,050	2,550	2,950	3,200	3,500	3,600
	豊田松平	200	400	700	1,150	1,350	1,950	2,150	2,250	2,650	3,050	3,300	3,600	3,750
豊田東ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	200	400	600	900	1,350	1,550	2,150	2,350	2,400	2,800	3,200	3,450	3,750	3,900

											四日市北ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
										東員	100
									大安	400	450
								北勢	400	750	850
							養老	1,100	1,450	1,850	1,900
						養老ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	200	1,250	1,650	2,000	2,100
					大垣西	350	550	1,600	2,000	2,350	2,400
				大野神戸	450	800	1,000	2,050	2,400	2,700	2,750
			糸貫	400	850	1,200	1,400	2,400	2,700	2,950	3,050
		岐阜	300	700	1,150	1,500	1,700	2,650	2,900	3,200	3,250
	高富	400	700	1,100	1,550	1,900	2,100	2,950	3,200	3,500	3,550
関広見	550	950	1,250	1,650	2,100	2,400	2,550	3,300	3,600	3,850	3,900
美濃関ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	700	1,100	1,400	1,800	2,250	2,550	2,650	3,450	3,700	4,000	4,050
富加関	1,100	1,500	1,800	2,200	2,600	2,850	2,950	3,750	4,000	4,300	4,350
美濃加茂	1,500	1,900	2,200	2,500	2,850	3,100	3,250	4,000	4,300	4,550	4,600
可児御嵩	2,050	2,400	2,650	2,900	3,250	3,500	3,650	4,400	4,700	4,950	5,000
五斗蒔ｽﾏｰﾄ	2,500	2,800	3,000	3,300	3,600	3,900	4,000	4,800	5,050	5,350	5,400
土岐ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	2,550	2,850	3,100	3,350	3,700	3,950	4,100	4,850	5,150	5,400	5,450
土岐南多治見	2,700	3,000	3,200	3,500	3,800	4,050	4,200	5,000	5,250	5,550	5,600
せと品野	3,150	3,450	3,650	3,950	4,300	4,550	4,650	5,450	5,700	6,000	6,050
せと赤津	3,300	3,550	3,800	4,100	4,400	4,650	4,800	5,550	5,850	6,100	6,150
豊田藤岡	3,600	3,900	4,100	4,400	4,750	5,000	5,100	5,900	6,150	6,450	6,500
豊田勘八	3,850	4,150	4,350	4,650	5,000	5,250	5,350	6,150	6,400	6,700	6,750
鞍ヶ池ｽﾏｰﾄ	4,000	4,300	4,500	4,800	5,100	5,400	5,500	6,300	6,550	6,850	6,900
豊田松平	4,100	4,400	4,650	4,900	5,250	5,500	5,650	6,400	6,700	6,950	7,000
豊田東ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	4,250	4,550	4,800	5,050	5,400	5,650	5,800	6,550	6,850	7,100	7,150

ホ　特大車

													関広見
												美濃関ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	300
											富加関	700	1,000
										美濃加茂	600	1,300	1,600
									可児御嵩	950	1,550	2,250	2,500
								五斗蒔ｽﾏｰﾄ	900	1,800	2,400	3,100	3,400
							土岐ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	200	1,050	1,950	2,550	3,250	3,550
						土岐南多治見	300	500	1,350	2,250	2,850	3,550	3,850
					せと品野	1,050	1,350	1,550	2,400	3,300	3,900	4,400	4,650
				せと赤津	300	1,350	1,650	1,800	2,650	3,600	4,150	4,600	4,850
			豊田藤岡	800	1,050	2,100	2,400	2,600	3,450	4,250	4,700	5,200	5,400
		豊田勘八	550	1,350	1,600	2,650	2,950	3,150	3,950	4,650	5,100	5,600	5,800
	鞍ヶ池ｽﾏｰﾄ	350	900	1,650	1,950	3,000	3,300	3,450	4,200	4,900	5,350	5,800	6,050
豊田松平	300	600	1,150	1,950	2,200	3,250	3,550	3,750	4,400	5,100	5,550	6,050	6,250
豊田東ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	350	650	950	1,500	2,300	2,550	3,600	3,900	4,050	4,650	5,350	5,750	6,250	6,500

											四日市北ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
										東員	150
									大安	650	800
								北勢	650	1,250	1,400
							養老	1800	2,400	3,050	3,200
						養老ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	300	2,100	2,700	3,350	3,500
					大垣西	600	900	2,700	3,300	3,950	4,050
				大野神戸	750	1,350	1,650	3,400	4,000	4,450	4,550
			糸貫	650	1,400	2,000	2,300	4,050	4,500	4,950	5,050
		岐阜	500	1,150	1,900	2,500	2,800	4,400	4,850	5,300	5,400
	高富	700	1,200	1,850	2,600	3,200	3,500	4,900	5,350	5,800	5,900
関広見	900	1,550	2,050	2,700	3,450	4,000	4,250	5,550	6,000	6,450	6,550
美濃関ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	1,150	1,850	2,350	3,000	3,750	4,250	4,450	5,750	6,200	6,650	6,750
富加関	1,850	2,550	3,050	3,700	4,300	4,700	4,950	6,250	6,700	7,150	7,250
美濃加茂	2,450	3,150	3,650	4,200	4,750	5,150	5,400	6,700	7,150	7,600	7,700
可児御嵩	3,400	4,050	4,400	4,850	5,400	5,850	6,050	7,350	7,800	8,250	8,350
五斗蒔ｽﾏｰﾄ	4,150	4,650	5,000	5,500	6,050	6,450	6,700	7,950	8,450	8,900	9,000
土岐ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	4,300	4,750	5,150	5,600	6,150	6,600	6,800	8,100	8,550	9,000	9,100
土岐南多治見	4,500	5,000	5,350	5,800	6,350	6,800	7,000	8,300	8,750	9,200	9,300
せと品野	5,250	5,750	6,100	6,600	7,150	7,550	7,800	9,050	9,550	10,000	10,100
せと赤津	5,450	5,950	6,300	6,800	7,350	7,750	8,000	9,250	9,750	10,200	10,300
豊田藤岡	6,000	6,500	6,850	7,350	7,900	8,300	8,550	9,800	10,300	10,750	10,850
豊田勘八	6,450	6,900	7,250	7,750	8,300	8,700	8,950	10,250	10,700	11,150	11,250
鞍ヶ池ｽﾏｰﾄ	6,650	7,150	7,500	8,000	8,550	8,950	9,200	10,450	10,950	11,400	11,500
豊田松平	6,850	7,350	7,700	8,200	8,750	9,150	9,400	10,700	11,150	11,600	11,700
豊田東ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	7,100	7,600	7,950	8,450	9,000	9,400	9,650	10,900	11,400	11,850	11,950

（注）　上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

（２）割引制度

①マイレージ割引

イ　割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカード（中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための中日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

なお、上記にいう「ＥＴＣシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成１１年８月２日建設省令第３８号。以下「省令」という。）第１条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ＥＴＣクレジットカード」は中日本高速道路株式会社との契約に基づきＥＴＣカード（省令第２条第２項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したＥＴＣシステム利用規程（平成２０年１２月１日。以下「利用規程」という。）第３条第１号に規定するＥＴＣカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたＥＴＣカードを、「ＥＴＣパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するＥＴＣカードをいう（以下同じ。）。

ロ　割引率

（イ）ポイントの付与

イ）高速国道

料金の額５０円毎に１ポイントを付与するものとする。

ロ）本協定第３条「協定の対象となる高速道路の路線名」中（１４）から（２０）までに定める路線（以下「一般有料道路」という。）

料金の額１００円毎に１ポイントを付与するものとする。

ただし、平成１８年４月１日から平成２３年３月３１日までの間については、料金の額５０円毎に１ポイントを付与するものとする。

（ロ）ポイントによる割引

中日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
１００ポイント	２００円分
２００ポイント	５００円分
６００ポイント	２，５００円分
１，０００ポイント	８，０００円分

（ハ）弾力的なポイントの付与及び割引

（イ）及び（ロ）に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

②大口・多頻度割引

イ　割引をする自動車

ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

なお、上記にいう「ＥＴＣコーポレートカード」は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「３会社」という。）が別に定める約款により本割引の適用に関する契約を３会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて３会社のいずれかに届出がなされた利用規程第３条第１号に規定する車載器（以下「車載器」と

いう。）を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして３会社のいずれかから貸与されたＥＴＣカードをいう（以下同じ。）。

ロ　割引率

（イ）車両単位割引

高速国道について、利用者の自動車１台毎の月間利用額（東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社（以下「２会社」という。）が管理する高速自動車国道における自動車１台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
５千円を超え、１万円までの部分	１０パーセント
１万円を超え、３万円までの部分	１５パーセント
３万円を超える部分	２０パーセント

（ロ）契約単位割引

高速国道について、イに定める契約に基づく利用者の月間利用額（２会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）の合計が５００万円を超え、かつ、利用者の自動車１台当たりの月間平均利用額（２会社が管理する高速自動車国道の自動車１台毎の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）が３万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、１０パーセントの割引を行う。

なお、平成２１年４月１日から平成２６年３月３１日までの間は、イに定める契約に基づく利用者の月間利用額の合計が４５０万円を超え、かつ、利用者の自動車１台当たりの月間平均利用額が２万７千円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、５パーセントの割引を行う。ただし、上記１０パーセントの割引の適用を受ける利用者を除く。

③ＥＴＣ前納割引

イ　割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード（中日本高速道路会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

ロ　割引率

割引率は１４パーセント以下とする。

④深夜割引

イ　割引をする自動車

午前０時から午前４時までの間に、高速国道又は別添６に掲げる高速道路を通行する全自動車のうち、ＥＴＣクレジットカード、ＥＴＣパーソナルカード又はＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ＥＴＣ車」という。）。

ロ　割引率

割引率は３０パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添６に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

ただし、平成２０年１０月１４日から平成２６年３月３１日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）についての割引率は５０パーセントとする（平成２１年４月２９日から平成２６年３月３１日までの間については休日についても割引率を５０パーセントとする。）。

なお、本割引適用後の料金の額は（１）①イ（イ）に定める対距離制を適用する区間（以下「対距離制区間」という。）、（１）①ロに定める均一制を適用する区間（以下「均一制区間」という。）、（１）①ハに定める区間料金制を適用する区間（以下「区間料金制区間」という。）又は別添６に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位（新湘南バイパス及び東富士五湖道路については、割引後の算出額に１０円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、１０円単位。）の端数処理を行うこととする。

ハ その他

新湘南バイパス、西湘バイパス、東富士五湖道路及び小田原厚木道路については、平成２１年３月２８日から平成２６年３月３１日まで本割引を適用する。

⑤通勤割引

イ 割引をする自動車

（イ）対距離制区間等

対距離制区間又は別添６のうちＡに掲げる高速道路を含む１００キロメートル以内の区間（距離の算出に当たっては、別添３に定めるインターチェンジ相互間のキロ程及び別添５に定める一般有料道路のキロ程を用いるものとする。以下同じ。）を通行し（大都市近郊区間のみの通行を除く。）、かつ、午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

ただし、上記の自動車が本割引（２会社が適用する通勤割引を含む。）の適用を１回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、均一制区間、区間料金制区間、西湘バイパス、東富士五湖道路、小田原厚木道路又は一般国道１３９号（西富士道路）（以下「西富士道路」という。）を含む場合。
第一東海自動車道と一般国道１６号（八王子バイパス）（以下「八王子バイパス」という。）を、第一東海自動車道の横浜町田インターチェンジ、海老名インターチェンジ（ただし、首都圏中央連絡自動車道の圏央厚木インターチェンジ又は相模原インターチェンジから海老名インターチェンジまでの区間が供用する日の前日までに限る。）又は厚木インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
首都圏中央連絡自動車道と八王子バイパスを、首都圏中央連絡自動車道の圏央厚木インターチェンジ（ただし、首都圏中央連絡自動車道の相模原インターチェンジから圏央厚木インターチェンジまでの区間が供用する日の前日までに限る。）または相模原インターチェンジ（ただし、首都圏中央連絡自動車道の高尾山インターチェンジから相模原インターチェンジまでの区間が供用する日の前日までに限る。）を経由し連続して通行する場合
中央自動車道富士吉田線と八王子バイパスを、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
第一東海自動車道と東富士五湖道路を、第一東海自動車道の御殿場インターチェンジと東富士五湖道路の須走インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
東海北陸自動車道と一般国道１５８号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））（以下「安房峠道路」という。）を、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジを経由し連続して通行する場合（安房峠道路に通勤割引が適用される場合に限る。）。
中央自動車道長野線と安房峠道路を、中央自動車道長野線の松本インターチェンジを経由し連続して通行する場合（安房峠道路に通勤割引が適用される場合に限る。）。

（ロ）区間料金制区間等

区間料金制区間又は別添６のうちＤに掲げる高速道路を通行し、かつ、午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

ただし、上記の自動車が本割引（２会社が適用する通勤割引を含む。）の適用を１回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、西湘バイパス、東富士五湖道路又は小田原厚木道路を含む場合。
西湘バイパスと一般国道１号（箱根新道）（以下「箱根新道」という。）を、西湘バイパスの箱根口インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

小田原厚木道路と八王子バイパスを、小田原厚木道路の厚木西インターチェンジ、伊勢原インターチェンジ又は平塚東インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

ロ 割引率

割引率は５０パーセントとし、対距離制区間の通行料金、区間料金制区間の通行料金並びに別添６のうちＡ及びＤに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

本割引適用後の料金の額は対距離制区間、区間料金制区間又は別添６のうちＡ若しくはＤに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位（東富士五湖道路については、割引後の算出額に１０円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、１０円単位。）の端数処理を行うこととする。

なお、大都市近郊区間を含む対距離制区間の本割引適用後の料金の額は、上記による算出額を下回らない限りにおいて下記の計算式により算出した額とし、算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

（（ＬＲ＋Ｌ’１Ｒ’１＋１５０）×０．５＋Ｌ’２Ｒ’２）×ｔ

（注）上記式においてＬ、Ｌ’１、Ｌ‘２、Ｒ、Ｒ’１、Ｒ’２及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’１：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’２：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｒ：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ’１：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ’２：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ｔ：１．０５（消費税及び地方消費税の転嫁）

ハ その他

西湘バイパス、東富士五湖道路及び小田原厚木道路については、平成２１年３月２８日から平成２６年３月３１日まで本割引を適用する。

⑥通勤割引（距離制限緩和）

イ　割引をする自動車

対距離制区間、区間料金制区間又は別添６のうちＡ若しくはＤに掲げる高速道路を通行し（大都市近郊区間のみの通行を除く。）、かつ、午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

ただし、上記の自動車が本割引（２会社が適用する通勤割引（距離制限緩和）を含む。）の適用を受けた後、一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、⑤イ（イ）又は⑤イ（ロ）の表に掲げる場合（安房峠道路に関するただし書きの適用については、「通勤割引」を「通勤割引（距離制限緩和）」と読み替えるものとする。）についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

ロ　割引率

（イ）割引適用区間が１００キロメートル以内の区間等

割引率は５０パーセントとし、対距離制区間の通行料金、区間料金制区間の通行料金並びに別添６のうちＡ及びＤに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、（ロ）又は（ハ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、区間料金制区間又は別添６のうちＡ若しくはＤに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位（東富士五湖道路については、割引後の算出額に１０円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、１０円単位。）の端数処理を行うこととする。

（ロ）割引適用区間が１００キロメートルを超える区間

対距離制区間のキロ程及び別添６のうちＡに掲げる各高速道路のキロ程を合算したキロ程が１００キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の割引率は下記の計算式により算出するものとし、対距離制区間の通行料金及び別添６のうちＡに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、（ハ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添６のうちＡに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

｛１－（Ｌ＋Ｌ’1＋Ｌ’2－５０）÷（Ｌ＋Ｌ’1＋Ｌ’2)｝×１００（単位：パーセント）

（注）上記式においてＬ、Ｌ’１及びＬ’２は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’2：別添６のうちＡに掲げる高速道路のキロ程（単位：キロメートル）

（ハ）大都市近郊区間を含む区間

イ）割引適用区間が１００キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程及び別添６のうちＡに掲げる各高速道路のキロ程を合算したキロ程が１００キロメートル以内である甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、（イ）に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、（イ）の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

（ａ×（（ＬＲ＋Ｌ’1Ｒ’1）×０．５＋Ｌ’2Ｒ’2）＋７５）×ｔ＋Ｐ＋Ｐ’×０．５

※ただし、上記式において、（ａ×（（ＬＲ＋Ｌ’1Ｒ’1）×０．５＋Ｌ’2Ｒ’2）＋７５）×ｔ又はＰ’×０．５の別に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

（注）上記式においてａ、Ｌ、Ｌ’1、Ｌ’2、Ｐ、Ｐ’、Ｒ、Ｒ’1、Ｒ’2 及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：対距離制区間のキロ程が１００キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が１００キロメートルを超え、２００キロメートル以下の場合は、２５を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、０．７５を加算した値。

Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｐ　：別添６のうちＢ又はＣに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｐ’　：別添６のうちＡに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ’1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ’2：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ｔ　：１．０５（消費税及び地方消費税の転嫁）

ロ）割引適用区間が１００キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程及び別添６のうちＡに掲げる高速道路のキロ程を合算したキロ程が１００キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、（イ）に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、（イ）の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

（ａ×（（ＬＲ＋Ｌ’1Ｒ’1）×（１－ｄ）＋Ｌ’2Ｒ’2）＋１５０×（１－ｄ））×ｔ＋Ｐ＋Ｐ’×（１－ｄ）

※ただし、上記式において、（ａ×（（ＬＲ＋Ｌ’1Ｒ’1）×（１－ｄ）＋Ｌ’2Ｒ’2）＋１５０×（１－ｄ））×ｔ又はＰ’×（１－ｄ）の別に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

（注）上記式においてａ、ｄ、Ｌ、Ｌ’1、Ｌ’2、Ｐ、Ｐ’、Ｒ、Ｒ’1、Ｒ’2 及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：対距離制区間のキロ程が１００キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が１００キロメートルを超え、２００キロメートル以下の場合は、２５を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、０．７５を加算した値。対距離制区間が２００キロメートルを超える場合は、３５を対距離制区間のキロ程で除し、０．７を加算した値。

ｄ　：（ロ）に定める計算式により算出した値を１００で除した値。

Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）。
Ｌ’1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）。
Ｌ’2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）。
Ｐ　：別添６のうちＢ又はＣに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）。
Ｐ’　：別添６のうちＡに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）。
Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。
Ｒ’1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。
Ｒ’2：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。
ｔ　：１．０５（消費税及び地方消費税の転嫁）

ハ　適用する期間

平成２１年７月８日から平成２６年３月３１日までとする。

⑦早朝夜間割引

イ 割引をする自動車

（イ）対距離制区間等

大都市近郊区間又は別添６のうちＢ若しくはＣに掲げる高速道路の全部又は一部を含む１００キロメートル以内の区間を通行し、かつ、午後１０時から翌午前６時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

ただし、中央自動車道富士吉田線のうち均一制区間の距離については、通行区間のいかんにかかわらず、一律８．８キロメートルとして取り扱うものとする。

（ロ）均一制区間

均一制区間又は別添６のうちＥに掲げる高速道路を通行し、かつ、午後１０時から翌午前６時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

ロ 割引率

割引率は５０パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間の通行料金並びに別添６のうちＢ、Ｃ及びＥに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添６のうちＢ、Ｃ若しくはＥに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位（新湘南バイパスについては、割引後の算出額に１０円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、１０円単位。）の端数処理を行うこととする。

ハ その他

新湘南バイパスについては、平成２１年３月２８日から平成２６年３月３１日まで本割引を適用する。

⑧平日夜間割引

イ 割引をする自動車

平日の午後１０時から翌午前０時までの間（平成２１年３月３０日から平成２６年３月３１日までについては、平日の午前４時から午前６時までの間又は平日の午後８時から翌午前０時までの間。）に高速国道又は別添６に掲げる高速道路を通行するＥＴＣ車。

ロ 割引率

割引率は３０パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添６に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間、区間料金制区間又は別添６に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位（新湘南バイパス及び東富士五湖道路については、割引後の算出額に１０円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、１０円単位。）の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成２０年１０月１４日から平成２６年３月３１日までとする。

ニ その他

新湘南バイパス、西湘バイパス、東富士五湖道路及び小田原厚木道路については、平成２１年３月３０日から本割引を適用する。

⑨平日昼間割引

イ　割引をする自動車

対距離制区間、区間料金制区間又は別添６のうちＡ若しくはＤに掲げる高速道路を通行し（大都市近郊区間のみの通行を除く。）、かつ、平日の午前６時から午後８時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引率

（イ）割引適用区間が１００キロメートル以内の区間等

割引率は３０パーセントとし、対距離制区間の通行料金、区間料金制区間の通行料金並びに別添６のうちＡ及びＤに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、（ロ）又は（ハ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、区間料金制区間又は別添６のうちＡ若しくはＤに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位（東富士五湖道路については、割引後の算出額に１０円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、１０円単位。）の端数処理を行うこととする。

（ロ）割引適用区間が１００キロメートルを超える区間

対距離制区間のキロ程及び別添６のうちＡに掲げる高速道路のキロ程を合算したキロ程が１００キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の割引率は下記の計算式により算出するものとし、対距離制区間の通行料金及び別添６のうちＡに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、（ハ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添６のうちＡに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

｛１－（Ｌ＋Ｌ’1＋Ｌ’2－３０）÷（Ｌ＋Ｌ’1＋Ｌ’2)｝×１００（単位：パーセント）

（注）上記式においてＬ、Ｌ’１及びＬ’２は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’１：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’２：別添６のうちＡに掲げる高速道路のキロ程（単位：キロメートル）

（ハ）大都市近郊区間を含む区間

イ）割引適用区間が１００キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程及び別添６のうちＡに掲げる各高速道路のキロ程を合算したキロ程が１００キロメートル以内である甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、（イ）に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、（イ）の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

（ａ×（（ＬＲ＋Ｌ’1Ｒ’1）×０．７＋Ｌ’2Ｒ’2）＋１０５）×ｔ＋Ｐ＋Ｐ’×０．７

※ただし、上記式において、（ａ×（（ＬＲ＋Ｌ’1Ｒ’1）×０．７＋Ｌ’2Ｒ’2）＋１０５）×ｔ又はＰ’×０．７の別に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

（注）上記式においてａ、Ｌ、Ｌ’1、Ｌ’2、Ｐ、Ｐ’、Ｒ、Ｒ’1、Ｒ’2 及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：対距離制区間のキロ程が１００キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が１００キロメートルを超え、２００キロメートル以下の場合は、２５を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、０．７５を加算した値。

Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’１：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’２：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｐ　：別添６のうちＢ又はＣに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｐ’　：別添６のうちＡに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ’１：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ’２：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ｔ　：１．０５（消費税及び地方消費税の転嫁）

ロ）割引適用区間が１００キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程及び別添６のうちＡに掲げる各高速道路のキロ程を合算したキロ程が１００キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、（イ）に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、（イ）の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

（ａ×（（Ｌ Ｒ＋Ｌ’1Ｒ’1）×（１－ｄ）＋Ｌ’2Ｒ’2）＋１５０×（１－ｄ））×ｔ＋Ｐ＋Ｐ’×（１－ｄ）

※ただし、上記式において、（ａ×（（Ｌ Ｒ＋Ｌ’1Ｒ’1）×（１－ｄ）＋Ｌ’2Ｒ’2）＋１５０×（１－ｄ））×ｔ又はＰ’×（１－ｄ）の別に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

（注）上記式においてａ、ｄ、Ｌ、Ｌ’1、Ｌ’2、Ｐ、Ｐ’、Ｒ、Ｒ’1、Ｒ’2 及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：対距離制区間のキロ程が１００キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が１００キロメートルを超え、２００キロメートル以下の場合は、２５を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、０．７５を加算した値。対距離制区間が２００キロメートルを超える場合は、３５を対距離制区間のキロ程で除し、０．７を加算した値。

ｄ　：（ロ）に定める計算式により算出した値を１００で除した値。

Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）。

Ｌ’1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）。

Ｌ’2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）。

Ｐ　：別添６のうちＢ又はＣに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）。

Ｐ’　：別添６のうちＡに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）。

Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。

Ｒ’1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。

Ｒ’2：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。

ｔ　：１．０５（消費税及び地方消費税の転嫁）

ハ　適用する期間

平成２１年７月８日から平成２６年３月３１日までとする。

⑩休日昼間割引

イ 割引をする自動車

（イ）対距離制区間等

対距離制区間又は別添６のうちＡに掲げる高速道路を含む１００キロメートル以内の区間を通行し（大都市近郊区間のみの通行を除く。）、かつ、休日の午前９時から午後５時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等又は普通車。

ただし、上記の自動車が本割引（２会社が適用する休日昼間割引を含む。）の適用を２回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前９時から午後５時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、⑤イ（イ）の表に掲げる場合（安房峠道路に関するただし書きの適用については、「通勤割引」を「休日昼間割引」と読み替えるものとする。）についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

（ロ）区間料金制区間等

区間料金制区間又は別添６のうちＤに掲げる高速道路を通行し、かつ、休日の午前９時から午後５時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等又は普通車。

ただし、上記の自動車が本割引（２会社が適用する休日昼間割引を含む。）の適用を２回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前９時から午後５時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、⑤イ（ロ）の表に定める場合についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

ロ 割引率

割引率は５０パーセントとし、対距離制区間の通行料金、区間料金制区間の通行料金並びに

別添６のうちＡ及びＤに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

本割引適用後の料金の額は対距離制区間、区間料金制区間又は別添６のうちＡ若しくはＤに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位（東富士五湖道路については、割引後の算出額に１０円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、１０円単位。）の端数処理を行うこととする。

なお、大都市近郊区間を含む対距離制区間の本割引適用後の料金の額は、上記による算出額を下回らない限りにおいて下記の計算式により算出した額とし、算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

（（ＬＲ＋Ｌ’１Ｒ’１＋１５０）×０．５＋Ｌ’２Ｒ’２）×ｔ

（注）上記式においてＬ、Ｌ’１、Ｌ’２、Ｒ、Ｒ’１、Ｒ’２及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’１：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’２：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｒ：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ’１：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ’２：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ｔ：１．０５（消費税及び地方消費税の転嫁）

ハ 適用する期間

平成２０年１０月１４日から平成２６年３月３１日までとする。

ニ その他

西湘バイパス、東富士五湖道路及び小田原厚木道路については、平成２１年３月２８日から割引を適用する。

⑪休日特別割引

イ　割引をする自動車

休日（１月２日及び３日を含む。）及び前日かつ翌日が前記の休日となる日に高速国道又は別添６に掲げる高速道路を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等又は普通車。

ロ　割引率

（イ）普通区間等

割引率は５０パーセントとし、対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）、区間料金制区間並びに別添６のうちＡ、Ｄ及びＥに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、（ハ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、区間料金制区間又は別添６のうちＡ、Ｄ若しくはＥに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位（新湘南バイパス及び東富士五湖道路については、割引後の算出額に１０円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、１０円単位。）の端数処理を行うこととする。

ただし、平成２３年６月１９日までの間においては甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間における対距離制区間の上記算出後の額及び別添６のうちＡに掲げる各高速道路の上記算出後の額を合算した額、区間料金制区間の上記算出後の額又は別添６のうちＤに掲げる各高速道路の上記算出後の額それぞれについて１，０００円を超える場合は当該区間に係る本割引適用後の料金の額を１，０００円とする。

（ロ）大都市近郊区間等

午前０時から午前６時までの間又は午後１０時から翌午前０時までの間に通行する場合の割引率は５０パーセント、午前０時から午前６時までの間を除く時間帯及び午後１０時から翌午前０時までの間を除く時間帯に通行する場合の割引率は３０パーセントとし、対距離制区間（大都市近郊区間に限る。）、均一制区間並びに別添６のうちＢ及びＣに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、（ハ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添６のうちＢ若しくはＣに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

（ハ）普通区間等と大都市近郊区間を共に含む区間

イ）夜間

午前０時から午前６時までの間又は午後１０時から翌午前０時までの間に通行する場合における甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含むものとする。）の本割引適用後の料金の額は、割引率を５０パーセントとして対距離制区間並びに別添６のうちＡ、Ｂ及びＣに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、平成２３年６月１９日までは、当該算出額と、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでについて下記の計算式により算出した額とのうちいずれか低い額とする。

なお、割引率を５０パーセントとした算出にあたっては、対距離制区間又は別添６のうちＡ、Ｂ若しくはＣに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

ａＬＲ×０．５×ｔ＋１０００＋Ｐ×０．５

※ただし、上記式において、ａＬＲ×０．５×ｔ又はＰ×０．５の別に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

（注）上記式においてａ、Ｌ、Ｐ、Ｒ及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：大都市近郊区間のキロ程が１００キロメートル以下の場合は１。大都市近郊区間のキロ程が１００キロメートルを超える場合は、２５を大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、０．７５を加算した値。

Ｌ　：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｐ　：別添６のうちＢ又はＣに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｒ　：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ｔ　：１．０５（消費税及び地方消費税の転嫁）

ロ）昼間

午前０時から午前６時までの間を除く時間帯及び午後１０時から翌午前０時までの間を除く時間帯に通行する場合における甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含むものとする。）の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式Ａにより算出した額とする。ただし、平成２３年６月１９日までは下記の計算式Ａ及びＢによりそれぞれ算出した額のうち低い額とする。なお、下記の計算式Ａ及びＢによりそれぞれ算出した額のうちいずれか低い額が、イ）を適用したときの算出額を下回る場合には、当該算出額と同額とする。

Ａ　（ａ×（（ＬＲ＋Ｌ’1Ｒ’1）×０．５＋Ｌ’2Ｒ’2×０．７）＋７５）×ｔ＋Ｐ×０．５＋Ｐ’×０．７

※ただし、上記式において、（ａ×（（ＬＲ＋Ｌ’1Ｒ’1）×０．５＋Ｌ’2Ｒ’2×０．７）＋７５）×ｔ、Ｐ×０．５又はＰ’×０．７の別に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

Ｂ　ａ’Ｌ’2Ｒ’2×０．７×ｔ＋１０００＋Ｐ’×０．７

※ただし、上記式において、ａ’Ｌ’2Ｒ’2×０．７×ｔ又はＰ’×０．７の別に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

（注）上記式においてａ、ａ’、Ｌ、Ｌ’1、Ｌ’2、Ｐ、Ｐ’、Ｒ、Ｒ’1、Ｒ’2及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：対距離制区間のキロ程が１００キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が１００キロメートルを超え、２００キロメートル以下の場合は２５を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、０．７５を加算した値。
対距離制区間が２００キロメートルを超える場合は、３５を対距離制区間のキロ程で除し、０．７を加算した値。

ａ’：大都市近郊区間のキロ程が１００キロメートル以下の場合は１。大都市近郊区間のキロ程が１００キロメートルを超える場合は、２５を大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、０．７５を加算した値。

Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｐ　　：別添６のうちＡに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）
Ｐ’　：別添６のうちＢ又はＣに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）
Ｒ　　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
Ｒ’１：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
Ｒ’２：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
ｔ　　：１．０５（消費税及び地方消費税の転嫁）

（ニ）普通区間等の料金を合算する特例

次表に掲げる場合（二以上の場合に該当し得るときを含む。）におけるそれぞれの通行に係る本割引適用後の料金の額（下記Ａ又はＢに限る。）を合算した額が１，０００円を超える場合は、これを１，０００円とする。ただし、平成２１年４月２９日から平成２３年６月１９日まで、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより適用する。

Ａ　（イ）の定めにより算出した本割引適用後の料金の額。

Ｂ　（ハ）イ）又はロ）の定めにより算出した本割引適用後の料金の額から下記の計算式により算出した額を差し引いた額。

ａＬＲｄｔ＋Ｐｄ

※ただし、上記式において、ａＬＲｄｔ又はＰｄの別に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

（注）上記式においてａ、ｄ、Ｌ、Ｐ、Ｒ及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：大都市近郊区間のキロ程が１００キロメートル以下の場合は１。大都市近郊区間のキロ程が１００キロメートルを超える場合は、２５を大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し０．７５を加算した値。

ｄ　：本割引適用後の料金の額を（ハ）イ）の定めにより算出した場合は０．５。本割引適用後の料金の額を（ハ）ロ）の定めにより算出した場合は０．７。

Ｌ　：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｐ　：別添６のうちＢ又はＣに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｒ　：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ｔ　：１．０５（消費税及び地方消費税の転嫁）

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、区間料金制区間、西湘バイパス、東富士五湖道路、小田原厚木道路又は西富士道路を含む場合。
第一東海自動車道と中央自動車道富士吉田線を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線（以下「東北縦貫自動車道弘前線」という。）を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションを経由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道関越自動車道新潟線（以下「関越自動車道新潟線」という。）を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジを経由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道常磐自動車道（以下「常磐自動車道」という。）を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する常磐自動車道の三郷インターチェンジを経由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道東関東自動車道水戸線（以下「東関東自動車道水戸線」という。）を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する一般国道１４号（京葉道路）（以下「京葉道路」という。）を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する一般国道４０９号（東

京湾横断・木更津東金道路）（以下「東京湾横断・木更津東金道路」という。）を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ（キロ程適用日の前日までの東京湾横断･木更津東金道路のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。以下、本表において同じ。）又は浮島インターチェンジ（キロ程適用日からに限る。以下、本表において同じ。）を経由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションを経由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジを経由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する常磐自動車道を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する常磐自動車道の三郷インターチェンジを経由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する東関東自動車道水戸線を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する京葉道路を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する東京湾横断･木更津東金道路を、第一東海自動車道の東京インターチェンジから横浜町田インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する東京湾横断･木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジを経由して通行する場合。
西湘バイパスと箱根新道を、西湘バイパスの箱根口インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
ループと任意のインターチェンジ相互間を連続して通行する場合（ただし、周回走行を２回以上行う場合は、２回目の周回後の通行を除く。平成２３年４月１日から適用する。）。

ハ　複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ２倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロ（イ）から（ハ）の定めにより算出した額とし、２倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

ニ　適用する期間

平成２１年３月２８日から平成２６年３月３１日までとする。

ホ　その他

高速国道等の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として新たな乗継特例を定める場合には、割引をする自動車及び適用する期間等について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

⑫特別区間等における割引（Ｉ）

イ　割引をする自動車

ＥＴＣ車。

ロ　割引率等

（イ）恵那山特別区間及び飛騨特別区間

割引額（単位：円）は次表のとおりとし、（１）①イ（ロ）イ）Ａの表中に定める恵那山特別区間及び飛騨特別区間の１キロメートル当たりの料金の額を減じるものとする。

区間 車種	恵那山 特別区間	飛騨 特別区間
軽自動車等	9.447	9.447
普通車	11.808	11.808
中型車	14.17	14.17
大型車	19.484	19.484
特大車	32.472	32.472

（ロ）首都圏中央連絡自動車道

割引額（単位：円）は次表のとおりとし、（１）⑦に定める首都圏中央連絡自動車道の料金の額を減じるものとする。

イ　軽自動車等

			海老名南ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
		寒川北	―
	寒川南	―	―
西久保ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	―	―	50

							あきる野	日の出	青梅	入間	狭山日高	圏央鶴ヶ島	鶴ヶ島ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	坂戸	川島	桶川北本	桶川	白岡菖蒲	久喜白岡ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
						八王子西	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					八王子ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	－	－	－	－	－	－	100	300	400	400	400	400	400	500	600
				高尾山	－	－	－	－	－	－	－	100	300	400	400	400	400	400	500	600
			城山	－	－	－	－	－	－	－	－	150	350	400	400	400	400	400	550	600
		相模原	－	－	－	－	－	－	－	－	50	200	350	400	400	400	400	500	650	700
	圏央厚木	－	－	50	100	100	100	100	150	100	250	450	500	450	500	500	650	700	700
海老名	－	－	－	200	250	250	250	250	250	250	400	550	600	600	600	650	700	700	700

ロ　普通車

			海老名南ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
		寒川北	―
	寒川南	―	―
西久保ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	―	―	100

							あきる野	日の出	青梅	入間	狭山日高	圏央鶴ヶ島	鶴ヶ島ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	坂戸	川島	桶川北本	桶川	白岡菖蒲	久喜白岡ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
						八王子西	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					八王子ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	－	－	－	－	－	150	400	500	500	500	500	500	650	750
				高尾山	－	－	－	－	－	－	150	400	500	500	500	500	500	650	750
			城山	－	－	－	－	－	－	－	200	400	500	500	500	500	600	800	800
		相模原	－	－	－	－	－	－	－	50	200	450	500	500	550	700	800	800	800
	圏央厚木	－	－	50	150	150	150	150	200	200	350	550	600	650	700	800	800	800	800
海老名	－	－	－	250	350	350	350	350	350	350	500	700	750	800	800	800	800	800	800

ハ　中型車

			海老名南ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
		寒川北	―
	寒川南	―	―
西久保ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	―	―	100

							あきる野	日の出	青梅	入間	狭山日高	圏央鶴ヶ島	鶴ヶ島ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	坂戸	川島	桶川北本	桶川	白岡菖蒲	久喜白岡ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
						八王子西	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					八王子ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	－	－	－	－	－	－	150	500	600	600	600	600	700	850	850
				高尾山	－	－	－	－	－	－	－	150	500	600	600	600	600	650	850	850
			城山	－	－	－	－	－	－	－	－	250	550	600	600	600	650	850	900	900
		相模原	－	－	－	－	－	－	－	－	50	250	500	600	700	800	900	900	900	900
	圏央厚木	－	－	50	150	150	150	150	200	250	400	650	750	900	900	900	900	900	900
海老名	－	－	－	300	400	400	400	400	400	400	600	850	900	900	900	900	900	900	900

ニ　大型車

			海老名南ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
		寒川北	―
	寒川南	―	―
西久保ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	―	―	150

							あきる野	日の出	青梅	入間	狭山日高	圏央鶴ヶ島	鶴ヶ島ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	坂戸	川島	桶川北本	桶川	白岡菖蒲	久喜白岡ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
						八王子西	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					八王子ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	－	－	－	－	－	200	650	800	800	800	800	800	1,050	1,250
				高尾山	－	－	－	－	－	－	200	650	800	800	800	800	800	1,050	1,250
			城山	－	－	－	－	－	－	－	300	650	800	800	800	800	900	1,200	1,400
		相模原	－	－	－	－	－	－	－	－	350	650	800	800	850	1,100	1,350	1,400	1,400
	圏央厚木	－	－	100	200	250	250	250	300	300	550	900	1,000	1,000	1,100	1,400	1,400	1,400	1,400
海老名	－	－	－	400	550	550	550	550	550	550	800	1,150	1,250	1,250	1,350	1,400	1,400	1,400	1,400

ホ　特大車

			海老名南ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
		寒川北	―
	寒川南	―	50
西久保ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	―	―	250

							あきる野	日の出	青梅	入間	狭山日高	圏央鶴ヶ島	鶴ヶ島ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	坂戸	川島	桶川北本	桶川	白岡菖蒲	久喜白岡ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
						八王子西	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
					八王子ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	－	－	－	－	－	400	1,150	1,400	1,400	1,400	1,400	1,800	1,850	1,850
				高尾山	－	－	－	－	－	－	400	1,150	1,400	1,400	1,400	1,400	1,750	1,850	1,850
			城山	－	－	－	－	－	－	－	550	1,200	1,400	1,400	1,400	1,850	1,950	1,950	1,950
		相模原	－	－	－	－	－	－	－	200	700	1,250	1,450	1,900	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950
	圏央厚木	－	－	150	400	400	400	400	500	650	1,150	1,700	1,900	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950
海老名	－	－	50	700	950	950	950	950	950	1,050	1,550	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950

（注１）上記のうち、あきる野インターチェンジから大栄ジャンクションまでの区間については、東日本高速道路株式会社の事業に係る区間である。
（注２）供用されていない区間の割引額については、当該区間に係る供用開始の日から適用する。

（ハ）伊勢湾岸道路における割引

割引率は３０パーセントとし、伊勢湾岸道路の通行料金に適用する。

割引後の算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ２倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロ（イ）から（ハ）の定めにより本割引（２会社が適用する特別区間等における割引を含む。）を適用して算出した額とし、２倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

ニ　適用する期間

ロ（イ）については、平成２１年５月１３日から中日本高速道路株式会社が別に定める日まで、ロ（ロ）及び（ハ）については、平成２１年５月１３日から平成２６年３月３１日までとする。

⑬特別区間等における割引（Ⅱ）

イ　割引をする自動車

全自動車。

ロ　割引率等

割引額は次表のとおりとし、（１）①イ（ロ）イ）Ａの表中に定める恵那山特別区間及び飛騨特別区間の１キロメートル当たりの料金の額を減じるものとする。

（単位：円）

区間 車種	恵那山 特別区間	飛騨 特別区間
軽自動車等	11.808	11.808
普通車	14.76	14.76
中型車	17.712	17.712
大型車	24.354	24.354
特大車	40.59	40.59

ハ　複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ２倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロの定めにより本割引（２会社が適用する特別区間等における割引を含む。）を適用して算出した額とし、２倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

ニ　適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日から平成２６年３月３１日までとする。

⑭休日夜間割引

イ　割引をする自動車

次表に掲げるインターチェンジを流出し、かつ、休日の午後１０時から翌午前０時までの間に当該インターチェンジの料金所を通行するＥＴＣ車。

第一東海自動車道	東京インターチェンジから裾野インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
近畿自動車道名古屋亀山線	四日市東インターチェンジから亀山インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
近畿自動車道名古屋神戸線	みえ川越インターチェンジ又はみえ朝日インターチェンジ。
西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道西宮線	栗東インターチェンジから西宮インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線	草津田上インターチェンジ。

西日本高速道路株式会社が管理する一般国道１号及び４７８号（京滋バイパス）	各インターチェンジ。
西日本高速道路株式会社が管理する一般国道１号（第二京阪道路）	起点、巨椋池インターチェンジ、八幡東インターチェンジ又は枚方東インターチェンジ。

ロ　割引率

割引率は３０パーセントとし、高速国道の通行料金並びに別添６のうちＡ、Ｂ及びＣに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は高速国道又は別添６のうちＡ、Ｂ若しくはＣに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　適用する期間

平成２１年４月４日から平成２６年３月３１日までとする。

⑮第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引

イ　割引をする自動車

第一東海自動車道の東京インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋亀山線の亀山インターチェンジを流出し、かつ、午後１１時から翌午前０時までの間に当該インターチェンジの料金所を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引率

割引率は５０パーセントとし、高速国道の通行料金並びに別添６のうちＡ、Ｂ及びＣに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は高速国道又は別添６のうちＡ、Ｂ若しくはＣに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　適用する期間

平成２１年４月１日から平成２６年３月３１日までとする。

⑯首都圏中央連絡自動車道連続利用割引

イ　割引をする自動車

（イ）から(ホ)に定める各インターチェンジ相互間の通行のうち、対距離制区間を含む区間を通行するＥＴＣ車。ただし、第一東海自動車道の秦野中井インターチェンジ以西、第二東海自動車道横浜名古屋線の伊勢原北インターチェンジ以西又は中央自動車道富士吉田線の上野原インターチェンジ以西を通行する場合を除く。なお、ＡかＥのインターチェンジはニに定めるところによる。

（イ）Ａインターチェンジと Ｃインターチェンジ相互間
（ロ）Ａインターチェンジと Ｄインターチェンジ相互間
（ハ）Ａインターチェンジと Ｅインターチェンジ相互間
（ニ）Ｂインターチェンジと Ｃインターチェンジ相互間
（ホ）Ｂインターチェンジと Ｄインターチェンジ相互間

ロ　割引額

割引額は１５０円（イ（ロ）及び（ホ）に定めるインターチェンジ相互間の通行については３００円。）とし、高速国道の通行料金に適用する。

ハ　適用する期間

平成２１年５月１３日から平成２６年３月３１日までとする。

ニ　対象インターチェンジ

Ａインターチェンジ	首都圏中央連絡自動車道の各インターチェンジ(あきる野インターチェンジを含まない。)。
Ｂインターチェンジ	東日本高速道路株式会社が管理する首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから白岡菖蒲インターチェンジまでの各インターチェンジ。
Ｃインターチェンジ	第一東海自動車道の東京インターチェンジから厚木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の厚木南インターチェンジ及び中央自動車道富士吉田線の元八王子インターチェンジから相模湖インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Ｄインター	中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジ。

チェンジ	
Ｅインターチェンジ	東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションから久喜インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジから鶴ヶ島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

⑰東海環状自動車道連続利用割引

イ　割引をする自動車

ニに定めるＡインターチェンジとＢインターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引額

割引額は１５０円とし、高速国道の通行料金に適用する。

ハ　適用する期間

平成２１年５月１３日から平成２６年３月３１日までとする。

ニ　対象インターチェンジ

Ａインターチェンジ	東海環状自動車道の各インターチェンジ。
Ｂインターチェンジ	第一東海自動車道の豊田インターチェンジから小牧インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、東海北陸自動車道の一宮西インターチェンジから美濃インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の豊田東インターチェンジから名古屋南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに中央自動車道西宮線の土岐インターチェンジから小牧ジャンクションまでの間の各インターチェンジ及び一宮インターチェンジ。ただし、東海環状自動車道の大垣西インターチェンジから養老ジャンクションまでの間が供用した場合は、中央自動車道西宮線の岐阜羽島インターチェンジから関ヶ原インターチェンジまでの間の各インターチェンジも対象インターチェンジとする。

⑱中央自動車道富士吉田線における短区間割引

イ　割引をする自動車

均一制区間のうち、高井戸インターチェンジから調布インターチェンジまでの区間、高井戸インターチェンジから稲城インターチェンジまでの区間、高井戸インターチェンジから国立府中インターチェンジまでの区間、調布インターチェンジから稲城インターチェンジまでの区間、調布インターチェンジから国立府中インターチェンジまでの区間、府中スマートインターチェンジから国立府中インターチェンジまでの区間、府中スマートインターチェンジから八王子インターチェンジまでの区間又は国立府中インターチェンジから八王子インターチェンジまでの区間を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引額

均一制区間の料金の額から、次表に掲げる額（単位：円）を差し引くものとする。

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高井戸～調布	１５０	２００	２５０	４５０	８５０
高井戸～稲城	１００	１５０	１５０	３５０	６５０
高井戸～国立府中	－	－	－	－	５０
調布～稲城	３００	３５０	４５０	７００	１，３００
調布～国立府中	１００	１５０	２００	３５０	７００
府中ｽﾏｰﾄ～国立府中	２００	２５０	３５０	５５０	１，０００
府中ｽﾏｰﾄ～八王子	－	－	－	１００	２５０
国立府中～八王子	１００	１５０	２００	４００	７５０

ハ　適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日から平成２６年３月３１日までとする。

⑲特定区間割引

イ　割引をする自動車

小田原厚木道路のＡ区間内において、小田原西インターチェンジ又は荻窪インターチェンジから小田原東インターチェンジまでの区間のみを通行する自動車。

ロ　割引額

Ａ区間の料金の額から次表に掲げる額（単位：円）を差し引くものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	100	100	100	150	250

⑳高速国道との連続利用割引

イ　割引をする自動車

伊勢湾岸道路を全線利用し、かつ、当該道路と接続する高速国道を連続して利用する自動車。

ロ　割引額

伊勢湾岸道路の全線料金の額から次表に掲げる額（単位：円）を差し引くものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	１００	１５０	１５０	２５０	３５０

㉑ＥＴＣ短区間割引

イ　割引をする自動車

小田原厚木道路のＡ区間内において、小田原東インターチェンジから大磯インターチェンジまでの区間内を通行するＥＴＣ車又は同道路のＢ区間内において大磯インターチェンジから平塚インターチェンジまでの区間のみを通行するＥＴＣ車。

ロ　割引額

Ａ区間又はＢ区間の料金の額から次表に掲げる額（単位：円）を差し引くものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	50	50	50	100	150

㉒近畿自動車道名古屋亀山線（飛島ジャンクションから名古屋インターチェンジ及び名古屋南ジャンクション間）におけるＥＴＣ利用割引

イ 割引をする自動車

区間料金制区間を通行するＥＴＣ車。

ロ 割引額

次表に定める入口インターチェンジで流入し、出口インターチェンジで流出した場合、（１）①ハに定める近畿自動車道名古屋亀山線の料金（単位：円）の額から次表に定める額を差し引くものとする。

イ　外回り（名古屋西ジャンクション方面から名古屋南ジャンクション方面へ通行する場合）

イ）軽自動車等

		出　口																										
		名四西	南陽	富田	名古屋西ジャンクション南	名古屋西ジャンクション	大治南	大治北	甚目寺南	甚目寺北	清州西	清州東	清州ジャンクション	平田	山田西	山田東	楠ジャンクション	楠	勝川	松河戸	小幡	大森	引山	上社	本郷	名古屋	上社南	高針ジャンクション
入口	山田西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100
	平田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	清洲東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100
	清洲ジャンクション	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100
	清洲西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	100	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100
	甚目寺北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	甚目寺南	—	—	—	—	—	—	—	—	100	—	100	100	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100
	大治北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	大治南	—	—	—	—	—	—	100	—	100	—	100	100	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100
	名古屋西ジャンクション	—	—	—	—	—	—	100	—	100	—	100	100	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100
	名古屋西ジャンクション南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	富田	—	—	—	200	200	—	200	—	200	—	200	200	200	—	200	200	—	200	200	—	200	—	100	100	100	—	100
	南陽	—	—	200	200	200	—	200	—	200	—	200	200	200	—	200	200	—	200	200	—	200	—	100	100	100	—	100
	名四西	—	200	200	200	200	—	200	—	200	—	200	200	200	—	200	200	—	200	200	—	100	—	100	100	100	—	100
	飛島ジャンクション	200	200	200	200	200	—	200	—	200	—	200	200	200	—	200	200	—	200	100	—	100	—	100	100	100	—	100

		出　口			
		植田	鳴海	有松	名古屋南ジャンクション
入口	山田西	100	100	100	—
	平田	—	—	—	—
	清洲東	100	100	100	—
	清洲ジャンクション	100	100	100	—
	清洲西	100	100	—	—
	甚目寺北	—	—	—	—
	甚目寺南	100	—	—	—
	大治北	—	—	—	—
	大治南	100	—	—	—
	名古屋西ジャンクション	—	—	—	—
	名古屋西ジャンクション南	—	—	—	—
	富田	100	100	100	—
	南陽	100	100	—	—
	名四西	100	100	—	—
	飛島ジャンクション	100	—	—	—

ロ）普通車

		出　口																										
		名四西	南陽	富田	名古屋西ジャンクション南	名古屋西ジャンクション	大治南	大治北	甚目寺南	甚目寺北	清州西	清州東	清州ジャンクション	平田	山田西	山田東	楠ジャンクション	楠	勝川	松河戸	小幡	大森	引山	上社	本郷	名古屋	上社南	高針ジャンクション
入口	山田西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100
	平田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	清洲東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100
	清洲ジャンクション	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100
	清洲西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	100	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100
	甚目寺北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	甚目寺南	—	—	—	—	—	—	—	—	100	—	100	100	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100
	大治北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	大治南	—	—	—	—	—	—	100	—	100	—	100	100	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100
	名古屋西ジャンクション	—	—	—	—	—	—	100	—	100	—	100	100	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100
	名古屋西ジャンクション南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	富田	—	—	—	200	200	—	200	—	200	—	200	200	200	—	200	200	—	200	200	—	200	—	100	100	100	—	100
	南陽	—	—	200	200	200	—	200	—	200	—	200	200	200	—	200	200	—	200	200	—	200	—	100	100	100	—	100
	名四西	—	200	200	200	200	—	200	—	200	—	200	200	200	—	200	200	—	200	200	—	100	—	100	100	100	—	100
	飛島ジャンクション	200	200	200	200	200	—	200	—	200	—	200	200	200	—	200	200	—	200	100	—	100	—	100	100	100	—	100

		出　口			
		植田	鳴海	有松	名古屋南ジャンクション
入口	山田西	100	100	100	—
	平田	—	—	—	—
	清洲東	100	100	100	—
	清洲ジャンクション	100	100	100	—
	清洲西	100	100	—	—
	甚目寺北	—	—	—	—
	甚目寺南	100	—	—	—
	大治北	—	—	—	—
	大治南	100	—	—	—
	名古屋西ジャンクション	—	—	—	—
	名古屋西ジャンクション南	—	—	—	—
	富田	100	100	100	—
	南陽	100	100	—	—
	名四西	100	100	—	—
	飛島ジャンクション	100	—	—	—

ハ）中型車

		出　口																										
		名四西	南陽	富田	名古屋西ジャンクション南	名古屋西ジャンクション	大治南	大治北	甚目寺南	甚目寺北	清州西	清州東	清州ジャンクション	平田	山田西	山田東	楠ジャンクション	楠	勝川	松河戸	小幡	大森	引山	上社	本郷	名古屋	上社南	高針ジャンクション
入口	山田西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100
	平田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	清洲東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100
	清洲ジャンクション	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100
	清洲西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	100	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100
	甚目寺北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	甚目寺南	—	—	—	—	—	—	—	—	100	—	100	100	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100
	大治北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	大治南	—	—	—	—	—	—	100	—	100	—	100	100	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100
	名古屋西ジャンクション	—	—	—	—	—	—	100	—	100	—	100	100	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100
	名古屋西ジャンクション南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	富田	—	—	—	200	200	—	200	—	200	—	200	200	200	—	200	200	—	200	200	—	200	—	100	100	100	—	100
	南陽	—	—	200	200	200	—	200	—	200	—	200	200	200	—	200	200	—	200	200	—	200	—	100	100	100	—	100
	名四西	—	200	200	200	200	—	200	—	200	—	200	200	200	—	200	200	—	200	200	—	100	—	100	100	100	—	100
	飛島ジャンクション	200	200	200	200	200	—	200	—	200	—	200	200	200	—	200	200	—	200	100	—	100	—	100	100	100	—	100

		出　口			
		植田	鳴海	有松	名古屋南ジャンクション
入口	山田西	100	100	100	—
	平田	—	—	—	—
	清洲東	100	100	100	—
	清洲ジャンクション	100	100	100	—
	清洲西	100	100	—	—
	甚目寺北	—	—	—	—
	甚目寺南	100	—	—	—
	大治北	—	—	—	—
	大治南	100	—	—	—
	名古屋西ジャンクション	—	—	—	—
	名古屋西ジャンクション南	—	—	—	—
	富田	100	100	100	—
	南陽	100	100	—	—
	名四西	100	100	—	—
	飛島ジャンクション	100	—	—	—

ニ）大型車

		出　口																										
		名四西	南陽	富田	名古屋西ジャンクション南	名古屋西ジャンクション	大治南	大治北	甚目寺南	甚目寺北	清州西	清州東	清州ジャンクション	平田	山田西	山田東	楠ジャンクション	楠	勝川	松河戸	小幡	大森	引山	上社	本郷	名古屋	上社南	高針ジャンクション
入口	山田西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	150	150	—	150	150	—	150	—	150	150	150	—	150
	平田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	清洲東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	150	—	150	150	—	150	150	—	150	—	150	150	150	—	150
	清洲ジャンクション	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	150	—	150	150	—	150	150	—	150	—	150	150	150	—	150
	清洲西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	150	150	150	—	150	150	—	150	150	—	150	—	150	150	150	—	150
	甚目寺北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	甚目寺南	—	—	—	—	—	—	—	—	150	—	150	150	150	—	150	150	—	150	150	—	150	—	150	150	150	—	150
	大治北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	大治南	—	—	—	—	—	—	150	—	150	—	150	150	150	—	150	150	—	150	150	—	150	—	150	150	150	—	150
	名古屋西ジャンクション	—	—	—	—	—	—	150	—	150	—	150	150	150	—	150	150	—	150	150	—	150	—	150	150	150	—	150
	名古屋西ジャンクション南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	富田	—	—	—	300	300	—	300	—	300	—	300	300	300	—	300	300	—	300	300	—	300	—	150	150	150	—	150
	南陽	—	—	300	300	300	—	300	—	300	—	300	300	300	—	300	300	—	300	300	—	300	—	150	150	150	—	150
	名四西	—	300	300	300	300	—	300	—	300	—	300	300	300	—	300	300	—	300	300	—	150	—	150	150	150	—	150
	飛島ジャンクション	300	300	300	300	300	—	300	—	300	—	300	300	300	—	300	300	—	300	150	—	150	—	150	150	150	—	150

		出　口			
		植田	鳴海	有松	名古屋南ジャンクション
入口	山田西	150	150	150	—
	平田	—	—	—	—
	清洲東	150	150	150	—
	清洲ジャンクション	150	150	150	—
	清洲西	150	150	—	—
	甚目寺北	—	—	—	—
	甚目寺南	150	—	—	—
	大治北	—	—	—	—
	大治南	150	—	—	—
	名古屋西ジャンクション	—	—	—	—
	名古屋西ジャンクション南	—	—	—	—
	富田	150	150	150	—
	南陽	150	150	—	—
	名四西	150	150	—	—
	飛島ジャンクション	150	—	—	—

ホ）特大車

		出　口																										
		名四西	南陽	富田	名古屋西ジャンクション南	名古屋西ジャンクション	大治南	大治北	甚目寺南	甚目寺北	清州西	清州東	清州ジャンクション	平田	山田西	山田東	楠ジャンクション	楠	勝川	松河戸	小幡	大森	引山	上社	本郷	名古屋	上社南	高針ジャンクション
入口	山田西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	250	250	—	250	250	—	250	—	250	250	250	—	250
	平田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	清洲東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	250	—	250	250	—	250	250	—	250	—	250	250	250	—	250
	清洲ジャンクション	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	250	—	250	250	—	250	250	—	250	—	250	250	250	—	250
	清洲西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	250	250	250	—	250	250	—	250	250	—	250	—	250	250	250	—	250
	甚目寺北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	甚目寺南	—	—	—	—	—	—	—	—	250	—	250	250	250	—	250	250	—	250	250	—	250	—	250	250	250	—	250
	大治北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	大治南	—	—	—	—	—	—	250	—	250	—	250	250	250	—	250	250	—	250	250	—	250	—	250	250	250	—	250
	名古屋西ジャンクション	—	—	—	—	—	—	250	—	250	—	250	250	250	—	250	250	—	250	250	—	250	—	250	250	250	—	250
	名古屋西ジャンクション南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	富田	—	—	—	500	500	—	500	—	500	—	500	500	500	—	500	500	—	500	500	—	500	—	250	250	250	—	250
	南陽	—	—	500	500	500	—	500	—	500	—	500	500	500	—	500	500	—	500	500	—	500	—	250	250	250	—	250
	名四西	—	500	500	500	500	—	500	—	500	—	500	500	500	—	500	500	—	500	500	—	250	—	250	250	250	—	250
	飛島ジャンクション	500	500	500	500	500	—	500	—	500	—	500	500	500	—	500	500	—	500	250	—	250	—	250	250	250	—	250

		出　口			
		植田	鳴海	有松	名古屋南ジャンクション
入口	山田西	250	250	250	—
	平田	—	—	—	—
	清洲東	250	250	250	—
	清洲ジャンクション	250	250	250	—
	清洲西	250	250	—	—
	甚目寺北	—	—	—	—
	甚目寺南	250	—	—	—
	大治北	—	—	—	—
	大治南	250	—	—	—
	名古屋西ジャンクション	—	—	—	—
	名古屋西ジャンクション南	—	—	—	—
	富田	250	250	250	—
	南陽	250	250	—	—
	名四西	250	250	—	—
	飛島ジャンクション	250	—	—	—

ロ　内回り（名古屋南ジャンクション方面から名古屋西ジャンクション方面へ通行する場合）

イ）軽自動車等

		出　口																									
		有松	鳴海	植田	高針ジャンクション	上社南	名古屋	本郷	上社	引山	大森	小幡	松河戸	勝川	楠	楠ジャンクション	山田東	山田西	平田	清洲東	清洲ジャンクション	清洲西	甚目寺北	甚目寺南	大治北	大治南	名古屋西ジャンクション
入口	松河戸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	100	100	100	—	—	100	100	100	—	100	—	100	100
	小幡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	大森	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	—	100	100	100	100	—	—	100	100	100	—	100	—	100	100
	引山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上社	—	—	—	—	—	—	—	—	100	—	100	—	100	100	100	100	—	—	100	100	100	—	100	—	100	100
	本郷	—	—	—	—	—	—	—	—	100	—	100	—	100	100	100	100	—	—	100	100	100	—	100	—	100	100
	名古屋	—	—	—	—	—	—	—	—	100	—	100	—	100	100	100	100	—	—	100	100	100	—	100	—	100	100
	上社南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	高針ジャンクション	—	—	—	—	100	100	100	—	100	—	100	—	100	100	100	100	—	—	100	100	100	—	100	—	100	100
	植田	—	—	—	100	100	100	100	—	100	—	100	—	100	100	100	100	—	—	100	100	100	—	100	—	100	—
	鳴海	—	—	200	200	200	200	200	—	200	—	200	—	200	200	200	200	—	—	200	200	200	—	100	—	100	100
	有松	—	200	200	200	200	200	200	—	200	—	200	—	200	200	200	200	—	—	200	200	100	—	100	—	100	100
	名古屋南ジャンクション	200	200	200	200	200	200	200	—	200	—	200	—	200	200	200	200	—	—	100	100	100	—	100	—	100	100

		出　口				
		名古屋西ジャンクション南	富田	南陽	名四西	飛島ジャンクション
入口	松河戸	—	100	100	100	—
	小幡	—	—	—	—	—
	大森	—	100	100	—	—
	引山	—	—	—	—	—
	上社	—	—	—	—	—
	本郷	—	—	—	—	—
	名古屋	—	—	—	—	—
	上社南	—	—	—	—	—
	高針ジャンクション	—	—	—	—	—
	植田	—	—	—	—	—
	鳴海	—	100	100	100	—
	有松	—	100	—	—	—
	名古屋南ジャンクション	—	—	—	—	—

ロ）普通車

		出　口																									
		有松	鳴海	植田	高針ジャンクション	上社南	名古屋	本郷	上社	引山	大森	小幡	松河戸	勝川	楠	楠ジャンクション	山田東	山田西	平田	清洲東	清洲ジャンクション	清洲西	甚目寺北	甚目寺南	大治北	大治南	名古屋西ジャンクション
入口	松河戸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	100	100	100	—	—	100	100	100	—	100	—	100	100
	小幡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	大森	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	—	100	100	100	100	—	—	100	100	100	—	100	—	100	100
	引山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上社	—	—	—	—	—	—	—	—	100	—	100	—	100	100	100	100	—	—	100	100	100	—	100	—	100	100
	本郷	—	—	—	—	—	—	—	—	100	—	100	—	100	100	100	100	—	—	100	100	100	—	100	—	100	100
	名古屋	—	—	—	—	—	—	—	—	100	—	100	—	100	100	100	100	—	—	100	100	100	—	100	—	100	100
	上社南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	高針ジャンクション	—	—	—	—	100	100	100	—	100	—	100	—	100	100	100	100	—	—	100	100	100	—	100	—	100	100
	植田	—	—	—	100	100	100	100	—	100	—	100	—	100	100	100	100	—	—	100	100	100	—	100	—	100	—
	鳴海	—	—	200	200	200	200	200	—	200	—	200	—	200	200	200	200	—	—	200	200	200	—	100	—	100	100
	有松	—	200	200	200	200	200	200	—	200	—	200	—	200	200	200	200	—	—	200	200	100	—	100	—	100	100
	名古屋南ジャンクション	200	200	200	200	200	200	200	—	200	—	200	—	200	200	200	200	—	—	100	100	100	—	100	—	100	100

		出　口				
		名古屋西ジャンクション南	富田	南陽	名四西	飛島ジャンクション
入口	松河戸	—	100	100	100	—
	小幡	—	—	—	—	—
	大森	—	100	100	—	—
	引山	—	—	—	—	—
	上社	—	—	—	—	—
	本郷	—	—	—	—	—
	名古屋	—	—	—	—	—
	上社南	—	—	—	—	—
	高針ジャンクション	—	—	—	—	—
	植田	—	—	—	—	—
	鳴海	—	100	100	100	—
	有松	—	100	—	—	—
	名古屋南ジャンクション	—	—	—	—	—

ハ）中型車

		出　口																									
		有松	鳴海	植田	高針ジャンクション	上社南	名古屋	本郷	上社	引山	大森	小幡	松河戸	勝川	楠	楠ジャンクション	山田東	山田西	平田	清洲東	清洲ジャンクション	清洲西	甚目寺北	甚目寺南	大治北	大治南	名古屋西ジャンクション
入口	松河戸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	100	100	100	—	—	100	100	100	—	100	—	100	100
	小幡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	大森	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	—	100	100	100	100	—	—	100	100	100	—	100	—	100	100
	引山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上社	—	—	—	—	—	—	—	—	100	—	100	—	100	100	100	100	—	—	100	100	100	—	100	—	100	100
	本郷	—	—	—	—	—	—	—	—	100	—	100	—	100	100	100	100	—	—	100	100	100	—	100	—	100	100
	名古屋	—	—	—	—	—	—	—	—	100	—	100	—	100	100	100	100	—	—	100	100	100	—	100	—	100	100
	上社南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	高針ジャンクション	—	—	—	—	100	100	100	—	100	—	100	—	100	100	100	100	—	—	100	100	100	—	100	—	100	100
	植田	—	—	—	100	100	100	100	—	100	—	100	—	100	100	100	100	—	—	100	100	100	—	100	—	100	—
	鳴海	—	—	200	200	200	200	200	—	200	—	200	—	200	200	200	200	—	—	200	200	200	—	100	—	100	100
	有松	—	200	200	200	200	200	200	—	200	—	200	—	200	200	200	200	—	—	200	200	100	—	100	—	100	100
	名古屋南ジャンクション	200	200	200	200	200	200	200	—	200	—	200	—	200	200	200	200	—	—	100	100	100	—	100	—	100	100

		出　口				
		名古屋西ジャンクション南	富田	南陽	名四西	飛島ジャンクション
入口	松河戸	—	100	100	100	—
	小幡	—	—	—	—	—
	大森	—	100	100	—	—
	引山	—	—	—	—	—
	上社	—	—	—	—	—
	本郷	—	—	—	—	—
	名古屋	—	—	—	—	—
	上社南	—	—	—	—	—
	高針ジャンクション	—	—	—	—	—
	植田	—	—	—	—	—
	鳴海	—	100	100	100	—
	有松	—	100	—	—	—
	名古屋南ジャンクション	—	—	—	—	—

ニ）大型車

		出　口																									
		有松	鳴海	植田	高針ジャンクション	上社南	名古屋	本郷	上社	引山	大森	小幡	松河戸	勝川	楠	楠ジャンクション	山田東	山田西	平田	清洲東	清洲ジャンクション	清洲西	甚目寺北	甚目寺南	大治北	大治南	名古屋西ジャンクション
入口	松河戸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	150	150	150	150	—	—	150	150	150	—	150	—	150	150
	小幡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	大森	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	150	—	150	150	150	150	—	—	150	150	150	—	150	—	150	150
	引山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上社	—	—	—	—	—	—	—	—	150	—	150	—	150	150	150	150	—	—	150	150	150	—	150	—	150	150
	本郷	—	—	—	—	—	—	—	—	150	—	150	—	150	150	150	150	—	—	150	150	150	—	150	—	150	150
	名古屋	—	—	—	—	—	—	—	—	150	—	150	—	150	150	150	150	—	—	150	150	150	—	150	—	150	150
	上社南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	高針ジャンクション	—	—	—	—	150	150	150	—	150	—	150	—	150	150	150	150	—	—	150	150	150	—	150	—	150	150
	植田	—	—	—	150	150	150	150	—	150	—	150	—	150	150	150	150	—	—	150	150	150	—	150	—	150	—
	鳴海	—	—	300	300	300	300	300	—	300	—	300	—	300	300	300	300	—	—	300	300	300	—	150	—	150	150
	有松	—	300	300	300	300	300	300	—	300	—	300	—	300	300	300	300	—	—	300	300	150	—	150	—	150	150
	名古屋南ジャンクション	300	300	300	300	300	300	300	—	300	—	300	—	300	300	300	300	—	—	150	150	150	—	150	—	150	150

		出　口				
		名古屋西ジャンクション南	富田	南陽	名四西	飛島ジャンクション
入口	松河戸	—	150	150	150	—
	小幡	—	—	—	—	—
	大森	—	150	150	—	—
	引山	—	—	—	—	—
	上社	—	—	—	—	—
	本郷	—	—	—	—	—
	名古屋	—	—	—	—	—
	上社南	—	—	—	—	—
	高針ジャンクション	—	—	—	—	—
	植田	—	—	—	—	—
	鳴海	—	150	150	150	—
	有松	—	150	—	—	—
	名古屋南ジャンクション	—	—	—	—	—

ホ）特大車

		出　口																									
		有松	鳴海	植田	高針ジャンクション	上社南	名古屋	本郷	上社	引山	大森	小幡	松河戸	勝川	楠	楠ジャンクション	山田東	山田西	平田	清洲東	清洲ジャンクション	清洲西	甚目寺北	甚目寺南	大治北	大治南	名古屋西ジャンクション
入口	松河戸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	250	250	250	250	—	—	250	250	250	—	250	—	250	250
	小幡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	大森	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	250	—	250	250	250	250	—	—	250	250	250	—	250	—	250	250
	引山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上社	—	—	—	—	—	—	—	—	250	—	250	—	250	250	250	250	—	—	250	250	250	—	250	—	250	250
	本郷	—	—	—	—	—	—	—	—	250	—	250	—	250	250	250	250	—	—	250	250	250	—	250	—	250	250
	名古屋	—	—	—	—	—	—	—	—	250	—	250	—	250	250	250	250	—	—	250	250	250	—	250	—	250	250
	上社南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	高針ジャンクション	—	—	—	—	250	250	250	—	250	—	250	—	250	250	250	250	—	—	250	250	250	—	250	—	250	250
	植田	—	—	—	250	250	250	250	—	250	—	250	—	250	250	250	250	—	—	250	250	250	—	250	—	250	—
	鳴海	—	—	500	500	500	500	500	—	500	—	500	—	500	500	500	500	—	—	500	500	500	—	250	—	250	250
	有松	—	500	500	500	500	500	500	—	500	—	500	—	500	500	500	500	—	—	500	500	250	—	250	—	250	250
	名古屋南ジャンクション	500	500	500	500	500	500	500	—	500	—	500	—	500	500	500	500	—	—	250	250	250	—	250	—	250	250

		出　口				
		名古屋西ジャンクション南	富田	南陽	名四西	飛島ジャンクション
入口	松河戸	—	250	250	250	—
	小幡	—	—	—	—	—
	大森	—	250	250	—	—
	引山	—	—	—	—	—
	上社	—	—	—	—	—
	本郷	—	—	—	—	—
	名古屋	—	—	—	—	—
	上社南	—	—	—	—	—
	高針ジャンクション	—	—	—	—	—
	植田	—	—	—	—	—
	鳴海	—	250	250	250	—
	有松	—	250	—	—	—
	名古屋南ジャンクション	—	—	—	—	—

㉓障害者割引

イ　割引をする自動車

社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１４条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

（イ）手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

（ロ）手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和４８年９月２７日児発第７２５号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき中日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

ロ　割引率

割引率は５０パーセント以下とする。

㉔乗合型自動車（定期路線）割引

イ　割引をする自動車

高速国道を通行する別添１－１に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第４条第１項に規定する許可を受けて同法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が同法第２１条第２号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね８０パーセント以上に停車する自動車で、かつ、大口・多頻度割引の適用に関する契約を３会社のいずれかと締結した利用者の自動車。

ロ　割引率

割引率は３０パーセントとする。

㉕休日バス割引

イ 割引をする自動車

休日に高速道路を通行する自動車（道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第３条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員１１人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第４条第１項に規定する許可を受けて、同法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第４条第１項に規定する許可を受けて同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第４条第１項及び同法第２１条第２号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を経営する

者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を３会社のいずれかと締結した利用者の自動車（３会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための３会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。）。

ロ 割引率

割引率は３０パーセントとする。

ハ 適用する期間

平成２１年７月４日から平成２３年６月１９日までとする。

㉖乗合型自動車回数券割引

イ　割引をする自動車

当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために一般有料道路を通行する別添１－１又は別添１－２に掲げる乗合型自動車。

ロ　割引率

割引率は３０パーセントとする。

ハ　適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

㉗割引相互間の適用関係

イ　①から㉕に定める割引相互間の重複適用関係は別添７のとおりとする。

ロ　別添７において重複適用無しと定めた割引のうち２以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

㉘企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、かつ公正妥当なものである場合には、以下のとおり割引を実施することができる。

イ　割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ　割引率等

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。

ハ　実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ　適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ　事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

（３）高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ　割引をする自動車

高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ　割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ　実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ　適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ　事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

（４）中日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続

して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

（１）①イ（イ）に定める区間と他の会社が管理する高速自動車国道（均一制及び区間料金制区間を除く。）を連続して通行する場合の料金の額は、（１）①イ（ハ）イ）Ａに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の１キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を１回の利用としたうえで、また、（１）⑦について、東日本高速道路株式会社が管理する区間と中日本高速道路株式会社が管理する区間を連続して通行する場合の料金は、当該通行を１回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法（昭和３１年法律第７号）第３条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

（５）その他

イ　（２）割引制度は当面の割引であり、将来の料金制度のあり方については、高速道路の有効活用、渋滞緩和、交通需要の調整、地域振興などの観点から、財政状況や地方等の意見も踏まえ、利用しやすいものとするべく検討するものとする。

ロ　インターチェンジ等の名称に変更がある場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

２．料金の徴収期間

平成１８年４月１日から平成６２年８月２９日までとする。

別添１－１

車種区分	自動車の種類	定　　義
軽自動車等	イ　軽自動車	道路運送車両法（昭和２６法律第１８５号。以下「法」という。）第３条の軽自動車
	ロ　小型特殊自動車	法第３条の小型特殊自動車
	ハ　小型二輪自動車	法第３条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ　小型自動車	法第３条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあっては、乗車定員が１０人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ　普通乗用自動車	法第３条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が１０人以下のもの
	ヘ　けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が１のもの
中型車	ト　普通貨物自動車（車両総重量８トン未満かつ最大積載量５トン未満で３車軸以下）	法第３条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量８トン未満かつ最大積載量５トン未満で車軸数が３以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（２車軸）
	チ　乗合型自動車（乗車定員１１人以上２９人以下で車両総重量８トン未満）	法第３条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員１１人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が２９人以下であり、かつ車両総重量８トン未満のもの
	リ　けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（２車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（１車軸）との連結車両
大型車	ヌ　普通貨物自動車（車両総重量８トン以上または最大積載量５トン以上で３車軸以下及び車両総重量２５トン以下で４車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量８トン以上または最大積載量５トン以上で車軸数が３以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和３６年政令第２６５号）第３条第１項に定める限度以下で、車軸数が４のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（３車軸）
	ル　乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が３０人以上または車両総重量８トン以上のもののうち、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第４条に規定する許可を受けて同法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者であって当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして中日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が同法第２１条第２号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量８トン以上のもののうち、乗車定員が２９人以下で、かつ車両の長さが９メートル未満のもの
	ヲ　けん引自動車が普通車、中型車または大型車（２車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（２車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（１車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（２車軸）と被けん引自動車（１車軸）との連結車両
特大車	ワ　普通貨物自動車（４車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が４以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ　連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	ヨ　大型特殊自動車	法第３条の大型特殊自動車
	タ　乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が３０人以上または車両総重量８トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

別添１－２

車種区分	自動車の種類	定　　義
普通車	イ　軽自動車	道路運送車両法（昭和２６法律第１８５号。以下「法」という。）第３条に規定する軽自動車
	ロ　小型二輪自動車	法第３条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ　小型特殊自動車	法第３条に規定する小型特殊自動車
	ニ　小型自動車	法第３条に規定する小型自動車（ロに該当するものを除く。）をいい、専ら人を運搬する構造のものにあっては、乗車定員が１０人以下のもの
	ホ　普通乗用自動車	法第３条に規定する普通自動車で、専ら人を運搬する構造のもののうち、乗車定員が１０人以下のもの
	ヘ　普通貨物自動車（車両総重量８トン未満かつ最大積載量５トン未満のもので３車軸以下のもの）	法第３条に規定する普通自動車で専ら貨物を運搬する構造のもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量８トン未満かつ最大積載量５トン未満のもので車軸数の合計が３以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数の合計が２のもの
	ト　乗合型自動車（乗車定員１１人以上２９人以下のもので車両総重量８トン未満のもの）	法第３条に規定する小型自動車又は普通自動車で、専ら人を運搬する構造のもの（乗車定員１０人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が２９人以下のもので車両総重量８トン未満のもの
	チ　けん引自動車が普通車（普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イ、ロ又はハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が１のものとの連結車両
大型車	リ　普通貨物自動車（車両総重量８トン以上又は最大積載量５トン以上のもので３車軸以下のもの及び車両総重量２５トン以下のもので４車軸のもの）	普通貨物自動車のうち、車両総重量８トン以上または最大積載量５トン以上で車軸数が３以下のもの（ヘに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和３６年政令第２６５号）第３条第１項に定める限度以下で、車軸数が４のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（３車軸）
	ヌ　乗合型自動車（路線を定めて定期に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が３０人以上または車両総重量８トン以上のもののうち、道路運送法第４条に規定する許可を受けて同法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者であって当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして中日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が同法第２１条第２号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量８トン以上のもののうち、乗車定員が２９人以下で、かつ車両の長さが９メートル未満のもの
	ル　けん引自動車が普通車又は大型車（２車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が２以上のものとの連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が１のものとの連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車で車軸数の合計が２のものと被けん引自動車で車軸数が１のものとの連結車両
特大車	ヲ　普通貨物自動車（４車軸以上のもの）	普通貨物自動車で車軸数の合計が４以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ワ　大型特殊自動車	法第３条に規定する大型特殊自動車
	カ　乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で乗車定員が３０人以上のもの又は車両総重量８トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	ヨ　連結車両（その他）	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヌ又はルに該当するものを除く。）

別添　２

大都市近郊区間

路　線　名	区　　間
第一東海自動車道	東京インターチェンジから 厚木インターチェンジまで
第二東海自動車道 横浜名古屋線	海老名南ジャンクションから 厚木南インターチェンジまで
中央自動車道富士吉田線	東名ジャンクションから 中央ジャンクションまで

別添３　インターチェンジ相互間のキロ程（単位：キロメートル）

中央自動車道富士吉田線（八王子・河口湖間）

									河口湖
								富士吉田北ｽﾏｰﾄ	6.7
							都留	9.6	16.3
						大月ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	6.2	15.8	22.5
					大月	1.0	7.2	16.8	23.5
				上野原	20.1	21.1	27.3	36.9	43.6
			相模湖	4.9	25.0	26.0	32.2	41.8	48.5
		八王子ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	9.4	14.3	34.4	35.4	41.6	51.2	57.9
	元八王子	2.8	12.2	17.1	37.2	38.2	44.4	54.0	60.7
八王子	7.4	10.2	19.6	24.5	44.6	45.6	51.8	61.4	68.1

中央自動車道富士吉田線（東名ジャンクション・中央ジャンクション間）

	中央ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
東名ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	6.4

中央自動車道西宮線（大月ジャンクション・小牧ジャンクション間）

																					飯田山本
																				飯田	
																			松川		5.2
																		駒ヶ根		15.5	20.7
																	伊那		15.4	30.9	36.1
																伊北		15.1	30.5	46.0	51.2
															岡谷		9.5	24.6	40.0	55.5	60.7
														諏訪	ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	13.9	23.4	38.5	53.9	69.4	74.6
													諏訪南		10.1	24.0	33.5	48.6	64.0	79.5	84.7
												小淵沢		11.1	21.2	35.1	44.6	59.7	75.1	90.6	95.8
											長坂		12.6	23.7	33.8	47.7	57.2	72.3	87.7	103.2	108.4
										須玉		8.2	20.8	31.9	42.0	55.9	65.4	80.5	95.9	111.4	116.6
									韮崎		8.7	16.9	29.5	40.6	50.7	64.6	74.1	89.2	104.6	120.1	125.3
								双葉		7.0	15.7	23.9	36.5	47.6	57.7	71.6	81.1	96.2	111.6	127.1	132.3
							双葉	ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	4.5	11.5	20.2	28.4	41.0	52.1	62.2	76.1	85.6	100.7	116.1	131.6	136.8
						甲府	スマート	1.7	6.2	13.2	21.9	30.1	42.7	53.8	63.9	77.8	87.3	102.4	117.8	133.3	138.5
					甲府南	昭和	5.0	6.7	11.2	18.2	26.9	35.1	47.7	58.8	68.9	82.8	92.3	107.4	122.8	138.3	143.5
				笛吹		7.6	12.6	14.3	18.8	25.8	34.5	42.7	55.3	66.4	76.5	90.4	99.9	115.0	130.4	145.9	151.1
			一宮	スマート	5.3	12.9	17.9	19.6	24.1	31.1	39.8	48.0	60.6	71.7	81.8	95.7	105.2	120.3	135.7	151.2	156.4
		勝沼	御坂	4.0	9.3	16.9	21.9	23.6	28.1	35.1	43.8	52.0	64.6	75.7	85.8	99.7	109.2	124.3	139.7	155.2	160.4
大月		6.2	10.2	15.5	23.1	28.1	29.8	34.3	41.3	50.0	58.2	70.8	81.9	92.0	105.9	115.4	130.5	145.9	161.4	166.6	
ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	18.7	24.9	28.9	34.2	41.8	46.8	48.5	53.0	60.0	68.7	76.9	89.5	100.6	110.7	124.6	134.1	149.2	164.6	180.1	185.3	

									小牧ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
								小牧東	7.1
							多治見	8.1	15.2
						土岐ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	6.3	14.4	21.5
					土岐	2.5	8.8	16.9	24.0
				瑞浪	4.5	7.0	13.3	21.4	28.5
			恵那	18.1	22.6	25.1	31.4	39.5	46.6
		中津川	9.4	27.5	32.0	34.5	40.8	48.9	56.0
	園原	22.0	31.4	49.5	54.0	56.5	62.8	70.9	78.0
飯田山本	―	31.6	41.0	59.1	63.6	66.1	72.4	80.5	87.6
飯田	―	36.8	46.2	64.3	68.8	71.3	77.6	85.7	92.8
松川	―	52.3	61.7	79.8	84.3	86.8	93.1	101.2	108.3
駒ヶ根	―	67.7	77.1	95.2	99.7	102.2	108.5	116.6	123.7
伊那	―	82.8	92.2	110.3	114.8	117.3	123.6	131.7	138.8
伊北	―	92.3	101.7	119.8	124.3	126.8	133.1	141.2	148.3
岡谷ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	―	106.2	115.6	133.7	138.2	140.7	147.0	155.1	162.2
諏訪	―	116.3	125.7	143.8	148.3	150.8	157.1	165.2	172.3
諏訪南	―	127.4	136.8	154.9	159.4	161.9	168.2	176.3	183.4
小淵沢	―	140.0	149.4	167.5	172.0	174.5	180.8	188.9	196.0
長坂	―	148.2	157.6	175.7	180.2	182.7	189.0	197.1	204.2
須玉	―	156.9	166.3	184.4	188.9	191.4	197.7	205.8	212.9
韮崎	―	163.9	173.3	191.4	195.9	198.4	204.7	212.8	219.9
双葉ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	―	168.4	177.8	195.9	200.4	202.9	209.2	217.3	224.4
双葉ｽﾏｰﾄ	―	170.1	179.5	197.6	202.1	204.6	210.9	219.0	226.1
甲府昭和	―	175.1	184.5	202.6	207.1	209.6	215.9	224.0	231.1
甲府南	―	182.7	192.1	210.2	214.7	217.2	223.5	231.6	238.7
笛吹ｽﾏｰﾄ	―	188.0	197.4	215.5	220.0	222.5	228.8	236.9	244.0
一宮御坂	―	192.0	201.4	219.5	224.0	226.5	232.8	240.9	248.0
勝沼	―	198.2	207.6	225.7	230.2	232.7	239.0	247.1	254.2
大月ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	―	216.9	226.3	244.4	248.9	251.4	257.7	265.8	272.9

中央自動車道西宮線（小牧・八日市間）

										八日市
									湖東三山	
								彦根	ｽﾏｰﾄ	10.1
							米原		11.2	21.3
						関ヶ原	ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	7.8	19.0	29.1
					養老		15.7	23.5	34.7	44.8
				大垣	ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	11.0	26.7	34.5	45.7	55.8
			岐阜		3.5	14.5	30.2	38.0	49.2	59.3
		一宮	羽島	6.8	10.3	21.3	37.0	44.8	56.0	66.1
	一宮	ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	8.5	15.3	18.8	29.8	45.5	53.3	64.5	74.6
小牧		4.6	13.1	19.9	23.4	34.4	50.1	57.9	69.1	79.2
	8.3	12.9	21.4	28.2	31.7	42.7	58.4	66.2	77.4	87.5

中央自動車道長野線（岡谷ジャンクション・豊科間）

							豊科
						梓川スマート	3.7
					松本	3.6	7.3
				松本ジャンクション	3.2	6.8	10.5
			塩尻北	5.0	8.2	11.8	15.5
		塩尻	6.7	11.7	14.9	18.5	22.2
	岡谷	7.2	13.9	18.9	22.1	25.7	29.4
岡谷ジャンクション	3.7	10.9	17.6	22.6	25.8	29.4	33.1

第一東海自動車道（東京・小牧間）

																										相良牧之原
																								吉田		11.0
																							大井川藤枝スマート	4.2		15.2
																						焼津	7.8	12.0		23.0
																					静岡	11.8	19.6	23.8		34.8
																				清水	14.0	25.8	33.6	37.8		48.8
																			尾羽ジャンクション	1.4	15.4	27.2	35.0	39.2		50.2
																		富士川スマート	18.9	20.3	34.3	46.1	53.9	58.1		69.1
																	富士	6.0	24.9	26.3	40.3	52.1	59.9	64.1		75.1
																愛鷹スマート	15.6	21.6	40.5	41.9	55.9	67.7	75.5	79.7		90.7
															沼津	2.6	18.2	24.2	43.1	44.5	58.5	70.3	78.1	82.3		93.3
														裾野	9.5	12.1	27.7	33.7	52.6	54.0	68.0	79.8	87.6	91.8		102.8
													御殿場ジャンクション	5.5	15.0	17.6	33.2	39.2	58.1	59.5	73.5	85.3	93.1	97.3		108.3
												御殿場	4.6	10.1	19.6	22.2	37.8	43.8	62.7	64.1	78.1	89.9	97.7	101.9		112.9
											大井松田	25.8	30.4	35.9	45.4	48.0	63.6	69.6	88.5	89.9	103.9	115.7	123.5	127.7		138.7
										秦野中井	7.8	33.6	38.2	43.7	53.2	55.8	71.4	77.4	96.3	97.7	111.7	123.5	131.3	135.5		146.5
									伊勢原ジャンクション	9.9	17.7	43.5	48.1	53.6	63.1	65.7	81.3	87.3	106.2	107.6	121.6	133.4	141.2	145.4		156.4
								厚木	5.2	15.1	22.9	48.7	53.3	58.8	68.3	70.9	86.5	92.5	111.4	112.8	126.8	138.6	146.4	150.6		161.6
							海老名南ジャンクション	2.6	7.8	17.7	25.5	51.3	55.9	61.4	70.9	73.5	89.1	95.1	114.0	115.4	129.4	141.2	149.0	153.2		164.2
						海老名	3.4	3.0	8.2	18.1	25.9	51.7	56.3	61.8	71.3	73.9	89.5	95.5	114.4	115.8	129.8	141.6	149.4	153.6		164.6
					海老名ジャンクション	1.9	1.5	1.1	6.3	16.2	24.0	49.8	54.4	59.9	69.4	72.0	87.6	93.6	112.5	113.9	127.9	139.7	147.5	151.7		162.7
				横浜町田	14.2	16.1	15.7	15.3	20.5	30.4	38.2	64.0	68.6	74.1	83.6	86.2	101.8	107.8	126.7	128.1	142.1	153.9	161.7	165.9		176.9
			横浜青葉	6.4	20.6	22.5	22.1	21.7	26.9	36.8	44.6	70.4	75.0	80.5	90.0	92.6	108.2	114.2	133.1	134.5	148.5	160.3	168.1	172.3		183.3
		東名川崎	5.7	12.1	26.3	28.2	27.8	27.4	32.6	42.5	50.3	76.1	80.7	86.2	95.7	98.3	113.9	119.9	138.8	140.2	154.2	166.0	173.8	178.0		189.0
	東名ジャンクション	5.8	11.5	17.9	32.1	34.0	33.6	33.2	38.4	48.3	56.1	81.9	86.5	92.0	101.5	104.1	119.7	125.7	144.6	146.0	160.0	171.8	179.6	183.8		194.8
東京	1.8	7.6	13.3	19.7	33.9	35.8	35.4	35.0	40.2	50.1	57.9	83.7	88.3	93.8	103.3	105.9	121.5	127.5	146.4	147.8	161.8	173.6	181.4	185.6		196.6

	菊川	掛川	袋井	磐田	遠州豊田ｽﾏｰﾄ	浜松	浜松西	三ヶ日	三ヶ日ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	豊川	音羽蒲郡	岡崎	豊田ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	豊田	東名三好	日進ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	名古屋	守山ｽﾏｰﾄ	春日井	小牧ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	小牧
相良牧之原	5.2	11.2	22.8	26.8	28.7	33.4	43.9	54.5	59.2	72.4	83.6	96.8	107.5	114.2	119.2	125.7	128.9	137.0	141.0	143.2	150.1
吉田	16.2	22.2	33.8	37.8	39.7	44.4	54.9	65.5	70.2	83.4	94.6	107.8	118.5	125.2	130.2	136.7	139.9	148.0	152.0	154.2	161.1
大井川藤枝ｽﾏｰﾄ	20.4	26.4	38.0	42.0	43.9	48.6	59.1	69.7	74.4	87.6	98.8	112.0	122.7	129.4	134.4	140.9	144.1	152.2	156.2	158.4	165.3
焼津	28.2	34.2	45.8	49.8	51.7	56.4	66.9	77.5	82.2	95.4	106.6	119.8	130.5	137.2	142.2	148.7	151.9	160.0	164.0	166.2	173.1
静岡	40.0	46.0	57.6	61.6	63.5	68.2	78.7	89.3	94.0	107.2	118.4	131.6	142.3	149.0	154.0	160.5	163.7	171.8	175.8	178.0	184.9
清水	54.0	60.0	71.6	75.6	77.5	82.2	92.7	103.3	108.0	121.2	132.4	145.6	156.3	163.0	168.0	174.5	177.7	185.8	189.8	192.0	198.9
尾羽ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	55.4	61.4	73.0	77.0	78.9	83.6	94.1	104.7	109.4	122.6	133.8	147.0	157.7	164.4	169.4	175.9	179.1	187.2	191.2	193.4	200.3
富士川ｽﾏｰﾄ	74.3	80.3	91.9	95.9	97.8	102.5	113.0	123.6	128.3	141.5	152.7	165.9	176.6	183.3	188.3	194.8	198.0	206.1	210.1	212.3	219.2
富士	80.3	86.3	97.9	101.9	103.8	108.5	119.0	129.6	134.3	147.5	158.7	171.9	182.6	189.3	194.3	200.8	204.0	212.1	216.1	218.3	225.2
愛鷹ｽﾏｰﾄ	95.9	101.9	113.5	117.5	119.4	124.1	134.6	145.2	149.9	163.1	174.3	187.5	198.2	204.9	209.9	216.4	219.6	227.7	231.7	233.9	240.8
沼津	98.5	104.5	116.1	120.1	122.0	126.7	137.2	147.8	152.5	165.7	176.9	190.1	200.8	207.5	212.5	219.0	222.2	230.3	234.3	236.5	243.4
裾野	108.0	114.0	125.6	129.6	131.5	136.2	146.7	157.3	162.0	175.2	186.4	199.6	210.3	217.0	222.0	228.5	231.7	239.8	243.8	246.0	252.9
御殿場ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	113.5	119.5	131.1	135.1	137.0	141.7	152.2	162.8	167.5	180.7	191.9	205.1	215.8	222.5	227.5	234.0	237.2	245.3	249.3	251.5	258.4
御殿場	118.1	124.1	135.7	139.7	141.6	146.3	156.8	167.4	172.1	185.3	196.5	209.7	220.4	227.1	232.1	238.6	241.8	249.9	253.9	256.1	263.0
大井松田	143.9	149.9	161.5	165.5	167.4	172.1	182.6	193.2	197.9	211.1	222.3	235.5	246.2	252.9	257.9	264.4	267.6	275.7	279.7	281.9	288.8
秦野中井	151.7	157.7	169.3	173.3	175.2	179.9	190.4	201.0	205.7	218.9	230.1	243.3	254.0	260.7	265.7	272.2	275.4	283.5	287.5	289.7	296.6
伊勢原ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	161.6	167.6	179.2	183.2	185.1	189.8	200.3	210.9	215.6	228.8	240.0	253.2	263.9	270.6	275.6	282.1	285.3	293.4	297.4	299.6	306.5
厚木	166.8	172.8	184.4	188.4	190.3	195.0	205.5	216.1	220.8	234.0	245.2	258.4	269.1	275.8	280.8	287.3	290.5	298.6	302.6	304.8	311.7
海老名南ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	169.4	175.4	187.0	191.0	192.9	197.6	208.1	218.7	223.4	236.6	247.8	261.0	271.7	278.4	283.4	289.9	293.1	301.2	305.2	307.4	314.3
海老名	169.8	175.8	187.4	191.4	193.3	198.0	208.5	219.1	223.8	237.0	248.2	261.4	272.1	278.8	283.8	290.3	293.5	301.6	305.6	307.8	314.7
海老名ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	167.9	173.9	185.5	189.5	191.4	196.1	206.6	217.2	221.9	235.1	246.3	259.5	270.2	276.9	281.9	288.4	291.6	299.7	303.7	305.9	312.8
横浜町田	182.1	188.1	199.7	203.7	205.6	210.3	220.8	231.4	236.1	249.3	260.5	273.7	284.4	291.1	296.1	302.6	305.8	313.9	317.9	320.1	327.0
横浜青葉	188.5	194.5	206.1	210.1	212.0	216.7	227.2	237.8	242.5	255.7	266.9	280.1	290.8	297.5	302.5	309.0	312.2	320.3	324.3	326.5	333.4
東名川崎	194.2	200.2	211.8	215.8	217.7	222.4	232.9	243.5	248.2	261.4	272.6	285.8	296.5	303.2	308.2	314.7	317.9	326.0	330.0	332.2	339.1
東名ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	200.0	206.0	217.6	221.6	223.5	228.2	238.7	249.3	254.0	267.2	278.4	291.6	302.3	309.0	314.0	320.5	323.7	331.8	335.8	338.0	344.9
東京	201.8	207.8	219.4	223.4	225.3	230.0	240.5	251.1	255.8	269.0	280.2	293.4	304.1	310.8	315.8	322.3	325.5	333.6	337.6	339.8	346.7

東海北陸自動車道（一宮ジャンクション・小矢部砺波ジャンクション間）

																				小矢部砺波ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
																			南砺ｽﾏｰﾄ	3.4
																		福光	7.7	11.1
																	五箇山	16.3	24.0	27.4
																白川郷	15.2	31.5	39.2	42.6
															飛騨清見	24.9	40.1	56.4	64.1	67.5
														荘川	19.0	43.9	59.1	75.4	83.1	86.5
													ひるがの高原ｽﾏｰﾄ	6.8	25.8	50.7	65.9	82.2	89.9	93.3
												高鷲	7.1	13.9	32.9	57.8	73.0	89.3	97.0	100.4
											白鳥	8.0	15.1	21.9	40.9	65.8	81.0	97.3	105.0	108.4
										ぎふ大和	10.4	18.4	25.5	32.3	51.3	76.2	91.4	107.7	115.4	118.8
									郡上八幡	6.2	16.6	24.6	31.7	38.5	57.5	82.4	97.6	113.9	121.6	125.0
								美並	10.2	16.4	26.8	34.8	41.9	48.7	67.7	92.6	107.8	124.1	131.8	135.2
							美濃	17.2	27.4	33.6	44.0	52.0	59.1	65.9	84.9	109.8	125.0	141.3	149.0	152.4
						美濃関ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	1.3	18.5	28.7	34.9	45.3	53.3	60.4	67.2	86.2	111.1	126.3	142.6	150.3	153.7
					関	5.6	6.9	24.1	34.3	40.5	50.9	58.9	66.0	72.8	91.8	116.7	131.9	148.2	155.9	159.3
				岐阜各務原	12.2	17.8	19.1	36.3	46.5	52.7	63.1	71.1	78.2	85.0	104.0	128.9	144.1	160.4	168.1	171.5
			一宮木曽川	5.6	17.8	23.4	24.7	41.9	52.1	58.3	68.7	76.7	83.8	90.6	109.6	134.5	149.7	166.0	173.7	177.1
		尾西	3.8	9.4	21.6	27.2	28.5	45.7	55.9	62.1	72.5	80.5	87.6	94.4	113.4	138.3	153.5	169.8	177.5	180.9
	一宮西																			
一宮ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ・		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
西尾張	1.0	—	7.7	13.3	25.5	31.1	32.4	49.6	59.8	66.0	76.4	84.4	91.5	98.3	117.3	142.2	157.4	173.7	181.4	184.8

第二東海自動車道横浜名古屋線（海老名南ジャンクション・東海間）

																						浜松いなさ
																					浜松いなさ ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	1.7
																				浜松SAｽﾏｰﾄ	9.4	11.1
																			浜松浜北	6.2	15.6	17.3
																		遠州森町ｽﾏｰﾄ	8.7	14.9	24.3	26.0
																	森掛川	3.4	12.1	18.3	27.7	29.4
																島田金谷	16.9	20.3	29.0	35.2	44.6	46.3
															藤枝岡部	15.0	31.9	35.3	44.0	50.2	59.6	61.3
													静岡SAｽﾏｰﾄ	7.0	22.0	38.9	42.3	51.0	57.2	66.6	68.3
												新静岡	11.6	18.6	33.6	50.5	53.9	62.6	68.8	78.2	79.9
											清水	13.7	25.3	32.3	47.3	64.2	67.6	76.3	82.5	91.9	93.6
										清水いはら ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	2.7	11.0	22.6	29.6	44.6	61.5	64.9	73.6	79.8	89.2	90.9
									新清水	1.8	4.5	9.2	20.8	27.8	42.8	59.7	63.1	71.8	78.0	87.4	89.1
								新清水 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	9.4	11.2	13.9	18.6	30.2	37.2	52.2	69.1	72.5	81.2	87.4	96.8	98.5
							新富士	14.4	23.8	25.6	28.3	33.0	44.6	51.6	66.6	83.5	86.9	95.6	101.8	111.2	112.9
						長泉沼津	20.3	34.7	44.1	45.9	48.6	53.3	64.9	71.9	86.9	103.8	107.2	115.9	122.1	131.5	133.2
					御殿場	13.2	33.5	47.9	57.3	59.1	61.8	66.5	78.1	85.1	100.1	117.0	120.4	129.1	135.3	144.7	146.4
				御殿場 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	7.1	20.3	40.6	55.0	64.4	66.2	68.9	73.6	85.2	92.2	107.2	124.1	127.5	136.2	142.4	151.8	153.5
			秦野	25.2	32.3	45.5	65.8	80.2	89.6	91.4	94.1	98.8	110.4	117.4	132.4	149.3	152.7	161.4	167.6	177.0	178.7
		伊勢原北	12.8	38.0	45.1	58.3	78.6	93.0	102.4	104.2	106.9	111.6	123.2	130.2	145.2	162.1	165.5	174.2	180.4	189.8	191.5
	伊勢原 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	2.4	15.2	40.4	47.5	60.7	81.0	95.4	104.8	106.6	109.3	114.0	125.6	132.6	147.6	164.5	167.9	176.6	182.8	192.2	193.9
厚木南	4.3	6.7	19.5	44.7	51.8	65.0	85.3	99.7	109.1	110.9	113.6	118.3	129.9	136.9	151.9	168.8	172.2	180.9	187.1	196.5	198.2
海老名南 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	1.5	5.8	8.2	21.0	46.2	53.3	66.5	86.8	101.2	110.6	112.4	115.1	119.8	131.4	138.4	153.4	170.3	173.7	182.4	188.6	198.0	199.7

	三ケ日 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	新城	額田	豊田東 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	豊田東	豊田 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	豊田南	豊明	名古屋南	大府	東海
三ケ日 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ		25.1	51.2	67.9	71.0	72.9	80.5	88.1	93.4	94.9	98.5
新城			26.1	42.8	45.9	47.8	55.4	63.0	68.3	69.8	73.4
額田				16.7	19.8	21.7	29.3	36.9	42.2	43.7	47.3
豊田東 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ					3.1	5.0	12.6	20.2	25.5	27.0	30.6
豊田東						1.9	9.5	17.1	22.4	23.9	27.5
豊田 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ							7.6	15.2	20.5	22.0	25.6
豊田南								7.6	12.9	14.4	18.0
豊明									5.3	6.8	10.4
名古屋南										1.5	5.1
大府											3.6
東海											
浜松いなさ	11.0	14.1	40.2	56.9	60.0	61.9	69.5	77.1	82.4	83.9	87.5
浜松いなさ ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	12.7	12.4	38.5	55.2	58.3	60.2	67.8	75.4	80.7	82.2	85.8
浜松 SA ｽﾏｰﾄ	22.1	21.8	47.9	64.6	67.7	69.6	77.2	84.8	90.1	91.6	95.2
浜松浜北	28.3	28.0	54.1	70.8	73.9	75.8	83.4	91.0	96.3	97.8	101.4
遠州森町 ｽﾏｰﾄ	37.0	36.7	62.8	79.5	82.6	84.5	92.1	99.7	105.0	106.5	110.1
森掛川	40.4	40.1	66.2	82.9	86.0	87.9	95.5	103.1	108.4	109.9	113.5
島田金谷	57.3	57.0	83.1	99.8	102.9	104.8	112.4	120.0	125.3	126.8	130.4
藤枝岡部	72.3	72.0	98.1	114.8	117.9	119.8	127.4	135.0	140.3	141.8	145.4
静岡 SA ｽﾏｰﾄ	79.3	79.0	105.1	121.8	124.9	126.8	134.4	142.0	147.3	148.8	152.4
新静岡	90.9	90.6	116.7	133.4	136.5	138.4	146.0	153.6	158.9	160.4	164.0
清水 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	104.6	104.3	130.4	147.1	150.2	152.1	159.7	167.3	172.6	174.1	177.7
清水いはら	101.9	101.6	127.7	144.4	147.5	149.4	157.0	164.6	169.9	171.4	175.0
新清水 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	100.1	99.8	125.9	142.6	145.7	147.6	155.2	162.8	168.1	169.6	173.2
新清水	109.5	109.2	135.3	152.0	155.1	157.0	164.6	172.2	177.5	179.0	182.6
新富士	123.9	123.6	149.7	166.4	169.5	171.4	179.0	186.6	191.9	193.4	197.0
長泉沼津	144.2	143.9	170.0	186.7	189.8	191.7	199.3	206.9	212.2	213.7	217.3
御殿場 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	157.4	157.1	183.2	199.9	203.0	204.9	212.5	220.1	225.4	226.9	230.5
御殿場	164.5	164.2	190.3	207.0	210.1	212.0	219.6	227.2	232.5	234.0	237.6
秦野	189.7	189.4	215.5	232.2	235.3	237.2	244.8	252.4	257.7	259.2	262.8
伊勢原北	202.5	202.2	228.3	245.0	248.1	250.0	257.6	265.2	270.5	272.0	275.6
伊勢原 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	204.9	204.6	230.7	247.4	250.5	252.4	260.0	267.6	272.9	274.4	278.0
厚木南	209.2	208.9	235.0	251.7	254.8	256.7	264.3	271.9	277.2	278.7	282.3
海老名南 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	210.7	210.4	236.5	253.2	256.3	258.2	265.8	273.4	278.7	280.2	283.8

中部横断自動車道（吉原ジャンクション・富沢間、六郷・双葉ジャンクション間）

	富沢
新清水ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	20.7

				双葉ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
			白根	6.8
		南ｱﾙﾌﾟｽ	3.0	9.8
	増穂	6.2	9.2	16.0
六郷	9.3	15.5	18.5	25.3

北陸自動車道（朝日・米原ジャンクション間）

																						片山津
																					安宅ｽﾏｰﾄ	4.0
																				小松	4.6	8.6
																			美川	11.0	15.6	19.6
																		徳光ｽﾏｰﾄ	4.4	15.4	20.0	24.0
																	白山	5.2	9.6	20.6	25.2	29.2
																金沢西	2.6	7.8	12.2	23.2	27.8	31.8
															金沢東	7.7	10.3	15.5	19.9	30.9	35.5	39.5
														金沢森本	3.2	10.9	13.5	18.7	23.1	34.1	38.7	42.7
													小矢部	14.4	17.6	25.3	27.9	33.1	37.5	48.5	53.1	57.1
												小矢部砺波ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	5.5	19.9	23.1	30.8	33.4	38.6	43.0	54.0	58.6	62.6
											砺波	3.9	9.4	23.8	27.0	34.7	37.3	42.5	46.9	57.9	62.5	66.5
										高岡砺波ｽﾏｰﾄ	5.9	9.8	15.3	29.7	32.9	40.6	43.2	48.4	52.8	63.8	68.4	72.4
									小杉	8.4	14.3	18.2	23.7	38.1	41.3	49.0	51.6	56.8	61.2	72.2	76.8	80.8
								富山西	5.2	13.6	19.5	23.4	28.9	43.3	46.5	54.2	56.8	62.0	66.4	77.4	82.0	86.0
							富山	7.4	12.6	21.0	26.9	30.8	36.3	50.7	53.9	61.6	64.2	69.4	73.8	84.8	89.4	93.4
						流杉ｽﾏｰﾄ	6.6	14.0	19.2	27.6	33.5	37.4	42.9	57.3	60.5	68.2	70.8	76.0	80.4	91.4	96.0	100.0
					立山	5.7	12.3	19.7	24.9	33.3	39.2	43.1	48.6	63.0	66.2	73.9	76.5	81.7	86.1	97.1	101.7	105.7
				滑川	8.1	13.8	20.4	27.8	33.0	41.4	47.3	51.2	56.7	71.1	74.3	82.0	84.6	89.8	94.2	105.2	109.8	113.8
			魚津	9.3	17.4	23.1	29.7	37.1	42.3	50.7	56.6	60.5	66.0	80.4	83.6	91.3	93.9	99.1	103.5	114.5	119.1	123.1
		黒部	9.6	18.9	27.0	32.7	39.3	46.7	51.9	60.3	66.2	70.1	75.6	90.0	93.2	100.9	103.5	108.7	113.1	124.1	128.7	132.7
	入善ｽﾏｰﾄ	4.5	14.1	23.4	31.5	37.2	43.8	51.2	56.4	64.8	70.7	74.6	80.1	94.5	97.7	105.4	108.0	113.2	117.6	128.6	133.2	137.2
朝日	4.2	8.7	18.3	27.6	35.7	41.4	48.0	55.4	60.6	69.0	74.9	78.8	84.3	98.7	101.9	109.6	112.2	117.4	121.8	132.8	137.4	141.4

	加賀	金津	丸岡	福井北	福井	鯖江	武生	南条ｽﾏｰﾄ	今庄	敦賀	敦賀ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	木之本	小谷城ｽﾏｰﾄ	長浜	米原	米原ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
米原ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ																0.7
米原															8.9	9.6
長浜														6.8	15.7	16.4
小谷城ｽﾏｰﾄ													7.0	13.8	22.7	23.4
木之本												22.1	29.1	35.9	44.8	45.5
敦賀ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ											1.1	23.2	30.2	37.0	45.9	46.6
敦賀										21.5	22.6	44.7	51.7	58.5	67.4	68.1
今庄									3.6	25.1	26.2	48.3	55.3	62.1	71.0	71.7
南条ｽﾏｰﾄ								8.9	12.5	34.0	35.1	57.2	64.2	71.0	79.9	80.6
武生							5.4	14.3	17.9	39.4	40.5	62.6	69.6	76.4	85.3	86.0
鯖江						11.2	16.6	25.5	29.1	50.6	51.7	73.8	80.8	87.6	96.5	97.2
福井					6.4	17.6	23.0	31.9	35.5	57.0	58.1	80.2	87.2	94.0	102.9	103.6
福井北				6.8	13.2	24.4	29.8	38.7	42.3	63.8	64.9	87.0	94.0	100.8	109.7	110.4
丸岡			10.5	17.3	23.7	34.9	40.3	49.2	52.8	74.3	75.4	97.5	104.5	111.3	120.2	120.9
金津		7.3	17.8	24.6	31.0	42.2	47.6	56.5	60.1	81.6	82.7	104.8	111.8	118.6	127.5	128.2
片山津	12.5	19.8	30.3	37.1	43.5	54.7	60.1	69.0	72.6	94.1	95.2	117.3	124.3	131.1	140.0	140.7
安宅ｽﾏｰﾄ	16.5	23.8	34.3	41.1	47.5	58.7	64.1	73.0	76.6	98.1	99.2	121.3	128.3	135.1	144.0	144.7
小松	21.1	28.4	38.9	45.7	52.1	63.3	68.7	77.6	81.2	102.7	103.8	125.9	132.9	139.7	148.6	149.3
美川	32.1	39.4	49.9	56.7	63.1	74.3	79.7	88.6	92.2	113.7	114.8	136.9	143.9	150.7	159.6	160.3
徳光ｽﾏｰﾄ	36.5	43.8	54.3	61.1	67.5	78.7	84.1	93.0	96.6	118.1	119.2	141.3	148.3	155.1	164.0	164.7
白山	41.7	49.0	59.5	66.3	72.7	83.9	89.3	98.2	101.8	123.3	124.4	146.5	153.5	160.3	169.2	169.9
金沢西	44.3	51.6	62.1	68.9	75.3	86.5	91.9	100.8	104.4	125.9	127.0	149.1	156.1	162.9	171.8	172.5
金沢東	52.0	59.3	69.8	76.6	83.0	94.2	99.6	108.5	112.1	133.6	134.7	156.8	163.8	170.6	179.5	180.2
金沢森本	55.2	62.5	73.0	79.8	86.2	97.4	102.8	111.7	115.3	136.8	137.9	160.0	167.0	173.8	182.7	183.4
小矢部	69.6	76.9	87.4	94.2	100.6	111.8	117.2	126.1	129.7	151.2	152.3	174.4	181.4	188.2	197.1	197.8
小矢部砺波ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	75.1	82.4	92.9	99.7	106.1	117.3	122.7	131.6	135.2	156.7	157.8	179.9	186.9	193.7	202.6	203.3
砺波	79.0	86.3	96.8	103.6	110.0	121.2	126.6	135.5	139.1	160.6	161.7	183.8	190.8	197.6	206.5	207.2
高岡砺波ｽﾏｰﾄ	84.9	92.2	102.7	109.5	115.9	127.1	132.5	141.4	145.0	166.5	167.6	189.7	196.7	203.5	212.4	213.1
小杉	93.3	100.6	111.1	117.9	124.3	135.5	140.9	149.8	153.4	174.9	176.0	198.1	205.1	211.9	220.8	221.5
富山西	98.5	105.8	116.3	123.1	129.5	140.7	146.1	155.0	158.6	180.1	181.2	203.3	210.3	217.1	226.0	226.7
富山	105.9	113.2	123.7	130.5	136.9	148.1	153.5	162.4	166.0	187.5	188.6	210.7	217.7	224.5	233.4	234.1
流杉ｽﾏｰﾄ	112.5	119.8	130.3	137.1	143.5	154.7	160.1	169.0	172.6	194.1	195.2	217.3	224.3	231.1	240.0	240.7
立山	118.2	125.5	136.0	142.8	149.2	160.4	165.8	174.7	178.3	199.8	200.9	223.0	230.0	236.8	245.7	246.4
滑川	126.3	133.6	144.1	150.9	157.3	168.5	173.9	182.8	186.4	207.9	209.0	231.1	238.1	244.9	253.8	254.5
魚津	135.6	142.9	153.4	160.2	166.6	177.8	183.2	192.1	195.7	217.2	218.3	240.4	247.4	254.2	263.1	263.8
黒部	145.2	152.5	163.0	169.8	176.2	187.4	192.8	201.7	205.3	226.8	227.9	250.0	257.0	263.8	272.7	273.4
入善ｽﾏｰﾄ	149.7	157.0	167.5	174.3	180.7	191.9	197.3	206.2	209.8	231.3	232.4	254.5	261.5	268.3	277.2	277.9
朝日	153.9	161.2	171.7	178.5	184.9	196.1	201.5	210.4	214.0	235.5	236.6	258.7	265.7	272.5	281.4	282.1

近畿自動車道名古屋亀山線（名古屋西・亀山南ジャンクション間）

													伊勢関	芸濃
												亀山	—	—
											亀山ＰＡ スマート	1.1	—	8.8
										亀山 ジャンクション	5.2	6.3		
									鈴鹿	5.1	10.3	11.4		
								四日市	9.6	14.7	19.9	21.0		
							四日市 東	6.4	16.0	21.1	26.3	27.4		
						四日市 ジャンクション	2.5	8.9	18.5	23.6	28.8	29.9		
					桑名	3.4	5.9	12.3	21.9	27.0	32.2	33.3		
				桑名東	3.9	7.3	9.8	16.2	25.8	30.9	36.1	37.2		
			長島	3.3	7.2	10.6	13.1	19.5	29.1	34.2	39.4	40.5		
		弥富	3.7	7.0	10.9	14.3	16.8	23.2	32.8	37.9	43.1	44.2		
	蟹江	5.3	9.0	12.3	16.2	19.6	22.1	28.5	38.1	43.2	48.4	49.5		
名古屋西	3.7	9.0	12.7	16.0	19.9	23.3	25.8	32.2	41.8	46.9	52.1	53.2		

近畿自動車道伊勢線（伊勢関・伊勢間）

							玉城	伊勢西・伊勢
						勢和多気	10.3	9.5
					松阪	13.9	24.2	19.8
				一志嬉野	6.4	20.3	30.6	33.7
			久居	5.8	12.2	26.1	36.4	40.1
		津	6.3	12.1	18.5	32.4	42.7	45.9
	芸濃	8.5	14.8	20.6	27.0	40.9	51.2	52.2
伊勢関	6.3	14.8	21.1	26.9	33.3	47.2	57.5	60.7

近畿自動車道名古屋神戸線（飛島・甲賀土山間）

											甲賀土山
										亀山	
									亀山西	ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	18.8
								鈴鹿ｽﾏｰﾄ	ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	5.3	13.5
							菰野		8.3	13.6	21.8
						四日市北		6.9	15.2	20.5	28.7
					四日市	ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	8.2	15.1	23.4	28.7	36.9
				みえ	ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	4.4	12.6	19.5	27.8	33.1	41.3
			みえ	朝日	2.1	6.5	14.7	21.6	29.9	35.2	43.4
		湾岸	川越	－	6.2	10.6	18.8	25.7	34.0	39.3	47.5
	湾岸	桑名	1.8	－	8.0	12.4	20.6	27.5	35.8	41.1	49.3
湾岸弥富・	長島	2.5	4.3	－	10.5	14.9	23.1	30.0	38.3	43.6	51.8
飛島 弥富木曽岬	4.0	6.5	8.3	－	14.5	18.9	27.1	34.0	42.3	47.6	55.8
5.1	9.1	11.6	13.4	－	19.6	24.0	32.2	39.1	47.4	52.7	60.9

近畿自動車道尾鷲多気線（紀伊長島・勢和多気間）

			勢和
		大宮	多気
	紀勢	大台	13.4
紀伊長島	大内山	10.4	23.8
	10.3	20.7	34.1

近畿自動車道敦賀線（小浜・敦賀ジャンクション間）

					敦賀
				敦賀南	ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
			美浜	ｽﾏｰﾄ	6.7
		三方		6.3	13.0
	上中		7.2	13.5	20.2
小浜		9.2	16.4	22.7	29.4
	9.6	18.8	26.0	32.3	39.0

別添　４

変更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
２００	３００	２５０
２５０	３５０	３００
３００	４００	３５０
３５０	５００	４５０
４００	５５０	５００
４５０	６００	６００
５００	６５０	６５０
５５０	７５０	７５０
６００	８００	８００
６５０	８５０	８５０
７００	９５０	９５０
７５０	１，０００	１，０００
８００	１，０５０	１，０５０
８５０	１，１５０	１，１５０
９００	１，２００	１，２００
９５０	１，２５０	１，２５０
１，０００	１，３００	１，３５０
１，０５０	１，４００	１，４００
１，１００	１，４５０	１，４５０
１，１５０	１，５００	１，５００
１，２００	１，６００	１，６００
１，２５０	１，６５０	１，６５０
１，３００	１，７００	１，７００
１，３５０	１，８００	１，８００
１，４００	１，８５０	１，８５０
１，４５０	１，９００	１，９００
１，５００	１，９５０	２，０００
１，５５０	２，０５０	２，０５０
１，６００	２，１００	２，１００
１，６５０	２，１５０	２，２００
１，７００	２，２５０	２，２５０

変更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
１，７５０	２，３００	２，３００
１，８００	２，３５０	２，４００
１，８５０	２，４５０	２，４５０
１，９００	２，５００	２，５００
１，９５０	２，５５０	２，６００
２，０００	２，６００	２，６５０
２，０５０	２，７００	２，７００
２，１００	２，７５０	２，８００
２，１５０	２，８００	２，８５０
２，２００	２，９００	２，９００
２，２５０	２，９５０	３，０００
２，３００	３，０００	３，０５０
２，３５０	３，１００	３，１００
２，４００	３，１５０	３，２００
２，４５０	３，２００	３，２５０
２，５００	３，２５０	３，３００
２，５５０	３，３５０	３，４００
２，６００	３，４００	３，４５０
２，６５０	３，４５０	３，５００
２，７００	３，５５０	３，６００
２，７５０	３，６００	３，６５０
２，８００	３，６５０	３，７００
２，８５０	３，７５０	３，８００
２，９００	３，８００	３，８５０
２，９５０	３，８５０	３，９００
３，０００	３，９００	４，０００
３，０５０	４，０００	４，０５０
３，１００	４，０５０	４，１００
３，１５０	４，１００	４，１５０
３，２００	４，２００	４，２５０
３，２５０	４，２５０	４，３００
３，３００	４，３００	４，３５０

別添５　一般有料道路のキロ程（単位：キロメートル）

一般国道３０２号（伊勢湾岸道路）（東海・飛島間）

			飛島
		名港中央	
	名港潮見		2.0
東海		2.4	4.4
	1.7	4.1	6.1

一般国道４６８号（首都圏中央連絡自動車道）（西久保ジャンクション・海老名南ジャンクション間、海老名・あきる野間）

			海老名南
		寒川北	ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
	寒川南		2.8
西久保		3.2	6.0
ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	ー	5.1	7.9

							あきる野
						八王子西	
					八王子		ー
					ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	4.4	9.6
				城山	2.0	6.4	11.6
			相模原		7.9	12.3	17.5
		圏央厚木		8.9	14.8	16.8	21.2	26.4
海老名			5.2	14.1	20.0	22.0	26.4	31.6
	4.9	10.1	19.0	24.9	26.9	31.3	36.5

一般国道４７５号（東海環状自動車道）（豊田東ジャンクション・四日市北ジャンクション間）

														関広見
													美濃関	
												富加関	ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	2.9
											美濃加茂		7.0	9.9
										可児御嵩		6.3	13.3	16.2
									五斗蒔		9.4	15.7	22.7	25.6
								土岐	ｽﾏｰﾄ	8.8	18.2	24.5	31.5	34.4
							土岐南	ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	1.7	10.5	19.9	26.2	33.2	36.1
						せと品野	多治見	2.9	4.6	13.4	22.8	29.1	36.1	39.0
					せと赤津		10.9	13.8	15.5	24.3	33.7	40.0	47.0	49.9
				豊田藤岡		2.8	13.7	16.6	18.3	27.1	36.5	42.8	49.8	52.7
			豊田勘八		7.8	10.6	21.5	24.4	26.1	34.9	44.3	50.6	57.6	60.5
		鞍ヶ池		5.7	13.5	16.3	27.2	30.1	31.8	40.6	50.0	56.3	63.3	66.2
	豊田松平	ｽﾏｰﾄ	3.4	9.1	16.9	19.7	30.6	33.5	35.2	44.0	53.4	59.7	66.7	69.6
豊田東		2.9	6.3	12.0	19.8	22.6	33.5	36.4	38.1	46.9	56.3	62.6	69.6	72.5
ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	3.4	6.3	9.7	15.4	23.2	26.0	36.9	39.8	41.5	50.3	59.7	66.0	73.0	75.9

											四日市北ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
										東員	1.4
									大安	6.4	7.8
								北勢	6.5	12.9	14.3
							養老	18.1	24.6	31.0	32.4
						養老ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	3.1	21.2	27.7	34.1	35.5
					大垣西	6.0	9.1	27.2	33.7	40.1	41.5
				大野神戸	7.6	13.6	16.7	34.8	41.3	47.7	49.1
			糸貫	6.8	14.4	20.4	23.5	41.6	48.1	54.5	55.9
		岐阜	5.1	11.9	19.5	25.5	28.6	46.7	53.2	59.6	61.0
	高富	6.8	11.9	18.7	26.3	32.3	35.4	53.5	60.0	66.4	67.8
関広見	9.0	15.8	20.9	27.7	35.3	41.3	44.4	62.5	69.0	75.4	76.8
美濃関ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	11.9	18.7	23.8	30.6	38.2	44.2	47.3	65.4	71.9	78.3	79.7
富加関	18.9	25.7	30.8	37.6	45.2	51.2	54.3	72.4	78.9	85.3	86.7
美濃加茂	25.2	32.0	37.1	43.9	51.5	57.5	60.6	78.7	85.2	91.6	93.0
可児御嵩	34.6	41.4	46.5	53.3	60.9	66.9	70.0	88.1	94.6	101.0	102.4
五斗蒔ｽﾏｰﾄ	43.4	50.2	55.3	62.1	69.7	75.7	78.8	96.9	103.4	109.8	111.2
土岐ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	45.1	51.9	57.0	63.8	71.4	77.4	80.5	98.6	105.1	111.5	112.9
土岐南多治見	48.0	54.8	59.9	66.7	74.3	80.3	83.4	101.5	108.0	114.4	115.8
せと品野	58.9	65.7	70.8	77.6	85.2	91.2	94.3	112.4	118.9	125.3	126.7
せと赤津	61.7	68.5	73.6	80.4	88.0	94.0	97.1	115.2	121.7	128.1	129.5
豊田藤岡	69.5	76.3	81.4	88.2	95.8	101.8	104.9	123.0	129.5	135.9	137.3
豊田勘八	75.2	82.0	87.1	93.9	101.5	107.5	110.6	128.7	135.2	141.6	143.0
鞍ヶ池ｽﾏｰﾄ	78.6	85.4	90.5	97.3	104.9	110.9	114.0	132.1	138.6	145.0	146.4
豊田松平	81.5	88.3	93.4	100.2	107.8	113.8	116.9	135.0	141.5	147.9	149.3
豊田東ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	84.9	91.7	96.8	103.6	111.2	117.2	120.3	138.4	144.9	151.3	152.7

別添６

A	一般国道３０２号（伊勢湾岸道路）
	一般国道４７５号（東海環状自動車道）
B	一般国道４６８号（首都圏中央連絡自動車道）（海老名市中新田からあきる野市まで）
C	一般国道４６８号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで）
D	一般国道１号（西湘バイパス）
	一般国道１３８号（東富士五湖道路）
	一般国道２７１号（小田原厚木道路）
E	一般国道１号（新湘南バイパス）

別添7　割引相互間の重複適用関係　（1）重複適用の有無

	ﾏｲﾚｰｼﾞ	大口	前納	深夜	通勤	通勤(Ⅱ)	早朝	平夜	平昼	休昼	休特	特区(Ⅰ)	特区(Ⅱ)	休夜	東京	圏央連続	東海	中央	特定	連続	短区間	名古屋	障割	路バス	休バス
大口	×																								
前納	×	×																							
深夜	○	○	○																						
通勤	○	○	○	×																					
通勤(Ⅱ)	○	○	○	×	×																				
早朝	○	○	○	×	×	×																			
平夜	○	○	○	×	×	×	×																		
平昼	○	○	○	×	×	×	×	×																	
休昼	○	○	○	×	×	×	×	×	×																
休特	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×															
特区(Ⅰ)	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×														
特区(Ⅱ)	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○													
休夜	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○												
東京	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×											
圏央連続	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×										
東海	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×									
中央	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×								
特定	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×							
連続	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×						
短区間	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×					
名古屋	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×				
障割	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○			
路バス	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	×		
休バス	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×	

（注）「マイレージ」、「大口」、「前納」、「深夜」、「通勤」、「通勤（Ⅱ）」、「早朝」、「平夜」、「平昼」、「休昼」、「休特」、「特区（Ⅰ）」、「特区（Ⅱ）」、「休夜」、「東京」、「圏央連続」、「東海」、「中央」、「特定」、「連続」、「短区間」、「名古屋」、「障割」、「路バス」、及び「休バス」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引、深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引（Ⅰ）、特別区間等における割引（Ⅱ）、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、東海環状自動車道連続割引、中央自動車道富士吉田線における短区間割引、特定区間割引、高速国道との連続利用割引、ＥＴＣ短区間割引、近畿自動車道名古屋亀山線におけるＥＴＣ割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引、及び休日バス割引を指すものとし、縦と横の交点の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

（２）重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
１	高速国道との連続利用割引、特別区間等における割引（Ⅱ）又は近畿自動車道名古屋亀山線におけるＥＴＣ割引
２	深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引（Ⅰ）、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、東海環状自動車道連続割引、中央自動車道富士吉田線における短区間割引、特定区間割引又はＥＴＣ短区間割引
３	障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引又は休日バス割引
４	マイレージ割引、大口・多頻度割引又はＥＴＣ前納割引

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、記名押印の上、各々１通を保有する。

平成２４年　４月１７日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理　事　長　　勢　山　　廣　直

中日本高速道路株式会社
代表取締役会長兼社長　　金　子　　剛　一